

明治期における香川県下の市町村財政（4）

西山一郎

まずお断りをしなければならぬ。本稿（4）の大部分は前号（3）の、5. 2 衛生費をめぐる予算審議と財政、を増補改訂し、5. 3 避病院・伝染病院の建設をめぐる審議と財政、を増補したものである。なぜそのようなになったのかの理由は以下の通りである。第1に、（3）を執筆した際に筆者は学部長を仰せつかり、十分な研究の時間が取れず不十分なままに原稿を提出せざるをえなかったことである。第2は、2009年5月9日に香川大学で開催された四国財政学会第47回研究会で「香川県大川郡富田村の明治期における衛生費外について」と題して研究発表を行い、会員諸賢から有益な指摘をもらい、衛生組合や大字の財政について研究する必要があると感じたということである。なお、（3）の抜き刷りを関西福祉大学教授で、日本地方財政史に関する碩学の坂本忠治氏に送ったところ、私信で衛生費「だけを〔これだけ〕詳しく分析されたのは初めて見ました」というコメントを頂き、明治期における衛生費研究の意義を再認識し、不十分な点を改めて一層研究を深める必要を感じたという次第である。以上のような事情で増補改訂版を世に問うことにした。増補改訂の主要な作業は明治期における他の時期の伝染病を取り上げたこと、『香川新報』の閲覧月日を広げて伝染病の実態をより詳細に明らかにすること外であった。その結果、分量的に2.6倍に増加した。

キーワード：衛生費、コレラ、赤痢病、避病院、隔離病舎、衛生組合、
香川県大川郡富田村

目次

I. 市制町村制の制定ならびにその意義 II. 香川県下における市制町村制の実施 III. 市町村の行政機構と議会議員選挙 1. 香川県下の市町村の行政機構と予算制度の概観 2. 市町村議会議員の選挙 IV 市町村財政 1. 歳出 1. 1 教育費（以上は、第7巻第1号） 1. 2 衛生費 2. 歳入 3. 税収入 V 富田村の行財政 1. 富田村の人口、地目、役場の機構（1910年～1911年） 2. 給料・雑給等の決定について 3. 富田村の財政構造の推移（以上は、第8巻第1号） 4. 町村制から見る村の行政組織、富田村に

おける村長、助役の選挙ならびに収入役、書記の選任 5. 富田村の財政運営 5. 1 教育費をめぐる予算審議と財政 5. 1. 1 富田尋常高等小学校略史(明治期) 5. 1. 2 富田尋常高等小学校校舎建築の歩み(明治期) 5. 1. 3 1906(明治39)年度の教育費について 5. 1. 4 1911(明治44)年度の教育費について 5. 2 衛生費をめぐる予算審議と財政 5. 2. 1 1894(明治27)年度の衛生費 5. 2. 2 1895(明治28)年度の衛生費 5. 2. 3 1896(明治29)年度の衛生費 5. 2. 4 1908(明治41)年度の衛生費 5. 2. 5 1909(明治42)年度の衛生費 5. 2. 6 1910(明治43)年度の衛生費 5. 2. 7 1911(明治44)年度の衛生費 5. 3 避病院・伝染病院の建設をめぐる審議と財政 5. 3. 1 1895(明治28)年度における避病院建設をめぐる審議 5. 3. 2 1898(明治31)年度における伝染病院建築をめぐる審議と予算・決算(以上は、第8巻第2号、2008年12月)

5.2 衛生費をめぐる予算審議と財政(増補改訂)

県下の町村における明治期の伝染病患者数と死亡者数をコレラ、腸チフス、赤痢病の3つに限って見ると第34図、第35図、第36図のようである。¹⁾

県下の町村におけるコレラは、1890年、1895年、1902年²⁾に突然大規模に発生し、その伝染は激しく多くの患者と死亡者が出ている。1910年にも県下ではコレラがそれ以前に比較して小規模ではあるが、流行している。

患者数について全国のコレラ患者数と香川県の町村のそれを並べて作図すると第34図A³⁾のようである。ご覧のように、1890年、1895年、1902年は全国と一致する。全国とかなり異なるのは1891年、⁴⁾1907年⁵⁾であり、その他の年は全国の流行とほぼ同じ傾向である。

1) 作図のデータは、拙著『香川県財政百年の歩み』香川県、2006年、26～27ページ、にある。なお、明治20年代の香川県下の伝染病については、香川県『香川県史』1987年、432～434ページ、も参照。同じ内容が、村山幸輝『地方から見た近代日本社会の形成』文真堂、1994年、29～32ページ、に収録されている。勿論、それらの3つの伝染病の外に天然痘、ジフテリア、ペストも県下の町村において発生しているが(前掲拙著、同上ページ、を参照)、それらについての行財政的分析は他日の課題とする。

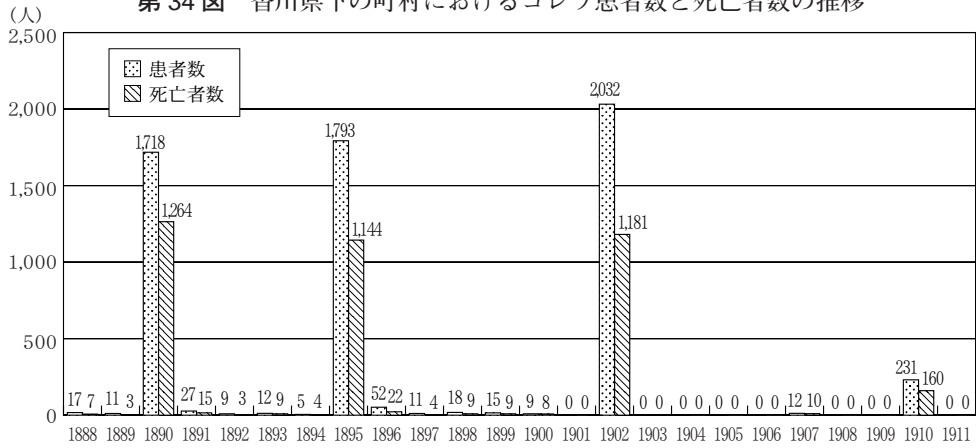
2) 同年のコレラの伝染については、香川県『香川県史』第3篇下巻、1910年(初版)、351～354ページ(復刻版1976年、名著出版)；香川県『香川県史』5、通史編、近代、1987年、800ページ、も参照。同じ内容が、村山、前掲書、40～41ページ、に収録されている。

3) 全国のコレラ患者数は、内務省衛生局編『法定傳染病統計(自明治十三年至大正八年)』1920年、1ページ、第1表 累年傳染病患者及死亡總数、による。

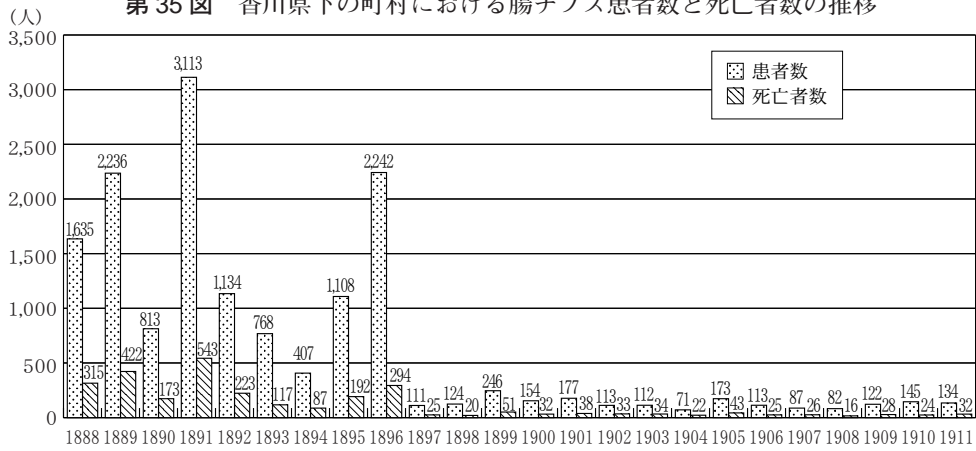
4) 1891年のコレラは「遂に北海道、岐阜および沖繩県を除く全国に蔓延し、患者数11、142人、死者数7,760人に達した。」(山本俊一『日本コレラ史』東京大学出版会、1982年、86ページ)したがって、香川県のコレラの流行は比較的軽微であったといえるであろう。香川県のコレラ患者は、第34図のように、27名、死亡者は15名であった。

5) 1907年の流行は「福岡県と阪神地区がこの年の流行の二大中心であった。」(山本、前掲書、119ページ)香川県のコレラ患者は、第34図のように、12名、死亡者は10名であった。

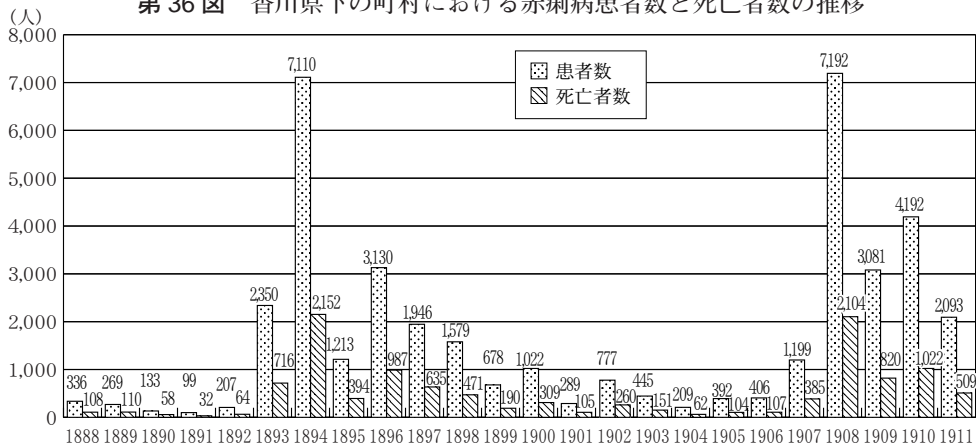
第34図 香川県下の町村におけるコレラ患者数と死亡者数の推移



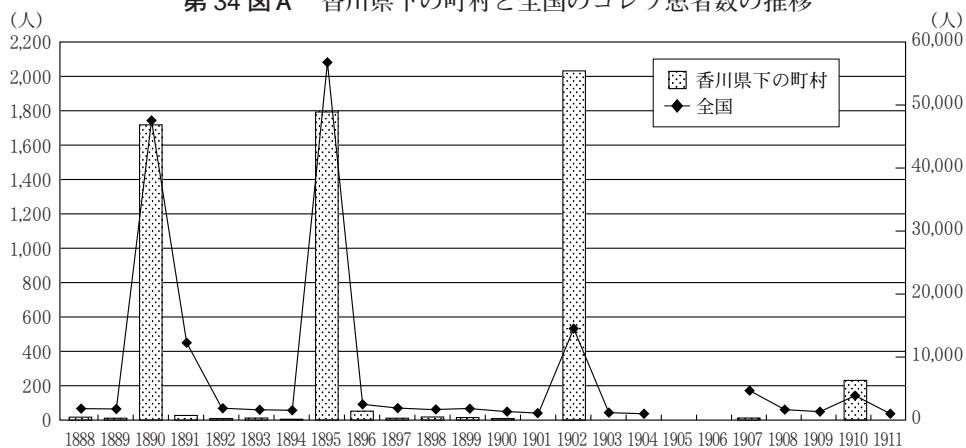
第35図 香川県下の町村における腸チフス患者数と死亡者数の推移



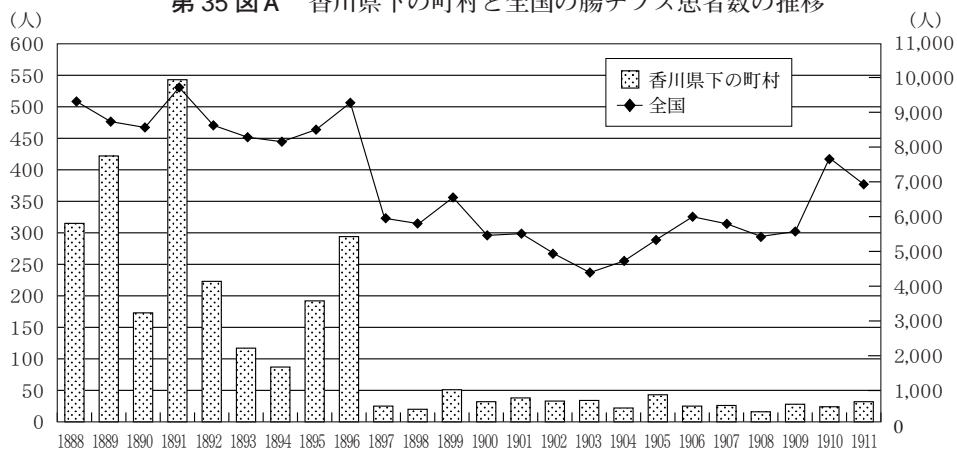
第36図 香川県下の町村における赤痢病患者数と死亡者数の推移



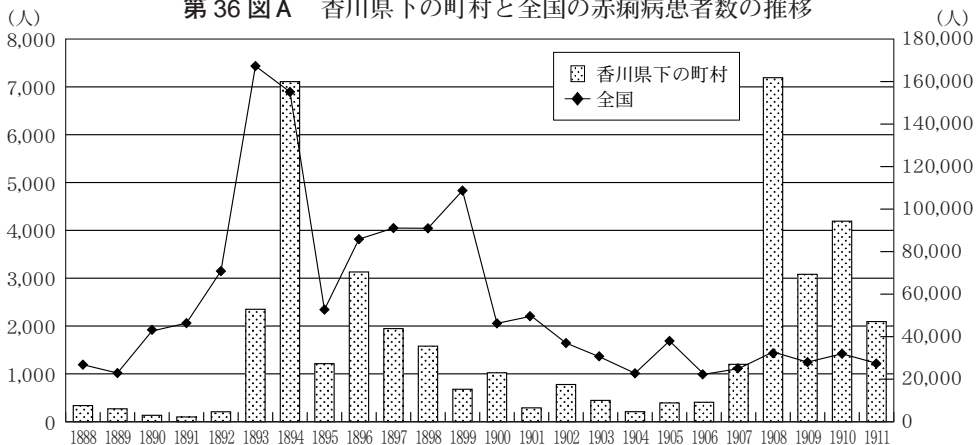
第34図A 香川県下の町村と全国のコレラ患者数の推移



第35図A 香川県下の町村と全国の腸チフス患者数の推移



第36図A 香川県下の町村と全国の赤痢病患者数の推移



腸チフスは、第 35 図のように、1896 年まで多くの患者と死亡者が出ている。特に 1891 年には患者数が 3,113 人、死亡者数が 543 人、1896 年には患者数が 2,242 人、死亡者数が 294 人、1889 年には患者数が 2,236 人、死亡者数が 422 人である。しかし、1897 年以降は鎮静化したようである。

腸チフスの患者数を全国と比較すると第 35 図 A⁶⁾ のようである。おおざっぱに言えば、全国の患者数の推移と香川家県下の町村の患者数の推移とは、ほぼ相似であるといえるであろう。

赤痢病は、第 36 図のように、1892 年まではほとんど発生していなかったが、1893 年に赤痢病患者数が 2,350 人、死者が 716 人に達するほど大流行した。翌年の 1894 年には、前年を上回り、患者数が 7,110 人、死亡者数が 2,152 人となる。その後 20 世紀初頭まで漸減傾向であるが、毎年大なり小なり赤痢病が県下の町村で流行している。1896 年には患者数が 3,130 人、死亡者数が 987 人、1897 年には患者数が 1,946 人、死亡者数が 635 人となっている。

赤痢病は 20 世紀初頭にはいったん治まったかに見えたが、1910 年前後に再び猖獗を極めている。1908 年には患者数が 7,192 名、死亡者数が 2,104 名に達している。以後、連年のように赤痢病が大規模に流行している。そこで、1910 年に刊行された『香川県史』は「赤痢病ハ殆ント本縣ノ風土病」⁷⁾ と呼ぶ。

第 36 図 A⁸⁾ によって全国の赤痢病患者数の推移と比較する。いくつかの年で全国の趨勢と異なる。全国では 1889 年以降患者数が増加し、1893 年には 167,305 人に達し、明治において最高となった。香川県下の町村では 1894 年が最高であり、7,110 人である。次に、19 世紀末では香川県下の町村の患者数は減少したのに対して、全国ではその間増加し、1899 年には 108,713 人に達して第 2 のピークとなっている。20 世紀に入って、1908 年の香川県下の町村では 1894 年を凌駕する 7,192 人の患者が出たのに対して、全国では 3 万人前後の患者数で推移している。

以上のような全国並びに県下の町村の伝染病の流行を背景にして、富田村において伝染病がどのように流行し、どのような財政負担を村財政に及ぼしたかを残された行政資料により明らかにしたい。

ここで明治期の自治体における伝染病をめぐる行財政についての先行研究について少しふれておく。いうまでもなく伝染病とそれをめぐる行財政についての先行研究は、管見にふれた限りではごく少ない。

6) 全国の腸チフス患者数は、内務省衛生局編『法定傳染病統計 (自明治十三年至大正八年)』1920 年、1 ページ、第 1 表 累年傳染病患者及死亡總数、による。

7) 香川県『香川縣史』第 3 篇下、356 ページ。

8) 全国の赤痢病患者数は、内務省衛生局編『法定傳染病統計 (自明治十三年至大正八年)』1920 年、1 ページ、第 1 表 累年傳染病患者及死亡總数、による。

先ず、藤田武夫の研究である。1897年の伝染病予防法の成立までを叙述した藤田は、すでに引用したように、⁹⁾ 1951年に、「清潔、消毒、検疫等の予防方法から伝染病院、隔離病舎等の設置に至るまで、専ら府県知事の指示に従って行はれ、必要なる場合には知事自らこれを実行してその所要費用を市町村から追徴し得るといふ、市町村から見れば委任事務的性質の濃厚な伝染病の予防救済は、主として市町村の費用によって行はれることとなり、これは財源の乏しい市町村財政に対して極めて重い負担となった。」¹⁰⁾ と指摘する。つまり、第1に、伝染病の予防と治療は市町村から見ると機関委任事務的性質が濃厚であること、第2に、それらの経費の大部分を市町村が負担し過重になったことである。¹¹⁾ しかし、藤田は、財政負担がどの程度重く、市町村が衛生費をどのようにしてまかなったのかということについては明らかにしていない。

最近では、大石嘉一郎が、日清戦争後の「伝染病予防事業の本格的推進には、健全な兵力および労働力の確保という国家的要請が働いていた」¹²⁾ こと、しかし、「実際の防疫事務と施設設置は地方団体とくに市町村に委任され、市町村の費用負担に対して若干の補助金（府県および国庫補助金）が交付されつつ、県郡官と警察官の監督・指導の下に衛生行政が末端の僻村にいたるまで執拗に展開され」、¹³⁾ 当然のなりゆきであるが「市町村の財政負担を大きくすることとなった。」¹⁴⁾ といっている。健全な兵力と労働力の確保は、明治期における義務教育の目的でもあったが、¹⁵⁾ 国民の命をうばう伝染病の予防、救済も同じ文脈でとらえる必要があるとの指摘は初めてであろう。防疫事務と伝染病施設の設置に対して府県並びに国庫補助金が若干交付されたという指摘については、富田村のケースで検証する。いうまでもないが、防疫事務と伝染病施設の設置の費用が市町村の財政負担を重くするとの指摘は、今見たように、すでに藤田が指摘している。しかし、大石も、財政負担がどの程度重く、市町村が衛生費をどのようにしてまかなったのかという分析は行っていない。

2004年に、高奇昇三は「伝染病予防費が町村財政負担という、〔明治〕政府の発想は、身

9) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政(2)」、『尾道大学経済情報論集』第8巻第1号、2008年6月、22ページ。

10) 藤田武夫『日本地方財政発展史』河出書房、1951年、82ページ。

11) このことは疫病史の研究においても周知のことであったようである。例えば、藤田の指摘から20年後ではあるが、立川は「このとき〔1886年のコレラの大流行の時〕、政府はいったいなにをしていたのか。伝染病の負担は地方財政におしつけ、軍備の拡張・宮殿の造営・条約改正の交渉に狂奔し、そして鹿鳴館の舞踏会にうつつをぬかしていたのである。」(立川昭二『病気の社会史／文明に探る原因』日本放送出版協会、1971年、187～188ページ)といっている。傍点は筆者。

12) 大石嘉一郎『近代日本地方自治の歩み』大月書店、2007年、148ページ。なお、藤田は「日清戦争後の経済力増進上、労働力の維持培養を図るためにも、伝染病の防遏は緊急の課題となった。」(藤田、前掲書、80ページ)といっている。

13) 同上。

14) 同上。

15) 柴田徳衛・宮本憲一『地方財政(現代資本主義と住民の生活)』有斐閣、1963年、34～36ページ。

近な行政サービスであり、住民が直接的に利益を受けるものは、市町村財政負担が受益者負担の原則から見て合理的であるとの考えである。／この発想は小学校費の市町村財政負担と同じであるが、利益を受けるのは住民ではなく国家なのである。富国強兵・殖産興業といっても、住民の資質・生活が向上しなければ、目的達成は不可能である。全国的に生活水準の向上をめざす行政は、国費負担が原則なのであるが、明治政府にはこのような公共経済学的考えはなかった。」¹⁶⁾ という。

高寄の「利益をうけるのは住民ではなく国家なのである。」という指摘は、真理の反面ではないかと思う。確かに「全国的に生活水準の向上をめざす行政は、国費負担が原則」ではあるが、伝染病の防遏によって家族の命が救われるということは、人民ないし家族にとっても大きな「利益」であるといえるのではなかろうか。一家団らんということ以外に、生き長らえた子供達が親の仕事を手伝ったり、大きくなって奉公に出て親に仕送りをしたりということもあったであろう。特に一家の主あるいは働き手が伝染病で亡くなって一家が路頭に迷う、あるいは一家離散ということもあったはずで、そういう事態が予防と治療によって回避できるという「利益」もあったであろう。そのような「利益」の実証は困難であるが、本稿では『香川新報』や『香川県公文月報』によって香川県の対応や住民が伝染病に感染してしばしば死亡する状況をできる限り明らかにしたい。

ところで、伝染病予防費を市町村が負担するのは受益者負担の原則にもとづくというのが明治政府の発想であるとの高寄の指摘は、誤解をまねくであろう。もし受益者負担の原則によるということであれば、伝染病予防費を市町村が負担するのではなく、伝染病にかかった者ないし家族から伝染病予防費を徴収するということになるのであろうが、そのようなことにはなっていない。伝染病予防費は当然富田村の負担であった。しかし、伝染病院が建設された際の入院患者の負担はどのようになっていたのであろうか。この点に関する富田村の行政資料が存在すれば検証したい。

5.2.1 1890 (明治 23) 年度の衛生費

1890 年においてはすでに見たように、香川県下の町村では、コレラの患者数は 1,718 人、死亡者数は 1,264 名に達した。腸チフスの患者数は 813 名、死亡者数は 173 名であった。赤痢病の患者数は 133 名、死亡者は 58 名であった。

山本俊一によると、4 月以降の全国各地のコレラの流行は散発的であったが、「6 月下旬に突然長崎港で発生したコレラは病勢猛烈で、たちまち市内に蔓延し、遂に九州から全国にか

16) 高寄昇三『明治地方財政史／地方財政制度の成立』第 4 巻、勁草書房、2004 年、249 ページ。なお、引用冒頭の「伝染病予防費が町村財政負担……」は、「伝染病予防費が市町村財政負担……」ではないかと思う。傍点は筆者。

けて伝播した。」¹⁷⁾ 結局、この年の全国のコレラの患者数は 46,019 人、死者の数は 35,227 人であった。¹⁸⁾ 山本は「明治 23 年の〔コレラの〕流行では反対に〔明治 19 年の流行とは異なり〕九州北部より山陽、南海にかけてはなほだしかつた。」¹⁹⁾ という。

『香川新報』と『香川県公報（公文月報）』によって香川県下と富田村のコレラの流行の状況を見る。²⁰⁾ 7月4日の『香川新報』は、7月2日付けで県下において腸チフスの新患者が 11 名、死亡者が 1 名あり、香川郡で赤痢病患者が 1 名死亡したと報ずる。また、「長崎縣虎列刺發生ノ六月廿七日稻佐に一人、同夜十時善寺郷に一人、虎列刺病に罹り共に死す……」²¹⁾ という。以後、長崎県の外、佐賀県、鹿児島県、兵庫県等におけるコレラ罹患の記事が出る。そして、7月16日に「虎列拉病襲来る 縣下那珂郡神野村に女一名同病に罹りし旨十五日午前十一時十分衛生課へ電報ありたり、サア来れり各自油断なく豫防注意すべし」²²⁾ という記事が出る。

柴原和香川県知事は 7月17日に県令第 44 号を発し「醫師ニ於テ吐瀉兼發之患者ヲ診察セシ時ハ左ノ式ニ依リ速ニ其市町村役場（郡市役所）ヲ經テ當廳ヘ届出ツベシ」²³⁾ とした。

『香川新報』は、7月19日の「虎列拉病毒を驅るの概」と題する文章において「聞く処によれば長崎縣下に猖獗を極むる今や初発より三百二十餘人を冒すに至り死する者百八十餘人に及べりと。而して且つ佐賀、山口、鹿児島、廣島、愛媛を初め富山、千葉、神奈川の諸縣の如きも之に冒されたる者あるか如く、本縣下の如きも西讃地方に一人の虎列拉患者を出したることありしと眞に油断すべからず……」²⁴⁾ という。²⁵⁾ その後、コレラ患者は多度郡四箇村に出る。²⁶⁾

8月15日に知事は県令第 79 号を出して「今般検疫部ヲ縣廳内ニ設ケ候ニ付テハ傳染病ニ関スル件ハ本部ヘ差出スベシ」²⁷⁾ という。

コレラは初期には特に西讃地方で流行する。²⁸⁾ 8月28日付けで県下の 27 日までのコレ

17) 山本、前掲書、74 ページ。

18) 同上書、67、74～75 ページ。

19) 同上書、75 ページ。

20) 今回閲覧した『香川新報』は、1890年7月1日から11月30日までである。なお、『香川新報』は香川県立図書館所蔵のマイクロフィルム版を使用した。

21) 同紙、明治 23 年 7 月 4 日。

22) 同紙、明治 23 年 7 月 16 日。

23) 『香川県公報』明治 23 年、13 丁。なお、「郡市役所」は手書きである。『香川県公報（公文月報）』は、香川県立図書館所蔵のマイクロフィルム版を使用した。少なくとも明治 23 年は『香川県公報』という名称である。

24) 『香川新報』明治 23 年 7 月 19 日。

25) 句読点は筆者が適宜打つ。以下同じ。

26) 同紙、明治 23 年 7 月 23 日。

27) 前掲公報。丁は不明。

28) 『香川新報』明治 23 年 8 月 23 日。

ラ患者は 59 名、死亡者は 36 名に達したと報じられる。²⁹⁾ その後、コレラは高松市にも及ぶ。³⁰⁾ 9 月 15 日現在、7 月以降の県下のコレラ患者は 159 名、内死亡者は 94 名、全治 22 名、治療中は 43 名である。³¹⁾

コレラは更に東讃にも及ぶ。9 月 23 日の記事は「寒川郡内の^(ママ)拉病 寒川郡津田村に於ては目下虎列拉病患者十名許発生し猶追々流行の様相ある由なるが……」³²⁾ という。9 月 29 日に知事は告示第 96 号を出し「管下寒川郡津田村ニ津田検疫所ヲ置キ寒川三木両郡内ノ検疫事務ヲ取扱ハシム」³³⁾ とする。

10 月 3 日の『香川新報』は「虎列拉病患者の取扱に就て」という巻頭言において「聞く処によれば患者を避病院に送り治療を加ふるより其家に消毒法を施す等其他の費用を合算すれば當高松市などにては患者一人に就き殆んど十圓内外の公費を費やす割合なりと云へり、……右等の費用嵩みて之を地方税や町村税に課するとなれば人民には善く思はれず……」といい、コレラの流行は税負担の大幅な増加をまねくと警告する。

10 月 5 日の記事は、高松避病院の修築に「67 円 5 銭」を支出することになったと報ずる。³⁴⁾ 高松市の告示第 38 号は、10 月 13 日付でコレラの新患者 5 名、旧患者 17 名、全治 0 名、死亡 3 名と報ずる。³⁵⁾

さて、富田村のコレラはどのようなものであろうか。同年 10 月 21 日に「東讃地方のコレラ 寒川郡志度村通信者より近傍各村のコレラ病患者統計調表なるものを寄せらる。其十七日現在寒川郡志度村にて初発より五十一名、同鴨部村^{かべむら}六名、同津田村四十一名、同小田村三十三名、同鴨部下村^{かべしもむら}十四名、同松尾村一名、同富田村^{かべ}三名、同長尾村一名、同鶴羽村三十名、三木郡牟禮村^{むれ}三名にて総計百八十三名なりと云ふ」³⁶⁾ という記事が出る。これによって、富田村のコレラ患者は寒川郡内では比較的少なかったことが分かる。

10 月末になり県下のコレラの流行は下火になったようで、10 月 29 日の記事は「久しく其毒を逞ふしたるコレラ病も秋風の催はすと共に余炎を取めて最早殆んど其の跡を絶つに至りしが去る 6 月下旬初めて長崎に発したる以来全国の患者を通計するときは其の總數實に四万一千にして内死亡したるもの二万八千の多きに至れり」³⁷⁾ という。同日から 30 日に至る間に

29) 同紙、明治 23 年 8 月 30 日。

30) 同紙、明治 23 年 9 月 12 日、9 月 16 日。

31) 同紙、明治 23 年 9 月 17 日。

32) 同紙、明治 23 年 9 月 23 日。

33) 前掲公報、56 丁。

34) 『香川新報』明治 23 年 10 月 5 日。

35) 同紙、明治 23 年 10 月 14 日。

36) 同紙、明治 23 年 10 月 21 日。なお、富田村のコレラ患者についての報道はこれ 1 件しか発見できなかった。傍点は筆者。

37) 同紙、明治 23 年 10 月 29 日。知事は 10 月 28 日に告示第 105 号を出し「虎列拉病勢衰退ニ付本月二十九日限り志度検疫所ヲ閉鎖ス」(前掲公報、21 丁) という。

高松市内においてもコレラ患者は1名も発生しなかった。³⁸⁾ 11月10日頃には高松市の避病院も閉院するという。³⁹⁾

富田村におけるコレラの流行は同村の財政にどのように反映されているであろうか。1890年度の決算は次のようになっている。第5款 衛生費は予算では28円であったが、決算では40円71銭4厘となっている。項では、特に給与費が15円から24円11銭6厘となり、9円11銭6厘増加している。需用費は10円から13円49銭8厘となり、3円49銭8厘増加している。⁴⁰⁾ 詳しい支出の内訳は不明であるが、衛生費が増加したことは間違いない。しかし、衛生費が大きく増加しなかったのは、先に指摘したようにコレラ患者の発生が少なかったのが原因かもしれない。

5.2.2 1894（明治27）年度の衛生費

1894年に県下の町村において赤痢病が大流行したことは先にのべたとおりである。なお、同年の腸チフス患者は407名、死亡者は87名であり、コレラ患者は5名、死亡者は4名であった。⁴¹⁾

『香川新報』と『香川県公文月報』によって県下の赤痢病外の伝染病流行の様子を紹介する。⁴²⁾ 6月26日の記事は「三木郡平井警察署分署管轄内に目下腸窒扶私患者4名あれども蔓延の兆候はなしとぞ」⁴³⁾ という。7月19日の香川県告示（以下、「告示」という）第145号で「初発ヨリノ〔赤痢病患者〕総數百九名、死亡〔者總數〕二十二名」⁴⁴⁾ と発表される。7月20日の記事は「〔高松〕市内赤痢病 當市内に初發より一昨日までにて患者七名中男女各一名死亡し一昨日西濱町に女一名新に發病せりと聞く所によれば市内の同病は何れも劇症にして殊に傳染し易しと云えば一層注意せざるへからず」⁴⁵⁾ という。その後高松市内の赤痢病の記事は7月24日、26日と続く。

7月20日の告示第146号（7月18日午前10時から19日午前10時までの受付）によって寒川郡富田村に1名赤痢病患者が出たことが分かる。それが初発の患者であろう。⁴⁶⁾ その後、7月25日の告示第151号を見ると、富田村に再び赤痢病患者が1名発生した。⁴⁷⁾ この

38) 『香川新報』明治23年10月31日。

39) 同紙、明治23年11月7日。

40) 「香川県寒川郡富田村明治廿三年度歳入出總計決算報告書」（資料番号：16036）。

41) 1894年の全国のコレラ患者は546人、死亡者は314人であった（山本、前掲書、96ページ）。

42) 今回閲覧した『香川新報』は、1894年6月1日から12月27日までである。

43) 同紙、明治27年6月26日。腸窒扶私患者の記事は、同紙、明治27年8月7日、にもある。

44) 同紙、明治27年7月19日。『香川県公文月報』を見ると、同年4月29日に坂出町において男女2名が赤痢病に罹ったとの届け出が最初のようなのである（『香川県公文月報』明治27年、52丁）。

45) 『香川新報』明治27年7月20日。

46) 同紙、明治27年7月20日。『香川県公文月報』明治27年、95丁、も参照。

47) 『香川新報』明治27年7月25日。

時までの県下の初発よりの赤痢病患者総数は173名、死亡者は36名である。⁴⁸⁾

7月28日には「郡部赤痢（追々増加）香川郡鷺田村は昨年赤痢病大に流行し村長村會議員等も甚だ迷惑し爾來衛生上には却々注意し居たる由なるも又候^{（またぞろ）}本年も過日来より續々赤痢病患者出づる趣きにて村長村會議員等必死となり豫防に盡力し居られ……」⁴⁹⁾という。7月31日の告示第159号で富田村に赤痢病患者が1名出る。⁵⁰⁾しかし、7月における富田村の赤痢病患者はわずか3名にとどまった。

ところが、8月に入り富田村の赤痢病患者数は急増する。8月2日の告示第160号では赤痢病患者が2名、同日の告示第161号で4名の赤痢病患者が出た。⁵¹⁾8月4日の告示第165号では2名、同日の告示第166号では同じく1名の赤痢病患者が出た。⁵²⁾翌5日の告示第168号では1名の赤痢病患者が出た。⁵³⁾8月8日の告示第169号では2名、⁵⁴⁾8月9日の告示第171号では3名の赤痢病患者が出た。8月におけるこれまでの富田村の赤痢病患者の総数は13人となる。この時点の県下の初発からの赤痢病患者総数は、告示第171号によると710人、死亡者数は153人であった。⁵⁵⁾

8月10日付けで小畑美稲知事は告諭第3号を発する。

「從來盆踊ト稱シテ數十日間毎夜深更ニ至ル迄各處徘徊多勢集合〔シ〕踊ヲ催シ以テ身体過度ノ冷氣ヲ引キ或ハ果物飲料等ヲ多用スル等健康ヲ害スル所爲少ナカラス。然ルニ昨年來赤痢病發生〔シ〕特ニ本年ハ昨年ニ^{（ママ）}蓓〔倍〕徒スル流行ノ兆アリ。此際各自撰生ヲ慎ムヘキハ最モ必要ノ覚悟ナルヘキ所□盆踊ノ如キハ甚タ此趣旨ニ背キ、若シ右□不撰生ナル運動飲食ノ為腸胃ヲ害シ赤痢病ヲ誘發スル如キ事アリテハ不容易事ニ付何レモ心得違ノ事アルヘカラス」⁵⁶⁾

富田村では、その後も、8月12日の告示第175号では4名、⁵⁷⁾8月14日の告示第178号（8月11日午前8時から12日午前10時までの届書到達分）では2名、同日の同じ告示（8月12日午前10時から13日午前10時までの届書到達分）で1名の赤痢病患者がそれぞれ出た。⁵⁸⁾8月16日の告示第180号では2名、⁵⁹⁾8月17日の告示第182号では3名、⁶⁰⁾8月

48) 同紙。「県下」とは、いうまでもなく県下の市町村である。

49) 同紙、明治27年7月28日。

50) 同紙、明治27年7月31日。

51) 同紙、明治27年8月2日。

52) 同紙、明治27年8月4日。

53) 同紙、明治27年8月5日。

54) 同紙、明治27年8月8日。

55) 同紙、明治27年8月9日。

56) 『香川県公文月報』明治27年、8丁。

57) 『香川新報』明治27年8月14日。

58) 同紙、明治27年8月14日。

59) 同紙、明治27年8月16日。

60) 同紙、明治27年8月17日。

18日の告示第183号では3名、⁶¹⁾8月21日の告示第186号では5名、⁶²⁾8月24日の告示第190号では2名、⁶³⁾8月26日の告示第192号では1名、⁶⁴⁾8月28日の告示第193号では1名、同日の告示第194号では2名、⁶⁵⁾8月31日の告示第200号では5名の赤痢病患者が出た。⁶⁶⁾8月における富田村の赤痢病患者数は、合計で46名に達した。8月末までの初発からの県下の赤痢病患者の総数は1,979名、死亡者数は528名に達した。⁶⁷⁾

ところで、高松市の赤痢病患者はその後も発生し、市の初発以来の赤痢病患者数は8月25日までに64名、現在の患者は27名となり、同市は、27日から避病院を宮脇村赤塔山の南手に開く。⁶⁸⁾また、同市は、助役、書記2名を赤痢病予防委員に任命する。⁶⁹⁾8月31日の記事は「赤痢病勢 目下高松警察署管轄内の赤痢病は追々滅却の方に赴き一時二百名になんな垂んたりし患者百三十餘名に減じたるか最早再燃の様もなしとか」⁷⁰⁾という。しかし、その後も高松市内ならびに郡部において赤痢病患者が発生する。9月1日の記事は「富田、牟禮の赤痢病 大内寒川三木の三郡内にて目下最も赤痢病患者多く且つ續々新患者出つるは寒川郡富田村、三木郡牟禮村なり」⁷¹⁾という。⁷²⁾

9月2日付けで小畑美穂知事は次のような告諭を発する。

「赤痢病毒傳播ノ速ナルハ殆ント反掌ノ如ク而シテ其一朝流行スルヤ人命ヲ(そこな)残ヒ財産ヲ害スルコト勝(あげ)テ數フ可ラザルハ既往ノ事実ニ徴シテ明ナリ。然ルニ今ヤ復不幸ニシテ流行ノ災ニ遭ヒ縣下患者總數ハ將ニ二千ニ垂ントシ猶ホ日々平均數十名ノ新患者ヲ生シ益蔓延ノ勢アリ。故ニ此際各自一層衛生ニ注意シテ病毒ヲ傳播ヲ防遏スベキハ勿論ノ儀ニ有之候處、時漸ク諸神社祭典ノ季節ニ向ヒタレハ其挙行ノ際不知不識調攝ヲ怠リ過度ノ飲食ヲナシ、為メニ病患ヲ醸シテハ不容易影響ヲ来スニ付此邊特ニ注意ス可シ」⁷³⁾

9月に入って4日の告示第206号では富田村に7名の赤痢病患者が出た。⁷⁴⁾その後も富田村においては6日の告示第208号では4名、⁷⁵⁾9月8日の告示第211号では9名、⁷⁶⁾9

61) 同紙、明治27年8月18日。

62) 同紙、明治27年8月21日。

63) 同紙、明治27年8月24日。

64) 同紙、明治27年8月26日。

65) 同紙、明治27年8月28日。但し、後者の告示第194号の「2名」は判読が難しい。『香川県公文月報』明治27年、130丁、を参照。

66) 『香川新報』明治27年8月31日。

67) 同上。

68) 同紙、明治27年8月26日。

69) 同紙、明治27年8月28日。

70) 同紙、明治27年8月31日。

71) 同紙、明治27年9月1日。傍点は筆者。

72) 赤痢病の予防や啓発活動として衛生幻灯会や衛生談話会が各地で開催されている(同紙、明治27年7月20日、8月9日、8月11日、9月7日)。

73) 同紙、明治27年9月2日。

74) 同紙、明治27年9月4日。

75) 同紙、明治27年9月6日。

76) 同紙、明治27年9月8日。

月9日の告示第213号では1名、⁷⁷⁾9月11日の告示第214号では5名、⁷⁸⁾9月19日の告示第226号では11名の赤痢病患者が出た。この時までの県下の初発以来の赤痢病患者は3,037名、死亡者は848名に達した。⁷⁹⁾

富田村においては、9月20日の告示第227号では6名、⁸⁰⁾翌日の告示第229号では5名、⁸¹⁾9月23日の告示第232号では2名、⁸²⁾9月25日の告示第234号では3名、⁸³⁾9月26日の告示第235号では2名、⁸⁴⁾9月27日の告示第237号では7名、9月28日の告示第238号では1名、⁸⁵⁾9月30日の告示第240号では3名の赤痢病患者が出た。9月の富田村の赤痢病患者数は合計で66名であった。この時までの県下の初発以来の患者総数は、同告示では3,854名、死亡者数は1,075名に達した。⁸⁶⁾

10月に入っても富田村の赤痢病の流行は続いた。10月5日の告示第247号では、4名の赤痢病患者が出た。初発よりの県下の赤痢病患者は総数で4,274名、死亡者数は1,199名である。⁸⁷⁾10月10日の告示第254号では、富田村に3名の赤痢病患者が出た。⁸⁸⁾翌11日の告示第256号では、赤痢病患者が3名発生した。⁸⁹⁾翌12日の告示第257号では、8名の赤痢病の患者が出た。⁹⁰⁾10月17日の告示第262号では1名、同日の告示第263号では2名の赤痢病患者が出た。⁹¹⁾21日の告示第267号では7名の赤痢病患者が出た。これまでの県下における初発からの赤痢病患者の総数は5,494名、死亡者数は1,593名に達した。⁹²⁾10月23日の告示第269号では、富田村に赤痢病患者が1名出た。⁹³⁾10月26日の告示第273号では、赤痢病患者が1名出た。⁹⁴⁾10月30日の告示第278号では、7名の赤痢病患者が出た。⁹⁵⁾翌日、31日の告示第279号では、富田村に3名の赤痢病患者が出た。⁹⁶⁾10月における富田村の赤痢病患者は合計で40名に達した。同日までにおける県下の初発からの

77) 同紙、明治27年9月9日。

78) 同紙、明治27年9月11日。

79) 同紙、明治27年9月19日。

80) 同紙、明治27年9月20日。

81) 同紙、明治27年9月21日。

82) 同紙、明治27年9月23日。

83) 同紙、明治27年9月25日。

84) 同紙、明治27年9月26日。

85) 同紙、明治27年9月28日。

86) 同紙、明治27年9月30日。

87) 同紙、明治27年10月5日。

88) 同紙、明治27年10月10日。

89) 同紙、明治27年10月11日。

90) 同紙、明治27年10月12日。

91) 同紙、明治27年10月17日。

92) 同紙、明治27年10月21日。

93) 同紙、明治27年10月23日。

94) 同紙、明治27年10月26日。

95) 同紙、明治27年10月30日。

96) 同紙、明治27年10月31日。

赤痢病患者の総数は 6,311 名、死亡者数は 1,810 名に達した。⁹⁷⁾

11 月に入っても富田村の赤痢病患者の発生は依然続く。11 月 1 日の県の告示第 280 号では富田村に 4 名の赤痢病患者が発生したと報じられる。⁹⁸⁾翌日、11 月 2 日の告示第 284 号によると赤痢病患者 5 名が発生する。⁹⁹⁾3 日の告示第 287 号では赤痢病患者が 1 名発生した。県下における初発からの赤痢病患者の総数は 6,804 名、死亡者数は 1,982 名に達した。¹⁰⁰⁾11 月 7 日の告示第 293 号では富田村に赤痢病患者が 1 名発生した。¹⁰¹⁾11 月 11 日の告示第 300 号では赤痢病患者が 2 名発生した。¹⁰²⁾11 月 15 日の告示第 306 号で赤痢病患者が 1 名発生した。¹⁰³⁾11 月 18 日の告示第 309 号で赤痢病患者が 1 名発生した。¹⁰⁴⁾11 月の富田村における赤痢病患者は合計で 15 名となり、前月に比較して患者数はかなり減少した。県下におけるこれまでの初発からの赤痢病患者の総数は 7,241 名、死亡者数は 2,176 名に達した。¹⁰⁵⁾

それ以降も県下における赤痢病患者の発生は続くが、富田村での発生は報じられていない。12 月 5 日の「富田通信」は、「◎新兵送別」や「◎戦捷祝宴」、「◎報國幻燈會」を報じるが、¹⁰⁶⁾赤痢病についてはふれていないから 12 月に入って富田村の赤痢病は終焉したのであるう。

このような赤痢病の流行は富田村の財政にどのように反映したであろうか。1894 年度の決算¹⁰⁷⁾を見ると以下のようなものである。

1894 年度の予算では、第 5 款 衛生費、第 2 項 伝染病予防費が 20 円であったが、決算では 259 円 4 銭となっている。決算書の「理由」には、「金二百三十九円四銭不足ヲ生シタルハ赤痢病ノ発生シタルニヨル」と記載されている。したがって、同村においては『香川新報』の記事で見たように、1894 年に赤痢病が大規模に流行し、伝染病予防費が予算より 10 倍以上も増加したのである。付表 第 1 表 富田村歳出内訳 (増補改訂版) (巻末) が示すように、1894 年度の第 5 款 衛生費は 260 円 31 銭 5 厘となり、歳出決算額の 11.1%¹⁰⁸⁾に達したのである。

97) 同上。

98) 同紙、明治 27 年 11 月 1 日。

99) 同紙、明治 27 年 11 月 2 日。

100) 同紙、明治 27 年 11 月 3 日。

101) 同紙、明治 27 年 11 月 7 日。

102) 同紙、明治 27 年 11 月 11 日。

103) 同紙、明治 27 年 11 月 15 日。

104) 同紙、明治 27 年 11 月 18 日。

105) 同上。

106) 同紙、明治 27 年 12 月 5 日。12 月 27 日の告示第 361 号では那珂郡象郷ぞうごうむら村外に赤痢病患者が発生しており、県下のそれまでの赤痢病患者の総数は 7,385 人、死亡者総数は 2,158 人に達した (同紙、明治 27 年 12 月 27 日)。

107) 「富田村明治廿七年度歳入出総計決算報告」(資料番号: 16041)。

108) 但し、注記したように、決算書の合計金額と実際の合計金額が合わない。

5.2.3 1895 (明治 28) 年度の衛生費

第 34 図に見るように、1895 年には県下の町村においてはコレラが猖獗を極めた。コレラの患者数は 1,793 人、死亡者数は 1,144 人である。なお、同年の腸チフス患者は、第 35 図のように、1,018 人、死者は 192 人、赤痢病患者は、第 36 図のように、1,213 人、死者は 394 人であった。

1895 年の香川県下のコレラは日清戦争末期以降¹⁰⁹⁾の全国的な流行の一環であった。わが国における同年のコレラの流行は以下のようである。国内においてコレラの初発患者が出たのは同年 2 月 18 日であった。山本は「2 月 18 日に広島市郊外佐伯郡己斐村に発生した患者がこの年の初発患者であった。同人は日清戦争に従軍し 2 月 10 日大連発 2 月 15 日に宇品港に到着した解雇軍役夫であった。」¹¹⁰⁾という。翌月 8 日に門司町においてコレラ患者が発生した。3 月 19 日の福岡県から内務省への報告は「^(きく)縣下企救郡門司町ニ本月 8 日ヨリ點々急性ノ吐瀉患者ヲ発生シ、漸次其ノ数ヲ増加シ、……死體解剖ノ結果虎列刺ナリト診断シタリ、而シテ初発ヨリノ患者既二十八名ヲ數へ、死亡者十名ヲ出シ、漸次傳播ノ兆アリ、初発患者ハ清国ヨリ帰航ノ御用船ニ通ヒタルモノナリ。」¹¹¹⁾という。その後、日清戦争に従軍し清国から帰国した兵士や軍夫が発病し全国に伝播していった。¹¹²⁾4 月 18 日には「内務省令第 58 号を以て京都府、大阪府、兵庫県、長崎県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、及福岡県に臨時検疫部の開設を命じ」¹¹³⁾た。結局「全国を通じて患者総数 5 万 5 千 44 人、死亡総数 4 万 154 人の多数を出すに至った」。¹¹⁴⁾全国の府県で患者数と死亡者数が多い上位 8 府県を上げれば第 42 表のようである。ご覧のように、香川県は、

第 42 表 1895 年においてコレラの患者数、死亡者数が多い上位 8 府県

府 県	患者数 (人)	死亡者数 (人)
大阪府	7,295	5,564
広島県	3,910	1,955
兵庫県	3,662	2,822
富山県	3,451	2,697
東京府	3,424	2,597
岡山県	2,941	2,004
香川県	2,323	1,503
宮城県	2,238	1,595

〔資料〕大阪府衛生課『虎列刺予防史』(下)、408 ページ。

109) 日清休戦条約調印が 1895 年 3 月 30 日に行われた後、講和条約は同年 4 月 17 日に調印された。

110) 山本、前掲書、99 ページ。

111) 大阪府衛生課『虎列刺予防史』(下)、1924 年、407 ページ。但し、ページは次の複製版のページである。複製版は、近現代資料刊行会企画編集『近代都市環境研究資料叢書 1 / 近代都市の衛生環境 (大阪編 / 3 疾病③)、近現代資料刊行会、2007 年、である。もちろん原典にもページはあるが、ここでは便宜上複製版のページをかかげることにした。以下、同じである。山本、前掲書、100 ~ 101 ページ、も参照。

112) 日清戦争に従軍した日本の 20 万人の兵士のうち、「全損害」(戦死者か)は 4,143 人というが、そのうち 1,602 人、38.7%はコレラによって死亡したという(同上)。戦地におけるコレラの流行については、山本、前掲書、96 ~ 99 ページ、を参照。

113) 大阪府衛生課、前掲書、408 ページ。傍点は筆者による。なお、小栗史郎『地方衛生行政の創設過程』医療図書出版社、1981 年、220 ページ、も参照。

114) 大阪府衛生課、前掲書、407 ページ。

患者数で見ると全国において第7位、死亡者数では第8位であった。¹¹⁵⁾

『香川新報』と『香川県公文月報』によって県内においてコレラ病外の伝染病の流行がどのような状況であったかを見る。¹¹⁶⁾ 香川県下におけるコレラの初発患者は、すぐ後でのように、同年4月1日に発生した。4月2日に小畑知事は、県令第11号で「吐瀉病患者ヲ診察シ又ハ同患者ノ死体検按ヲ為シタル醫師ハ……其診察后二十四時間死体検按後十二時以内ニ届出ツヘシ違フ者ハ五十銭以上一圓五十銭以下ノ科料ニ處ス」¹¹⁷⁾ という。知事は、4月3日の告示第50号で、県下那珂郡家村くんげむらにおいて9歳の男子が4月1日に「類似虎列拉病」に罹り直ちに死亡したと発表した。¹¹⁸⁾

小畑知事は4月20日に告諭第1号を發して次のように県民にうったえた。

「伝染病ノ戦争ニ随伴スルハ歴史ニ徴スルモ明瞭ナリ……今ヤ占領地其他ニ虎列刺病ヲ発生シ漸ク蔓延セントスルノ景況アリ。若他日征清軍凱旋ニ際シ之カ為メ病毒ヲ媒介散布シ若クハ内國ノ病毒ニシテ帰朝ノ軍人等ニ傳播スルノ不幸ヲ見ルカ如キアリテハ實ニ容易ナラサル次第ニ付此際各人相互ノ警戒ヲ嚴ニシ最モ平素ノ衛生ニ注意ヲ加ヘ彼ノ禍災不幸ニ陥ラサルコトニ努ムヘシ」¹¹⁹⁾

県下における赤痢病は、5月24日の告示第103号で1名、¹²⁰⁾ 6月6日の告示第126号で1名、¹²¹⁾ 翌7日の告示第127号で1名発生したと報じられた。¹²²⁾ 『香川新報』は、6月8日の記事で「本縣名物とも云ふ可き赤痢は目下各地に發生を初めたるが……」¹²³⁾ という。

コレラは、いうまでもなく、その後も発生を続ける。『香川新報』は、6月14日に「虎列拉發生 本縣下虎列拉患者は已に十名餘に達し當市にも一名の患者を出したる程なるが追つて征清軍隊の帰縣も近々の中にあれば毎度ながら一層衛生に注意ありたきもの」¹²⁴⁾ という。

6月22日の告示第145号で、初めて「虎列拉病日表」が出る。それによると、本年4月1日以降の県下のコレラ患者の総数は21人、死亡者は12人、全治は3人、治療中は6人である。¹²⁵⁾ 小畑知事は、6月23日に郡役所並びに町村役場宛に訓令第55号を發して次のようにいう。

115) 同年の県下の市のコレラ患者は530人、死亡者は359人である。

116) 今回閲覧した『香川新報』は、1895年4月2日から12月15日までである。

117) 同紙、明治28年4月2日。

118) 同紙、明治28年4月3日。同年10月27日の『香川新報』に掲載された香川県告示第119号では「明治廿八年六月二日本年五月香川県令第二十一號第二項ニ依リ自今虎列拉病及赤痢病流行ノ兆アル時ト定ム」という。

119) 『香川県公文月報』明治28年、1丁。

120) 『香川新報』明治28年5月24日。

121) 同紙、明治28年6月6日。

122) 同紙、明治28年6月7日。

123) 同紙、明治28年6月8日。

124) 同紙、明治28年6月14日。

125) 同紙、明治28年6月22日。

「……刻下虎列拉病ハ系統不明ニ属スルモノ僅カニ三名其他悉ク他府縣ノ輸入ニ係リ總數已ニ二十三名ニ達シ尚且赤痢病発生ノ期節ニ迫レリ。今ニシテ^(まき)方ニ大ニ警戒注意ヲ加フルニアラザレハ遂ニ如何トモ為シ難キニ至ランコトヲ怖ル。……依テ未タ豫防係ノ設ケナキ町村ニ在ツテハ本年香川縣訓令第三十九號ニ基キ本月末迄ヲ期シ傳染病豫防係ヲ組織シ諸般ノ準備ヲ完フシ豫防消毒上些ノ支障ヲ来スコトナク以テ後日ノ憂ヲ残サ、ルコトニ努ム可シ」¹²⁶⁾

7月2日には北里博士¹²⁷⁾の談話として「遠征軍の凱旋と共に虎將軍の跋扈必らず甚だしかるべしと吾も人も共に憂慮する所なりしに今日迄其割合に蔓延せざるは喜ぶべきことなり」¹²⁸⁾という楽観的な予測が報じられている。7月5日の告示第170号の虎列拉病日表では、4月1日以降のコレラ患者の総数は35人、死亡は24人となる。¹²⁹⁾7月10日には山田郡川添村で「虎列^(ママ)拉発生」と報じられる。¹³⁰⁾7月11日には岡田村で赤痢病が発生し、高松市で腸チブス患者が出た。¹³¹⁾

少しさかのぼるが、7月7日の告示第174号を見ると、寒川郡小田村にコレラの新患者が1人出た。¹³²⁾それは寒川郡における初めてのコレラ患者であろう。7月17日には「志度村の虎列拉 寒川郡志度村に虎列拉病頻発せる由は前号にも一寸記せしか今聞かぬに據れば同村にては頃日来発生甚たく松原石造、尾崎甚吉、中津利二郎等該病の劇症に罹り見る間に死亡せし……」¹³³⁾という。18日には「虎列拉患者死亡 百相村の虎列拉患者中條勘太郎氏は當〔高松〕市より看護婦を雇ひ入れ十分の療養を為したるも劇症なりしを以て遂に一昨日午前十一時死亡したりと云う。同氏は同村有力の人と聞き居たるに今此報を聞く。惜しむべきなり」という記事が出る。その後コレラ病はだんだんと高松市に近づく。

小畑知事は7月23日の告諭第3号を發して次のように県民に訴える。

「微雨濕潤ヲ極メ今ヤ暑熱ヲ熾ニナラントスルノ季節ニ際シ劇烈ナル虎列拉、猛惡ナル赤痢ノ病勢日一日ヨリ蔓延猖獗ヲ逞フセントスルノ兆候アリ。此時ニ當リ銳意以テ衛生ノ法ヲ講シ豫防ノ實ヲ施シ全力ヲ奮ツテ之レカ防遏ニ傾注セシムルハ今後如何ナル禍害慘状ヲ見ルヘキヤ測

126) 同紙、明治28年6月23日。

127) 北里柴三郎(1852年～1931年)であろう。

128) 『香川新報』明治28年7月2日。

129) 同紙、明治28年7月5日。

130) 同紙、明治28年7月10日。

131) 同紙、明治28年7月11日。

132) 同紙、明治28年7月7日。『香川県公文月報』明治28年、138丁、も参照。なお、小田村のコレラ患者の発生は同月6日である。

133) 『香川新報』明治28年7月17日。ところで、『香川新報』は「志度の虎列拉 寒川郡志度村の虎列拉^(ママ)は其后益々盛にして一昨夕迄に四十二名と云へる多数の患者を出したるに孰^(ウチ)れも劇症にして発病后大概三時間位にして倒るる有様なるが、不幸にも同村には技倆のある医師皆無とも云ふ可き有様なるを以て至極輕症者に非ざれば治癒せざるが如しと云ふ」(同紙、明治28年8月3日)という。この報道に対して、志度村役場から、そういうことはないとの抗議があった模様である(同紙、明治28年8月6日)。猛威をふるった志度のコレラ病がやや衰え始めたのは8月6日か7日からとの報道があった(同紙、8月10日)。もっとも、その後においても志度村においてコレラ患者は出た(告示第268号、同紙、明治28年8月29日)。

り知ルヘカラス。寔ニ個人衛生ノ要今日ヨリ急ナルハナシ。……ノ今ヤ征清軍隊ノ凱旋アリ。解隊ノ兵士各其郷里ニ歸來スヘシ。然シテ之ヲ歡迎シテ功ヲ賞シ勞ヲ慰^(やすん)シ懇篤^(けんこく)飲待ヲ盡スヘキハ固ヨリ當然ナリト雖トモ其熱情ノ余リ多衆會合シテ饗宴ヲ盛ニシ暴飲過食、以テ一時ノ快ヲ極メントスルカ如キハ此際大ニ^(おもんばか)慮^(おもんばか)ラサルヘカラス……ノ要スルニ非常ノ悪疫將ニ來ラントスルニ當テハ非常ノ覺悟ヲ以テ防カサルヘカラス。一時ノ情ヲ抑ヘ區々ノ慾ヲ制スルハ何ンカアラン。實ニ貴重ノ身命ヲ賭スル危急ノ場合ナルコトヲ忘ルヘカラス。」¹³⁴⁾

この告諭の2日後に次の記事が出る。「祝宴會から虎列拉 山田郡木太村石川銓次郎（三十年）氏は再昨日同村出身凱旋兵士を春日川に招待し盛んなる祝宴會を開き同夜十二時頃迄川原にて鯨飲し帰途或家に立寄たる時下痢を催し忽ち虎列拉となりたるより此趣き届け出でたれば……」。¹³⁵⁾

7月30日の告示第204号では県下のコレラ患者は総数で149人、死者は74人であった。同日の告示第205号では県下の赤痢病の患者は総数で102人、死者は20人であった。¹³⁶⁾

8月1日の告示第210号によると、富田村に初めて赤痢病患者1人が出る。¹³⁷⁾8月4日の告示第217号で富田村に初めてコレラ病患者1人が出る。¹³⁸⁾8月6日の告示第219号で再び同村にコレラ病患者が1名出る。¹³⁹⁾コレラ患者は8月8日の告示第223号で1人、¹⁴⁰⁾8月9日の告示第226号で1人出る。¹⁴¹⁾8月14日の告示第232号では4人ものコレラ患者が出る。¹⁴²⁾

富田村において告示第238号で赤痢病患者が8月16日に1人、¹⁴³⁾告示第242号で17日に1人出る。¹⁴⁴⁾8月18日に告示第244号でコレラ患者が1人出る。¹⁴⁵⁾赤痢病患者は8月20日に告示第250号で1人、¹⁴⁶⁾8月22日に告示第256号で1人、¹⁴⁷⁾8月23日に告示第258号で1人出る。¹⁴⁸⁾8月25日に告示第261号で1名のコレラ患者が富田村に出る。同日までの県下のコレラの初発患者総数は939人、死亡者は505人であった。¹⁴⁹⁾

富田村においては8月30日の告示第271号で赤痢病の新患者が1人、¹⁵⁰⁾8月31日の告

134) 同紙、明治28年7月23日。

135) 同紙、明治28年7月25日。

136) 同紙、明治28年7月30日。

137) 同紙、明治28年8月1日。

138) 同紙、明治28年8月4日。

139) 同紙、明治28年8月6日。

140) 同紙、明治28年8月8日。

141) 同紙、明治28年8月9日。

142) 同紙、明治28年8月14日。但し、「4」は判読である。『香川県公文月報』明治28年、181丁、を参照。

143) 『香川新報』明治28年8月16日。

144) 同紙、明治28年8月17日。

145) 同紙、明治28年8月18日。但し、告示の日付が「8月17日」となっている。

146) 同紙、明治28年8月20日。

147) 同紙、明治28年8月22日。

148) 同紙、明治28年8月23日。

149) 同紙、明治28年8月25日。

150) 同紙、明治28年8月30日。

示第 273 号で 1 名の赤痢病の新患者が出る。同日までの県下の赤痢病患者の総数は初発以来 450 人、死亡者は 129 人であった。¹⁵¹⁾

『香川新報』に掲載された県の告示による限り、8 月の富田村のコレラ患者総数は 10 人、赤痢病患者総数は 8 人であった。

ついでにふれると、8 月には高松市においてもコレラ患者が増加する。8 月 8 日には「市及接近村一昨日の虎列刺 當市及び接近村に於て一昨日一日間に十名と云へる多数の患者を出したるか中には病毒劇にして直ちに倒れたるあれば又避病院に収容せしもあり」という。市内のコレラ患者は 8 月 15 日から 16 日にかけて 17 名に達する。¹⁵²⁾ また、県下においてはコレラ患者を出していない村は少ない状況となる。¹⁵³⁾

8 月 18 日には「高松の虎列刺は大坂よりも盛なり」という記事が出る。

「高松市昨今の虎列刺病勢は益々激烈となり再昨日正午より一昨日正午までの新患者十七名、一昨日正午より昨日までの新患者十六名と云へる多数に及へり。今之を當市の人口三万三千九百五十七人に対比すれば二千二百二十二人に付き一人の割合なり。^(かね) 豫ては大坂市虎列刺病非常に盛んなるが如く噂し合へることなるが、同市の患者は昨今日々発生総数四、五十人にして其人口数四十八万四千四百九人に対比すれば一万七百六十四人に付き一人の患者を出せる割合にして今高松を以て大坂に比すれば大坂は一にして高松は五以上なり。想ふに此勢を以てすれば眼前の益前商況に一大影響を及すのみならず延ひて益後にまで影響を及すに至らんも知るべからず。市民は此際一層衛生の注意を要するなり。」¹⁵⁴⁾

『香川新報』は、8 月 31 日になって「高松のコレラは日本一」という記事を掲載する。

「大阪広島岡山等最初は著しき患者を出したれと昨今に至りては漸次発生患者を減したるに引換へ當市は殆んど二週以前より漸く猖獗を極め昨今の所にては(三府は格別)日本全国各市中日々二十名以上の新患者を出す□なきに至り高松に肩を並ぶる所絶てなし」¹⁵⁵⁾

9 月以降の富田村のコレラと赤痢病の伝染病患者の状況並びに県下の伝染病の推移を簡単

151) 同紙、明治 28 年 8 月 31 日。

152) 同紙、明治 28 年 8 月 17 日。

153) 同上。

154) 同紙、明治 28 年 8 月 18 日。傍点は原文の通り。高松医会が配布したという虎列刺予防心得は「我県下に於ても本年四月一日の初発以来今日に至る既に総数六百二十人の患者を出し三百二十人の死亡あり。其中高松市の如き七月三十一日迄の患者は漸く二十三人にして其死亡者数も十二人に過ぎざりし者本月に及びて突然増加し僅か二十日間に百五十人の患者を出し七十人の死亡を見る。殊に昨今に至りて益々蔓延猖獗を逞ふし日々発生する所の患者二十人以上に達せり。」(同紙、明治 28 年 8 月 23 日) という。したがって、県下のコレラの初発は 1895 年 4 月 1 日であり、高松市のコレラの蔓延は特に 8 月に入って激しくなった模様である。8 月 29 日の『香川新報』は「本年の虎勢猛烈なるとは屢々本紙上に記せし所なるが、初発より一昨日午前までの県下総患者は実に千百三十二名の巨数に達したるか」という。

155) 1895 年における高松市のコレラの大流行と避病院の開設については、高松百年史編集室『高松百年史』(上巻)、1988 年、113～115 ページ、を参照。

に見ると以下のものである。9月6日の告示第285号では富田村にコレラ患者が1名発生した。¹⁵⁶⁾ また、同日の告示第286号では赤痢病患者が1名発生した。¹⁵⁷⁾ 9月8日の告示第289号では同村にコレラ患者が1名発生した。¹⁵⁸⁾ 9月10日の告示第292号ではコレラ患者が1名発生した。同日の告示293号では赤痢病患者が1名発生した。¹⁵⁹⁾

9月12日の告示第296号では富田村にコレラの新患者が2名発生した。¹⁶⁰⁾ 9月13日の告示第298号ではコレラ患者が1名、同日の告示第299号では赤痢病患者が1名発生した。¹⁶¹⁾ 9月19日の告示第308号ではコレラ患者が2名発生した。¹⁶²⁾

9月22日の記事では「検疫支部引拂 山田香川郡南部に於ける虎列拉病も今や勢力大に衰へ撲滅に向ひたるを以て百相村に設置しありし検疫支部も昨日引拂ふ筈なりし」¹⁶³⁾ という。しかし、富田村では、9月25日の告示第323号では2名のコレラの新患者が出る。¹⁶⁴⁾ 9月29日に小畑知事は告諭第5号を發し次のようにいう。

「……今ヤ虎列拉病ノ情勢稍々衰退ニ傾キタルモ赤痢病ニ至テハ初發ヨリ既ニ八百餘名ノ多キニ及ヒ更ニ減退ノ兆ナキノミナラス益蔓延ノ勢ヲ呈セリ。時將ニ秋令ノ氣節ニ際シ諸神佛祭典等ノ舉行此時ニ行ハレ随テ不知不識撰生ヲ怠リ過度ノ飲食ヲナシ病患ヲ醸スコトナキヲ保^(やすん)セス。就テハ此際各自ノ撰生^(よろし)宜キヲ得前年ノ如キ不測ノ慘境ニ陥ラサル様深く注意ス可シ」¹⁶⁵⁾

富田村の9月における初発のコレラ患者は総計で10名、赤痢患者は3名であった。

10月に入り9日に「虎疫撲滅 山田香川郡内に於ける虎疫も両三日前までは川岡其他にボツボツ發生せしも其後は新患者一名も出でざる由にて最早全く撲滅の模様なりと高松市も亦同様との事」¹⁶⁶⁾ という記事が出る。翌10日の告示第360号によると、富田村に赤痢病の新患者が1名出る。この時までの県下の赤痢病の患者総数は943人、死者は296人であった。¹⁶⁷⁾ また、11日の告示第364号によると、県下のコレラ患者の総数は2,306人、死者は1,487人となった。¹⁶⁸⁾ 以後、富田村にはコレラ患者も赤痢病患者も発生していない。そして、10月末を以てコレラの予防ないし検疫委員であった市・郡の書記及び警部・巡査は、

156) 『香川新報』明治28年9月6日。

157) 同上。

158) 同紙、明治28年9月8日。

159) 同紙、明治28年9月10日。

160) 同紙、明治28年9月12日。

161) 同紙、明治28年9月13日。

162) 同紙、明治28年9月18日。

163) 同紙、明治28年9月22日。

164) 同紙、明治28年9月25日。

165) 同紙、明治28年9月29日。

166) 同紙、明治28年10月9日。

167) 同紙、明治28年10月10日。

168) 同紙、明治28年10月11日。

船舶検疫委員を除いて全員が解職された。¹⁶⁹⁾

さて、1895年における富田村の伝染病の推移を示す行政資料としては、1894年から1895年の『議事係事務処理誌』の綴りの中に発見した1895年度歳入出追加予算表の「説明」¹⁷⁰⁾がある。それは、以下のようにいう。

「今ヤ傳染病発生ノ時期ニ望ミ既ニ虎列刺四名赤痢病一名腸窒扶斯二名ヲ発生セリ。今ニシテ方々大ニ之ガ傳播ヲ防遏スルノ手段ヲ講センハアル可カラス。該手段ハ主トシテ豫防消毒法ノ完全ヲ期スルニアルヤ言フ俟タス。就テハ既定ノ衛生費ニテハ迎モ何等ノ手段モ相立チ難ク依テ明治廿七年度歳入出決算ノ結果本年度〔明治二八年度〕へ繰越シタル金四百三拾五円九拾四錢入金ノ内本年度豫算金百八拾八円三拾壹錢五厘ヲ控除シ残り金貳百四十七円六十三錢三厘ヲ豫備費ニ編入シタルモノニシテ既定ノ豫備費ハ最早目今ニ至ルノ衛生費ヲ補填シ残り少ナニ至リ尚今后ニ於テ支出ノ大目的ハ衛生費ニアリト……」。

したがって、1895年8月9日までにコレラ病患者4名、赤痢病患者1名、腸チフス病患者2名が発生していた。¹⁷¹⁾ また、添付された1895年度歳入出追加予算表を見ると、歳入、第3款 前年度繰越金 247円63銭3厘；歳出、經常費 第十款 豫備費 247円63銭3厘、となっており、説明文の通り増加する衛生費を前年度繰越金でまかなうという提案であった。

なお、1895年度決算書¹⁷²⁾の衛生費を見ると第5款 衛生費、第2項 伝染病予防費が予算額では20円であったが、決算では314円71銭2厘となっており、16倍近くの増加である。第3項 清潔法施行費は予算では13円であったが、決算では52円95銭9厘となり、4倍の増加である。その理由として、前者については「金貳百九拾四円七拾壹錢貳厘ノ不足ヲ生シタルハ虎列刺病ノ発生非常ニ多カリシニヨル」と記載され、後者については「金參拾九円九拾五錢九厘不足ヲ生シタルハ消毒薬買入ノ多キト施行人夫賃ノ多カリシニヨル」¹⁷³⁾と記載されている。コレラ外の伝染病の発生によって衛生費がいかに増加したかが分かる。

1895年度の衛生費は決算額で附表 第1表 富田村歳出内訳（増補改訂版）（巻末）のよように375円66銭1厘となり、歳出額に占める割合が14.9%に達した。

169) 同紙、明治28年11月1日。

170) 下書きと思われる。この説明文は1895年8月9日起案、8月13日受付である（『議事係事務処理誌』〔明治27年～28年〕）（資料番号：16040）。

171) 『香川新報』紙上の告示による限り、富田村における8月の腸チフス患者発生記録は見つからない。『香川県公文月報』明治28年、の8月の告示を見ても同様である。

172) 「富田村明治廿八年度歳入出総計決算報告書」、「明治廿九年六月三十日調製／富田村會議事録」（資料番号：16041）。

173) 1895年度の決算書には予備費が計上され、金額は396円73銭9厘となっている。なぜ決算書に予備費が計上されるのか分からない。

5.2.4 1896（明治29）年度の衛生費

第34図、第35図、第36図に見るように、1896年においては県下の町村においてはコレラ患者が52人、死亡者22人名であった。腸チフス患者は2,242人、死亡者が294人、赤痢病患者が3,130人、死亡者が987人であった。

『香川新報』と『香川県公文月報』によって県下の伝染病の流行の状況を見る。¹⁷⁴⁾ 1896年5月9日に「本年の腸窒扶斯に就て 腸窒扶斯は恰も本縣の風土病とも稱す可き程にて年々患者を出さざるをなきとなれとも去りとて本年の如く多数の患者を出したることは稀なり。今一月一日より去月三十日に至る各市郡の患者数を見ると高松市七十五人、大内郡二百二十四人、寒川郡二百六十一人、三木郡百四十七人、小豆郡三十九人、山田郡百七十四人、香川郡四百四十三人、阿野郡二百二十六人、鵜足郡五十四人、那珂郡一人、多度郡六十五人、三野郡二十人、豊田郡五十四人、都合一千七百八十三人と云へる驚く可き多数の患者なるが、此中死亡者如何と云ふに僅々百九十二人にて一分強に過ぎざるを以て當局者は聊か眞正の腸窒扶斯なるや否やとの疑義を起し調査する處ありたる由……醫師誤診の為に漫^{みだり}に地方税より幾多の経費を補助として支出したりとせば只苦が苦がしと云ふの外なし」¹⁷⁵⁾ という。この記事によると、寒川郡では比較的多くの腸チフス患者が発生している。

次はコレラである。全国的に見て1896年のコレラの流行は大規模ではなかった。¹⁷⁶⁾ 県下のコレラの初発患者は6月22日である。『香川新報』紙上の6月24日の記事には「虎列刺病発生 彼の恐る可く忌む可き虎列刺病は来れり。當市を距る程遠からぬ處に来たれり。即ち所は香川郡鷺田村大字坂田字橋詰の小林七郎（四十八）なるもの一昨日午前一回の下痢ありたるも左して心地も悪しからず農繁にもあり旁々以て田植の地拵へを為さんと牛を索て田甫^{でんぼ}に出てたるか、午后二時頃に至り頻りに腹部雷鳴を始めたれば早々帰宅し醫師長尾秀道氏に往診を請ひ全五時頃往診されしか全く虎列刺病なるより直ちに村役場に届け出でたれば、田中村長スハコソ来たれと打驚き早速患者を避病院へ収容し之と同時に郡衙へ報知したれば……」¹⁷⁷⁾ とある。¹⁷⁸⁾ 7月10日の告示第255号では新患者が県下において2人発生した。コレラの初発患者は同年6月22日であるが、7月10日現在で県下のコレラ患者は総数で5人、死亡者は2人であった。¹⁷⁹⁾

この年の県の告示では町村名が不明であるので寒川郡におけるコレラの伝染の状況を見る以下のものである。7月23日の告示第300号では、6月22日の初発患者以降寒川郡に1

174) 今回閲覧した『香川新報』は、1896年5月1日から11月30日までである。

175) 同紙、明治29年5月9日。

176) 山本、前掲書、106～108ページ、を参照。

177) 『香川新報』明治29年6月24日。

178) 『香川県公文月報』明治29年、164丁、も参照。

179) 『香川新報』明治29年7月10日。

名の患者が出て治療中となっている。その時までの県下における初発以来の患者総数は14人、死亡者は6人である。¹⁸⁰⁾ 7月29日の告示第317号では、寒川郡に新患者が1名出る。県下の初発以来の患者数は22名、死亡者は8名である。¹⁸¹⁾ 8月2日の告示第332号では寒川郡に新患者が1名出る。寒川郡の患者総数は3人、死亡者は2人である。なお、初発以来の県下の患者数は29名、死亡は14名である。¹⁸²⁾ 8月5日の告示第341号で寒川郡に新患者が1名出る。8月13日の告示第358号によると寒川郡にコレラの新患者が1名出る。この時の寒川郡内のコレラ患者は5人、死亡者は3人であった。¹⁸³⁾ その後もコレラ患者は1名ないし2名ずつ発生するが、9月2日の告示第400号では県下のコレラ患者総数は46人、死亡者数は25人であった。なお、寒川郡内のコレラ患者総数は7人、死亡者は5人であった。¹⁸⁴⁾ 10月9日の告示第474号でも県下のコレラの患者総数は51人、死亡者数は27人であり、¹⁸⁵⁾ 前年ほどの流行の激しさはうかがえない。

赤痢は5月2日が初発であるが、7月17日の告示第283号によっても県下の赤痢病患者の総数は25人、死亡者の総数は4人であった。寒川郡内の患者はいない。¹⁸⁶⁾ 7月31日の告示第324号によると寒川郡内の患者総数は8人、死亡者総数は2人であった。県下の赤痢病患者の患者総数は121人、死亡者総数は30人であった。¹⁸⁷⁾ 8月29日の告示第395号では寒川郡内の赤痢病患者の総数は92人、死亡者総数は37人であった。県下の赤痢病患者の総数は792人、死亡者総数は222人であった。¹⁸⁸⁾ 9月13日の『香川新報』の記事は「今後の赤痢病 本縣に於ける本年の赤痢病は續々發生の期に向へる割合に患者少なきは實に喜ぶ可き次第……」¹⁸⁹⁾ という。9月30日の告示第453号では寒川郡内の赤痢病患者の総数は209人、死亡者総数は84人であった。なお、県下の赤痢病患者の総数は2,153人、死亡者数は651人であった。¹⁹⁰⁾ 10月28日の訓令第75号は「本年當縣赤痢病ハ前週以來少シク挫撓ヲ見ントスルニ至レリ」¹⁹¹⁾ という。11月27日の告示第555号では寒川郡内の赤痢病患者の総数は310人、死亡者数は121人であった。県下の赤痢病患者総数は3,188人、死亡者数は1,022人であった。¹⁹²⁾

180) 同紙、明治29年7月23日。同上月報、206丁、も参照。

181) 同紙、明治29年7月29日。同上月報、212丁、も参照。

182) 同紙、明治29年8月2日。同上月報、219～220丁、も参照。

183) 同紙、明治29年8月13日。

184) 同紙、明治29年9月2日。

185) 同紙、明治29年10月9日。

186) 同紙、明治29年7月17日。

187) 同紙、明治29年7月31日。

188) 同紙、明治29年8月29日。

189) 同紙、明治29年9月13日。

190) 同紙、明治29年9月30日。

191) 同紙、明治29年10月28日。

192) 同紙、明治29年11月27日。

さて、富田村である。残念であるが、富田村の詳しい伝染病流行の状況は現在不明である。富田村会議事録を見ると、1896年10月30日の富田村議会における第2議案として「明治廿九年度歳入出総計豫算更正」が提出され、原案通り承認されている。¹⁹³⁾ 予算更正の歳出は、経常費のうち第10款 予備費の既定額が157円20銭、更正額は375円58銭6厘である。

附記における理由は、「本案ノ発布スル理由ヲ説明スルコト左ノ如シ。ノ経常費ノ一衛生費ノ内伝染病豫防費ニ於テハ逐日伝染病患者数多現出シ目下ノ景況トシテハ十一月下旬ニ至ラザレバ到底撲滅ノ期ヲ見ルコト難カラン。依テ消毒薬及諸雇人料金百貳拾五円支出ノ見込ノ諸税及負担額ニ於テハ寒川三木郡各村学校組合費ニ於テ金百九拾円参拾九銭七厘支出ノ見込ノ予備費ニ於テハ金六拾円拾八銭九厘支出ノ見込」¹⁹⁴⁾ ということである。したがって「逐日伝染病患者数多現出シ目下ノ景況トシテハ十一月下旬ニ至ラザレバ到底撲滅ノ期ヲ見ルコト難カラン」ということで、富田村においても伝染病が猖獗を極めていたであろうことが推測される。そして、消毒薬購入費と雇人料が125円、長尾村外20ヶ村の学校組合費の負担額が190円39銭7厘、予備費から60円18銭9厘の支出で、更正額はこれら3つの合計で375円58銭6厘となる。¹⁹⁵⁾ 他方、歳入は、第3款 前年度繰越金が既定額の179円84銭7厘が更正額では878円63銭3厘となり、伝染病予防費は、1895年度と同様に前年度繰越金でまかなうという提案であった。

5.2.5 1902（明治35）年度の衛生費

この年の全国のコレラの患者数は12,891人、死亡者数は8,011人であった。¹⁹⁶⁾ 香川県の町村では第34図のようにコレラの患者数が2,032人、死亡者数が1,181人であった。山本は「府県別にみて〔コレラの〕被害が大きかったのは九州では長崎、佐賀、福岡、大分の諸県、四国では特に香川県、中国では特に岡山県に患者が多発した」¹⁹⁷⁾ という。そして、「流行は8月から10月特に9月が最もひどかったが、11月にはほとんど終息した。」¹⁹⁸⁾ なお、第35図、第36図に見るように、腸チフスと赤痢病の流行はそれほど激しくはなかった。

主として『香川新報』によって県下のコレラと赤痢病の流行の状況を見る。¹⁹⁹⁾ 赤痢病は年初から発生した模様であるが、7月31日の告示第209号では県下の赤痢病患者総数が48人、死亡者総数が5人であった。²⁰⁰⁾ コレラは、8月7日の「虎疫彙事」において「真正虎

193) 以下は「明治廿九年十月三十一日調製／富田村会議事録」（資料番号：16041）による。

194) 臨時費は富田尋常校舎増築費であるが、省略する。

195) 第5款 衛生費、第2項の伝染病予防費は、決議された予算では20円（医師日給5円、衛生係日給5円、薬價5円、人夫5円）であった（「富田村明治廿九年度歳入出総計豫算決議書」（資料番号：16041））。

196) 山本、前掲書、106ページ。

197) 同上書、110ページ。傍点は筆者。

198) 同上。

199) 今回閲覧した『香川新報』は、1902年7月1日から11月31日までである。

200) 同紙、明治35年7月31日。

疫発生……香川郡一宮村大字鹿角法音寺住職藤原辰丸（三十四）、木田郡東植田村溝淵龜蔵（二十九）兩名の糞便を取り鏡檢を行ひしに若干の虎烈拉菌あるを認め培養試験せしに……虎烈拉と診断し〔て〕差支えなき迄に明瞭し、又香川郡栗林村岡本泰雄（二十一）の糞便を昨日鏡檢せしに……虎烈拉紅を呈したれば一点疑ふ處なき真正虎疫患者と判定さるゝに至りたり」²⁰¹⁾と報じられた。8月9日の告示第222号では県下のコレラ患者総数は85人、死亡者総数は39人に達した。²⁰²⁾コレラはその後急速に伝染し、8月14日の告示第233号では県下のコレラ患者総数は226人、死亡者総数は100人に達した。²⁰³⁾同日の記事で「高松市傳染病院増築 當高松市の傳染病院は収容患者數十名の多きに達し一昨日来の患者は最早収容の餘室なきに至りたるを以て至急に百五十坪許りの仮病室を増築することとなりたり」²⁰⁴⁾という。

8月21日に富田村に初めてコレラ患者が出る。「虎疫彙事」において「昨日の届けては大川郡富田村大字富田中2名」²⁰⁵⁾とある。8月23日の告示第254号では大川郡における本年6月24日初発以来のコレラ患者の総数が10人、死亡者の総数が5人である。²⁰⁶⁾同月24日の届出で富田村にコレラ患者が1名出る。同日の告示第262号では県下のコレラ患者の総数は908人、死亡者の総数は480人に達した。²⁰⁷⁾8月28日の告示第267号では県下のコレラ患者の総数が1,025人、死亡者の総数が565人に達した。²⁰⁸⁾

小野田知事は、8月30日付けて県令第48号の伝染病予防施行細則を発令し、予防体制、薬品器具、患者の隔離、死者の扱い方、交通遮断等を伝達する。²⁰⁹⁾同日の「虎疫彙事」によると8月29日の届け出で富田村富田中にコレラ患者が1名出る。²¹⁰⁾8月31日の「虎疫彙事」によると8月30日の届け出で富田村富田西にコレラ患者が1名出る。²¹¹⁾富田村における8月のコレラ患者は5人となる。なお、8月31日の告示第274号では県下のコレラ患者の総数が1,165人、死亡者総数が654人に達する。²¹²⁾

9月1日に富田村にコレラ患者が1名出る。²¹³⁾9月5日の記事「全国虎烈刺現状」にお

201) 同紙、明治35年8月7日。

202) 同紙、明治35年8月9日。

203) 同紙、明治35年8月14日。

204) 同上。

205) 同紙、明治35年8月22日。なお、1899年4月1日から施行された香川県下郡配置法律により大川郡と寒川郡が廃止され大川郡となった（香川県『香川県史』11、近代・現代史料Ⅰ、1986年、396～397ページ、を参照）。

206) 『香川新報』明治35年8月23日。

207) 同紙、明治35年8月26日。

208) 同紙、明治35年8月28日。

209) 同紙、明治35年8月30日。

210) 同上。

211) 同紙、明治35年8月31日。

212) 同上。

213) 同紙、明治35年9月3日。

いて、初発以来の全国のコレラ患者総数が5,239人、死亡者総数が2,625人に達し、コレラが3府21県にまたがっていること、そのうち岡山県が第1位で患者総数は1,736人、死亡者総数は1,241人、第2位が香川県で患者総数は1,315人、死亡者総数は608人、第3位が福岡県でそれぞれ846人、489人であるという。²¹⁴⁾ 9月9日の「虎疫彙事」によると、9月6日に富田村の農業・大山與市(32)、全村の農業・神野マサ(44)の2名がコレラにかかったとの届けがあった。²¹⁵⁾ 9月13日の「虎疫彙事」によると、9月11日に富田村の穴吹ムメ(60)がコレラにかかったとの届けがあった。²¹⁶⁾ 9月14日の「虎疫彙事」によると、9月12日に富田村の日雇・森下巳之作(72)、全村の商業・広瀬アイ(20)、同村の農業・富田岩造(41)、同村の農業・島田種吉(40)の4人がコレラにかかったとの届けがあった。²¹⁷⁾ 9月16日の「虎疫彙事」によると、13日に富田村の農業・出口タケ(24)、同村の農業・大山淺造(72)の2名、14日に同村の工業・川口傳次郎(23)がそれぞれコレラにかかったとの届けがあった。²¹⁸⁾ 9月20日の「虎疫彙事」によると、9月19日に富田村の日稼・悴山クミ(19)がコレラにかかったとの届けがあった。²¹⁹⁾

9月23日の告示第339号(9月21日午前8時から22日午前8時までの受付)によると、県下のコレラ患者総数は2,344人、死亡者総数は1,441人に達した。²²⁰⁾ 同日、小野田知事は告諭第6号を発して次のように県民に指示した。

「……僅々數^(えつげつ) 閏月ニシテ二千三百余ノ患者ヲ出シ其内千四百余ノ死亡者ヲ見ルニ至レリ。今ヤ氣候ノ変遷ト豫防救治ノ周到ニ由リ漸ク病勢衰退ノ模様アリト雖モ尚ホ日ニ数十人ノ患者ヲ出シ又虎列拉病防遏ノ為赤痢病豫防上ヲ或ハ充分ノ力ヲ盡スコト能ハサリシヤノ憾ナシトセス。随テ該病各地ニ發生シ其總數既ニ六百余名ニ達シ益々猖獗ヲ極ム。……全病〔赤痢病〕ニ對スル世人ノ注意ハ遠ク虎列拉ニ及ハサルモノ、如キモ罹病經過長ク為ニ直接ト間接ト國力ノ消長ニ影響スル蓋シ虎列拉ニ讓ラス。故ニ本年七月本縣告諭第五號ニ依リ時將ニ秋冷ニ際シ一層各自飲食物ノ撰生ニ注意シ且ツ身体衣服住家ノ清潔ヲ保持シ以テ虎列拉赤痢ノ兩病ヲシテ其毒力ヲ逞フスル余地ナカラシムルコトニ努ムヘシ」²²¹⁾

10月1日の告示第360号では県下のコレラ患者総数は2,476人、死亡者総数は1,562人に達した。富田村における9月のコレラ患者の総数は12人に達した。

10月に入り4日の「虎疫彙事」は「大川郡の終熄 小豆郡に^{ついで}一週日も新患なきは本

214) 同紙、明治35年9月5日。

215) 同紙、明治35年9月9日。

216) 同紙、明治35年9月13日。

217) 同紙、明治35年9月14日。

218) 同紙、明治35年9月16日。

219) 同紙、明治35年9月20日。

220) 同紙、明治35年9月23日。

221) 同紙、明治35年9月23日。

郡にて一段落を告げし……」といい、それまでの富田村のコレラ患者数が19人、死亡者が10人、全治が9人という。²²²⁾ これ以降、富田村のコレラ患者は掲載されていない。

その後も県下においてコレラ患者は発生し、10月31日の告示第443号では県下のコレラ患者の総数は2,727人、死亡者の総数は1,787人に達した。²²³⁾ 『香川新報』紙上の最後のコレラ病患者表は11月12日の告示第166号に掲載されたが、それによると県下のコレラ患者の総数は2,743人、死亡者の総数は1,783人であった。²²⁴⁾

赤痢病の伝染について少しふれておく。但し、『香川新報』紙上においては赤痢病についての記事を発見できなかった。そこで、以下では県の告示によって、大川郡と県下の赤痢病患者と死亡者の人数について紹介する。8月31日の告示第275号によると、1月8日の初発以来の県下の赤痢病患者の総数(8月29日午前8時から30日午前8時までの受付)は342人、死亡者の総数は83人であった。大川郡の1月8日以降の初発患者は9人、死亡者数は5人であった。²²⁵⁾ 9月28日の告示第356号では大川郡の赤痢病患者は1月8日の初発以来29人、死亡者は16人であった。同告示では県下の赤痢病患者の総数は664人、死亡者は194人であった。²²⁶⁾ 10月31日の告示第445号では大川郡の赤痢病患者の総数は26人、死亡者は18人であった。なお、県下の赤痢病患者の総数は1,762人、死亡者数は252人であった。²²⁷⁾ 11月に入ると県下において赤痢病患者は出ないか、出ても1人から3人程度であった。11月14日に発表された『香川新報』紙上における赤痢病についての最後の告示第472号では大川郡の赤痢病患者の総数は36人、死亡者数は18人であった。なお、県下の赤痢病患者の総数は775人、死亡者数は256人であった。したがって、県下における1898年の赤痢病の流行は大規模ではなかったといえるであろう。

さて富田村の1902年度の衛生費である。1902年度の決算報告書²²⁸⁾を見ると、同年度の衛生費は予算額が182円であったのに対して決算では368円11銭7厘となり、倍増している。決算額の内訳では保健衛生費が、予算額では30円であったが決算では47円15銭となっている。その「理由」として「金拾七圓拾五銭ヲ増加スルハ虎列拉患者續々發生セル為清潔法ヲ嚴重ニ執行セシニ由ル／本項手當ヨリ流用豫備費ヲ以テ補充」という。したがって、増加の原因はコレラの流行であり、経費は予備費の流用によって手当てしたのである。

伝染病院費は予算額が50円であったのに対して決算額は225円78銭2厘となり、4.5倍

222) 同紙、明治35年10月4日。本文のように、『香川新報』の「虎疫彙事」の記事によって8月と9月の富田村におけるコレラの新患者を集計すると17名となる。

223) 同紙、明治35年10月31日。

224) 同紙、明治35年11月12日。

225) 同紙、明治35年8月31日。

226) 同紙、明治35年9月28日。

227) 同紙、明治35年10月31日。

228) 以下「富田村明治参拾五年度歳入出決算報告書」(冊子番号：P-45)による。

となっている。その理由は「金百七拾五圓七拾八錢參厘ヲ増加スルハ虎列拉患者頻發セシニヨリ從テ人夫消毒等ノ需用多大ナリシニ依ル豫備費ヲ以テ補充」したことである。したがって、増加の原因と財政的対応は保健衛生費と同じである。

伝染病予防費は予算額が25円であったのに対して決算額は50円18錢4厘であった。その理由は「金貳拾五圓拾八錢四厘ヲ増加スルハ患者多數ノ為メ需要品多大且ツ米價騰貴シ敷地料ノ不足ヲ生シタルニ依ル豫備費ヲ以テ補充」したことである。したがって、経費増加の原因は患者が増加したことと米価の騰貴により敷地料が増加したことである。

最後の手当は予算額が77円であったが、決算では45円となり、これは減少している。その理由は「金參拾貳圓ヲ減少スルハ幸ニシテ従事者ノ感染セシモノ少ナカリシニ依ル右剩餘金ノ内拾圓本項保健衛生費へ流用」という。

1902年度の衛生費は、付表 第1表 富田村歳出内訳（増補改訂版）（巻末）のように、368円11錢7厘となり、1895年度の衛生費に次ぐ、第3位の金額となった。なお、歳出に占める割合は7.6%に達した。そして、増加した衛生費は一部項目間の流用はあったが、予備費の流用でまかなった。

ところで、1902年9月12日の村議会議事録に「富田村傳染病院増築ノ件」という議件がかかっているのを発見したので紹介する。²²⁹⁾議長は「開会致シマス。即チ本日發布議件、本村傳染病院増築ノ件デアリマス。尤モ本案ヲ提出シマシタ理由ハ富田西、富田中ノ兩大字ニ於テ初發ヨリ本日ニ至ル虎列拉病患者拾九名、赤痢病患者壹名、實布埜利亞患者壹名合計貳拾壹名ノ多キニ至リ從來の病室構造向キ不^(ママ)寛^(ママ)全ニシテ多數ノ患者ヲ容ル、不能、目下収容ノ患者病室ニ充滿シ、以上發生スルニ於テハ収容スル場所無之、然ルニ病勢頗ル猖獗ヲ極テ容易ニ終熄ニ至ラザル模様ニ付在来ノ事務室等ヲ以テ病室ニ充ツル見込ニテ不取敢假小屋ヲ設ケシモ雨中ニアツテハ雨漏シ事務ヲ取ル事能ハ^(マ)不^(マ)ルニ付止ヲ得ス別紙図面ノ如ク壺棟ヲ此際増築セントスルモノデアリマス。依テ第一讀會ヲ開キ議題ノ本會ニ議スルヤ否ノ御意見ヲ伺ヒマス」という。この提案に対して第13番議員が「本員ハ増築ノ議賛成デアルガ、是□着手スルモ逆モ今般ノ間ニ合ハ不^(マ)ル様共考フ。尚本日ハ出席議員少数ニ付キ今回ノ増築ハ先ツ見合せ、新設ノ仮小屋ヲシテ雨漏ノ恐レナキ様手入シ置キ後^(ママ)會ニ議リ完全ナル建築ヲセント欲ス。依テ本案ハ後會回トセラレンコトヲ希望シマス」という。この提案に対して第11番が「本員モ第十三番ニ同意シマス」という。第9番、第14番も「同感」という。そこで、議長は「第十三番ノ後^(ママ)回^(ママ)説ト過半数ノ欠席者〔ガ〕アリマスカラ本 案ハ後へ回シマス」いう。²³⁰⁾

229) 「明治三十五年九月十二日／富田村會議事録」（冊子番号：P-45）。

230) この日の出席議員は9名、不在議員は9名であった。なお、市制町村制第43条では「町村会ハ議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議決スルコトヲ得ス」とある。

そのような次第で議長が提案した伝染病院の増築は延期される。なお、この議事録により、9月12日現在で富田村の大字富田西と中においてはコレラ患者が19人、²³¹⁾ 赤痢病患者が1人、ジフテリア患者が1人発生していること、²³²⁾ 富田村の伝染病院は後に5.3.2で見ると、1899年1月に建設されたが、その伝染病院が狭隘で患者を収容する余裕がなく、事務室を転用せざるをえなかったこと等が分かる。

5.2.6 1908（明治41）年度の衛生費

第36図が示すように、1908年の県下の町村の赤痢病患者は7,192名、死亡者は2,104名に達した。これは1894年と並んで記録的な数である。なお、コレラの発生は皆無であり、腸チフスはごく僅かである。

そこで、県下の赤痢病の流行を主として『香川新報』によって紹介する。²³³⁾ 1908年6月6日に「赤痢患者発生 本懸地方病とも稱する赤痢は向暑と俱に頭を擡もたげ来り。昨日は三豊郡豊田村に該患者七名發生の旨其の筋へ急報あり。衛生課よりは、大谷検疫醫、鎌倉警部と實地視察の爲め即日出張せり」²³⁴⁾と報じられた。

6月28日の香川県告示第479号では、初発以来の患者数が40名、内死亡が5名、全治が8名となり、現在の患者は22名となった。同日、知事の小野田元熙は、次のような告諭第1号を出した。

「傳染病中最も激烈ナル虎列拉病ハ客年〔1907年〕中二府二十二縣ニ蔓延シ患者三千七百餘人ニ達セリ。本懸亦十二人の患者ヲ出シタルモ時恰モ冷季ニ際シ病毒其威ヲ逞フスルニ違アラズシテ終熄シタリ。然ルニ本年巳ニ二三ノ府縣ニ該患者ノ發生ヲ見殊ニ本懸ハ客年ノ流行地タリシ大阪、神戸、山口、福岡等ト船舶ノ交通頻繁ナルヲ以テ何レノ地ニ病毒ヲ輸入シ居ルヤモ計リ難シ。若シ一朝病毒其威ヲ逞フスルニ至ランカ非常ノ惨害ヲ来スコト近ク三十五年ノ流行ニ徴シテ明ナリ。又客年ノ赤痢病ハ近頃嘗テ見ザル大流行ニシテ患者ヲ出スコト縣下ヲ通ジテ一千二百餘人ニ上リ本年ニ於テモ既ニ三豊郡ニ流行ノ兆ヲ現ハセリ。時正ニ暑氣ニ際シ消化器ノ障害ヲ發シ易ク且病芽繁殖ニ適スル季候ナルヲ以テ今ニシテ注意ヲ怠ルコトアランカ忽チ往年ノ覆轍ヲ踏襲シ多大ノ人命ト財産ヲ消磨スルニ至ル可キヲ以テ、各自ニ於テハ左記ノ事項を遵守シ苟モ傳染病發生ノ餘地ナカラシムル様深く注意シ隣保相（いまし）警メテ自衛ノ實ヲ挙クルコトニ務ムベシ」²³⁵⁾

231) 先に紹介したように、『香川新報』の「虎疫彙事」によれば、9月12日までの富田村のコレラ患者は8人である。

232) 『香川県公文月報』の明治35年7月31日（告示第209号）から9月16日（告示第317号）の間では県下においてジフテリア患者は発生していない。

233) 今回閲覧した『香川新報』は、1908年6月2日から10月31日までである。

234) 『香川新報』明治41年6月6日。

235) 同紙、明治41年6月28日。

具体的な対応策の2、3を挙げると、以下のようである。

「二、家屋内外ヲ清潔ニ清掃シ邸内湿潤ノ地ニハ排水ノ方法ヲ講シ又ハ置土ヲ為シ汚水ノ滞留ヲ防グベシ

……

六、下痢スルモノアルトキハ總テ其便所ニ生石灰末ヲ投入消毒スルヲ安全ナリトス

……

九、生水ハ病毒混入シ居ルノ虞アルヲ以テ飲用ニ供スヘカラス

……

十一、傳染病流行ノ部落及患者アル家ニハ成ルベク交通セザルヲ安全ナリトス」²³⁶⁾

確かに1907年には全国的に見るとコレラが発生し、3,632名の患者と2,526名の死者が出た。²³⁷⁾ そこで、小野田知事は、1908年においても、まず県下でのコレラの伝染を恐れたが、香川県内では、結局、コレラは発生しなかった。他方、赤痢病の方はすでに指摘したように、大流行したのである。

7月11日の香川県告示第517号では、本年初発以来の累計赤痢病患者が182名、内死亡者は24名であった。²³⁸⁾ その後も赤痢病患者は増加する。7月25日の記事は「本年の赤痢病／猛烈虎列拉に等し／……本年の本病は例年の夫れと異なり病毒の猛烈なること殆ど激烈なる虎列拉に等しく発病第一日には或は赤痢となるやも知れずと相當の醫師が診断し所謂注意患者の中に加えしものが第三日に至り死亡するもの多々ありて醫師中には隱蔽に非ずして或いは隱蔽せしには非ざるかと疑ひを受くるの止むなき境遇に立つ者さえある程にて赤痢とて決して馬鹿に為られぬ中にも本年の赤痢は右の如くなれば毫も油断出来ざる由なるが……」²³⁹⁾ という。同日の別のページには「大川郡内の赤痢患者 大川郡に於ける本年初發以来の患者は百廿九名、死亡廿三名全治三十名、現在七十六名なり」という記事がある。

同月28日の記事は「縣下の赤痢／初發以来百八名／本年の赤痢病毒が例年の夫れに比し頗る猛烈にして発病後の経過殆ど虎列拉に等しき由は前號に記載したるが暑氣の強烈を加ふるに病毒は一層蔓延の状況にて二十五日の午后より昨廿七日午前に至る二日間の発生は實に百八名と注されたり。其郡市別は高松市二、大川郡三十四、木田郡十五、小豆郡十一、香川郡一、綾歌郡二、仲多度郡十、三豊郡廿四……▲大川郡長尾署管内の赤痢病患者は益々流行の兆しあり。松本署長は各駐在巡査に命じ嚴重なる檢病的戸口調査を行ひつ、あ

236) 同上。

237) 内務省衛生局編『法定傳染病統計（自明治十三年至大正八年）』1920年、1ページ、第1表 累年傳染病患者及死亡者總數、による。この年のコレラの流行については、山本、前掲書、119～126ページ、を参照。但し、死亡者数については、山本が掲げる人数とは異なる。

238) 『香川新報』明治41年7月11日。

239) 同紙、明治41年7月25日。

るが、松尾村は十五日以後十名罹疫せしが原因は津田町に系統あり。造田村大字乙井の三宅長次の娘が津田町木津喜太郎方に嫁入し居るが喜太郎は長女芳枝（六つ）と云うが長次方に遊びに来たり居りしに近隣の三宅嘉平に傳染死亡し又全人の倅勇及前記長次の兩名感染目下隔離治療中。富田村は廿二日以来一名……」²⁴⁰⁾ という。8月4日には「赤痢と町村の覺悟」と題して、次のようにのべる。「……今や病毒は四散して前記の如く豫防消毒に従事すべき警官の配置絶対的に為し得られざるに至りしを以て此の上は町村自ら活動し豫防消毒を勵行し一日も早く熄滅せしむるの方法を講ずるに非ざれば恐らくは去る三十五年に一大流行を極め幾多の同胞有為の青年を奪い去りし虎列拉病（總患者四千余）よりも一層多數の患者を出し且生命を奪い去るに至るべしとの事にて縣當局も少なからず前途の成行を憂慮し居れるか……」²⁴¹⁾ という。

8月12日の告示第755号によれば、本年初発以来の県下の患者は累計で1,248名、死亡者は同じく累計で286名に達した。²⁴²⁾ したがって、ほぼ1ヶ月の間に患者の数は7倍近くに、死者の数は12倍近くになったのである。

8月20日の「赤痢豫防に就いて」という記事は「……市となく町村となく一名の赤痢患者を出せば約三十圓の公費を要するを以て十名の患者を出せば三百圓、百人の患者を生ぜば三千圓、之に各自家に於ける費用を計算せば恐ろしき多數の費用を要す故に三豊郡の如き已に一千の患者を出したれば已に三万〔円〕の町村費を要し居れるに尚熄滅の曙光期をも認める能わずと云へば、今後二千三千と續發せば町村も患者も其の費に堪へざるに至るは勿論なれば一日も早く思ひ切ったる豫防消毒法を講ずべし……」²⁴³⁾ といい、町村の財政負担と県民の経済的損失がいかに膨大になるかということを強調する。

9月13日には長尾署管内の患者数が掲載される。すなわち「長尾署内の赤痢 十一日調を聞くに現在入院患者は長尾二十六名、奥山村五名、造田村三名、神崎村六名、石田村廿一名、富田村三十名、松尾村六名、五名山村八名、合計百十五名にて初發以来總患者は三百廿二名なり」²⁴⁴⁾ という。

しかし、9月後半になると赤痢病の流行も最盛期を超えたようで、9月18日の記事には「大川郡の赤痢 昨日の調を聞くに總患者九百名、内死亡二百五十五名、全治四百四十六名、現在百七十九名にて追々下火の模様にて大流行の時より約八十名減少し居れり」²⁴⁵⁾ という。

10月中旬になると赤痢病の流行もほぼ収まったようで、無患者町村も多くなる。²⁴⁶⁾ 『香

240) 同紙、明治41年7月28日。傍点は筆者。

241) 同紙、明治41年8月4日。

242) 同紙、明治41年8月12日。

243) 同紙、明治41年8月20日。

244) 同紙、明治41年9月13日。傍点は筆者。

245) 同紙、明治41年9月18日。

246) 同紙、明治41年10月17日。

川新報』は、10月2日の紙面で「▲七千の患者已に一縣の農商工業に少なからざる打撃を與へ動あたもすれば縣の經濟界攪亂の因ともならんやべく見ゆるに、一万以上の患者を出さば夫こそ縣下の第一大事なり。故に今年より明年の發生に對する豫防法を講究せざるべからず▲明年の發生に對する豫防法としては毒力の最も微弱なる時期即ち極寒の期に於て一二ヶ月間便所の消毒を繼續施行するに如くものなるべき乎」²⁴⁷⁾ といい、翌年に向けての対策を提言している。10月14日には「當〔高松〕市の清潔法」の見出で「一時慘状を極めし赤痢病も終熄の期に至り、前號記載の如く清潔法施行の縣令發布せられしを以て此際當市も充分なる清潔法をなす事に決し……」という。10月15日の告示第1087号によると、大川郡内の初発以来の赤痢病患者の総数は、1,036人、死亡者の総数は322人であった。なお、県下の初発以来の赤痢病患者の総数は6,774人、死亡者の総数は1,879人であった。²⁴⁸⁾

さて、富田村である。同村の『議事係事務処理誌』（明治42・40年合冊）²⁴⁹⁾の中に「件名 地租制限外課税稟請案」がある。内容は、地租の制限外課税が村議会で決議されたのをうけて徳田村長が1909年1月9日付けで内務大臣法学博士男爵平田東助と大蔵大臣侯爵桂太郎に宛て地租の制限外課税を「明治四十一年三月法律第三十七号第五条二項ニ依り許可ヲ乞フ」というものである。稟請には「理由」が添付されている。冒頭を省略すると以下のようなものである。

「……客年〔1908年〕七月貳拾五日傳染病ノ内赤痢病發生シ九拾五名ノ多數患者ヲ出シ是ニ要スル費用ハ九百九拾九圓貳拾四錢ノ多額ヲ示セリ。既定豫算ハ少額ニシテ本年度初メニ於テ天然痘患者發生ノ為メ費消シ居リ、不得止九百九拾九圓貳拾四錢ノ豫算追加ヲ要シ、其内貳百壹圓九拾八錢參厘村税外収入ヲ以テ之ヲ補填シ残高七百九拾七圓貳拾五錢七厘ハ他ニ財源無之〔ニ〕ヨリ村税ニ依ルノ外ナシ。内金七拾八圓七拾五錢ハ營業割所得割制限賦課徴収シ其殘額七百九拾八圓五拾七錢七厘ニシテ營業割ニテハ商況不振ニシテ増課ノ見込ナク戸別割ニ於テハ些少増課ノ見込アリ。依テ戸別割ニ其十分三即チ貳百拾五圓五拾五錢貳厘ヲ賦課シ其十分ノ七タル五百二圓九拾五錢五厘ヲ地価割ニ仰カントス。蓋シ地価割ニ有リテハ近年豊稔ナラザルモ本年ハ半年ヨリ聊カ増収ヲ得多少餘裕アルヲ認ムレバ制限外ヲ賦課スルモ敢テ痛苦ヲ感ゼザルベシ。是レ素ヨリ輕税ニアラズト雖モ本村ノ状態ニ適スルヲ信ジ賦課權衡上反テ其穩当ナルヲ認メ客年三月法律第三十七号第五条二項ニ依り別紙ノ如ク地租制限外ヲ課税セントスル所以ナリ」

以上の「理由」により、1908年7月25日に赤痢病が発生し、総数で95名の患者が出、そのための経費は999円24銭に達した。その経費については、201円98銭3厘を税以外のその他の収入で補填し、残りの797円25銭7厘を村税の増税でまかなう。うち78円75銭

247) 同紙、明治41年10月2日。

248) 『香川県公文月報』明治41年、456丁。

249) 以下は「件名 地租割制限外課税稟請案」外、『議事係事務処理誌』（資料番号：16048）による。

は営業割所得割の制限内賦課でまかなう。残りの718円50銭2厘については、3分の1を戸別割の増税でまかなって215円55銭2厘の増収をはかる。3分の2の502円95銭5厘は、本年が豊作のために地価割の制限外課税を行うために地租の制限外課税を稟請する。

1908年度の予算書と決算書が見つからないために立ち入った予算と決算の内容は分らないが、添付された歳入一覧によれば、地価割収入は2,832円3厘であり、歳入合計7,562円17銭の37.4%をしめる。賦課率は地租1円について40銭であったが、稟請課率は8銭6厘3毛795である。したがって、20.2%の増税となる。戸別割は2,947円90銭で歳入総額の39.0%を占める。当初の税率は分らないが、平均1戸当たり2円99銭2厘7毛9186である。

同じく添付の1908年度の歳出一覧によると、衛生費は1,135円59銭9厘であり、歳出合計7,562円11銭7厘の15.0%に達する。この衛生費の金額と歳出に占める%は明治期における最大かつ記録的な数値である。なお、衛生費の内訳は、保健衛生費が20円、伝染病予防費が42円、伝染病院費が1,043円59銭、手当が30円である。

1909年2月29日付けで内務大臣平田東助と大蔵大臣桂太郎から「内務省香甲第一三號/明治四十二年一月九日発第二〇号稟請香川県大川郡富田村會議決明治四十一年度地租附加税制限外課税ノ件許可ス」という文書が届き、地租の制限外課税が政府によって認められた。

以上のように、1908年度の赤痢病の大流行による経費の増大は地価割、戸別割外の増税によって村民が負担する形でまかなわれたのである。

5.2.7 1909(明治42)年度の衛生費

第36図を見ると、1908年に引き続き1909年においても県下の町村において赤痢病が大規模に流行した。患者数は3,081名、死亡者が820名にのぼっている。なお、コレラの流行は皆無であり、腸チフスの流行も大規模ではない。

『香川新報』における赤痢病の流行に関する記事を大川郡を中心に紹介すると以下のようである。²⁵⁰⁾7月23日の「東讃防疫記事」において「大川郡富田村大字富田西の兵助(五八)は二十日午前五時頃より下痢の気味ありしが、廿一日午前四時陶山醫師検診の末赤痢と判り村役場吏員及巡査出張消毒し隔離病舎に送れり」²⁵¹⁾とある。8月1日の告示第423号(7月28日午前8時から29日午前8時までの受付)では大川郡内の赤痢病患者の総数は13人、死亡者数は3人であった。なお、県下の赤痢病患者の総数は210人、死亡者総数は40人で

250) 今回閲覧した『香川新報』は、1909年7月1日から11月31日までである。

251) 同紙、明治42年7月23日。後で示すように、富田村の行政文書は、富田村の赤痢病が7月21日に発生したというから、「兵助」なる者が初発の患者であったのであろう。なお、「陶山醫師」とは、松尾村の村医の陶山水太郎であろう(『大川町史』、758ページ)。

あった。²⁵²⁾

1909年8月22日の記事では「大川郡赤痢病患者 二十日調査によると大川郡赤痢病現在は患者四十名内死亡三名全治二十七名初発以来総患者九十名なり」という。9月1日の記事は「大川郡内の赤痢病〔8月〕廿日調査に依れば初発以来百九十名発生内全治五十二名死亡三十一名現在三十六名にて最も猖獗し居るは、富田、引田の両村なり」²⁵³⁾という。

9月2日には「本県赤痢病現況」と題して「本県本年の初発以来昨日までの総患者千二百八十人、現在患者四百八十六名なるが、之を昨年初発以来同日迄の患者総数三千九百九十二名、同日現在千三百三十二人に比し約三分一の少数にて、昨年の昨今は一日百二三十位づつの発生を見しも本年の昨今四五十人に満たず之も三分一の少数なるも赤痢病の発生期は夏期の烈なる暑熱の時にあらずして多く夏秋の過渡期において頗る流行を来すものなれば…」²⁵⁴⁾という。

本年においても赤痢病の流行は県下一円に及ぶ。9月12日には「高松市の赤痢病 本月十日現在によれば本年初発以来市内に発生と同患者六十三名中市在籍者四十七名、他町□の者十六名にして死亡十五名、全治十五名、現在^(マツ)三十三名なり……十日十一日の両日は発生一名も無き模様なり」²⁵⁵⁾とある。9月15日には「仲多度郡の赤痢病 同郡の赤痢病は本年初発より十一日正午迄の発生患者六百七十五名にて現在患者二百廿二名なり。発生のも多きは善通寺町の百八名、多度津町の百名なり」²⁵⁶⁾と報じられている。9月17日になると、再び大川郡造田の赤痢病が報じられている。「造田の赤痢病 大川郡造田村にては初発以来六名の赤痢病患者発生一時流行の徴ありしが稍終熄を告げ居りしに十二日午前六時大字野間田の林亀吉の三男林香(16)罹疫入院せりと」²⁵⁷⁾という。9月18日には「木田郡赤痢病患者十七日午前の調査に依る初発以来の現患者は左の如くなりしとノ奥鹿村二十九名 田中村二十人 下高岡村六人 井戸村一人 平井村二十三人……合計三百三十七名にて内全治百二十二名、死亡六十五名、現在患者五十人なるが……」²⁵⁸⁾という。告示第565号(9月27日午前8時から30日午前8時までの受付)では、大川郡内の赤痢病患者の総数は235人、死亡者数は59人であった。なお、同日時までの県下の赤痢病患者の総数は2,330人、死亡者総数は587人であった。²⁵⁹⁾

252)『香川県公文月報』明治42年、235丁。

253)『香川新報』明治42年9月1日。傍点は筆者。但し、『香川県公文月報』の告示第491号(8月28日午前8時から30日午前8時までの受付)では、大川郡の患者総数は96人、死亡者総数は22人、全治者は39人、現在患者数は35人である(『香川県公文月報』明治42年、267丁)。

254)『香川新報』明治42年9月2日。

255)同紙、明治42年9月12日。

256)同紙、明治42年9月15日。

257)同紙、明治42年9月17日。

258)同紙、明治42年9月18日。

259)『香川県公文月報』明治42年、297丁。

10月末になると赤痢病の流行もほぼ収まったようである。10月29日の記事、「大川郡内赤痢減退 大川郡内本年の赤痢は全町村に亘り引田、鶴羽、石田、相生、松尾、富田、長尾の各町村に病毒傳播し一時大猖獗を呈したるが時候の冷氣に伴ひ昨今減退しつゝあるが、廿八日調査に係る現在患者は相生村十五人、引田町三人、白鳥村二人、富田村四人、長尾村七人、奥山村三人、鴨部村一人あり。初發以来全町村の總患者は三百五十四名なり」²⁶⁰⁾ という。10月31日の告示第666号(10月28日午前8時から29日午前8時までの受付)では大川郡の赤痢病患者の総数は316人、死亡者数は83人である。なお、同日時までの県下の赤痢病患者の総数は3,004人、死亡者数は772人であった。²⁶¹⁾ 勿論、11月に入っても赤痢病は発生しており、12月3日の告示第792号(11月29日午前8時から11月30日午前8時までの受付)では大川郡の初發以来の赤痢病患者の総数は330人、死亡者数は92人である。なお、県下の初發以来の赤痢病患者の総数は3,179人、死亡者数は839人である。²⁶²⁾

さて、富田村である。この年の同村の事務報告は発見していないので赤痢病流行の詳細な状況は不明である。しかし、『議事係事務処理誌』(明治43年)の綴り²⁶³⁾の中に「富田村明治四十二年度歳入出豫算更正議案」があるのを発見した。そこには**第43表**と**第44表**のような歳入出予算更正表が掲げられている。そして、予算更正の「説明」は「一本表ノ如ク歳入出豫算更正ハ本年度モ不幸ニシテ赤痢病流行シ昨年7月貳拾壹日発生シ全年十月貳拾五日終息ヲ告グルニ至リマシテ傳染病院ヘ収容セシ患者多数四十六名ニシテ、之ニ伴ヒ消費セシ金額ハ殆ド五百円ニ達セントス。其費途附記ノ如クニシテ衛生費豫算額ニハ需要費三円修繕費十円借地料十三円四拾七銭貳厘患者救護費五円ニナルニ至テ豫算ニ於テハ支フルコト不能。依テ変更セシ所以ナリ。二歳入徴収ハ第七款村税戸別割ニヨリ徴収ス。」という。したがって、1909年7月21日に赤痢病が発生し、10月25日に終息した。赤痢病患者の総数は46人に達した。そして、伝染病院費は500円近くになった

第43表 富田村明治四十二年度
歳入豫算中更正表

科 目	既定額 (円)	更正額 (円)
第7款 村税	8,025.128	8,494.642
4 戸別割	4,537.901	5,007.415
合 計	9,971.573	10,441.087

〔資料〕「富田村明治四十二年度歳入出豫算更正議案」(資料番号：16049)。

第44表 富田村明治四十二年度
歳出豫算中更正表

科 目	既定額 (円)	更正額 (円)
第5款 衛生費	136.472	605.986
3 傳染病院費	26.472	495.986
4 手當	30.000	30.000
合 計	9,971.573	10,441.087

〔資料〕同上。

260) 『香川新報』明治42年10月29日。傍点は筆者。

261) 『香川県公文月報』明治42年、342～343丁。

262) 同上月報、386丁。なお、赤痢病の告示は第792号が最後のようである。

263) 『議事係事務処理誌』(明治43年)(資料番号：16049)。

更正案では500円近くの伝染病院費を村税戸別割によってまかなうとする。第43表の付記は「本年度県税戸数割千七十九円四十四銭此四倍六分三厘八毛九糸此賦課戸数九百八十四戸平均一戸五円〇八銭八厘八毛三六三」とある。つまり、県税戸数割を4.6389倍する。それは村内984戸に対して1戸あたり5円8銭8厘3毛63を賦課し、ほとんどの村民²⁶⁴⁾が負担するということである。

第44表をご覧ください。予算額では伝染病院費が26円47銭2厘であったが、伝染病の流行により495円98銭6厘へと、18.7倍も増加した。その「附記」には「消毒薬品代九十九円貳拾七銭諸器械及寝具新調費四十八円四十一銭人夫賃百二十三円九十五銭消耗品費四十二円四十一銭看護婦給六十円四十銭医師手当百円屋根壁修繕費十円借地米料九斗六升三合三勺代十一円五十四銭五厘」とある。

また、手当の「附記」には「療治料三円救助料三円^(ちょうさい) 吊祭料二円遺族扶助料十三円看護婦養^(マ)生所生徒手当九円」とある。したがって、46名の患者のうち何名かは死亡し、「吊祭料二円遺族扶助料十三円」が支出されたのであろう。

5.2.8 1910（明治43）年度の衛生費

第34図と第36図から分かるように、県下の町村においてはコレラが1910年にやや大規模に発生し、²⁶⁵⁾患者が231名、死亡者が160名にのぼった。また、同年には赤痢病が大流行し県下の町村で患者が4,192名、死亡者が1,022名に達し、患者数、死亡者数がともに前年を大きく上回った。

『香川新報』の記事を少し紹介する。²⁶⁶⁾まず赤痢病である。7月中旬以降、紙上において「赤痢病の續發」、²⁶⁷⁾「赤痢患者續々發生」²⁶⁸⁾という見出が目につくようになる。²⁶⁹⁾7月28日には「相生の赤痢猖獗」と題して「大川郡相生村の赤痢病状を視察せし朝子長尾署長の談によれば初發以来三十数名の患者を出し、目下二十餘名の現在患者あり。従来の傳染病舎にては大いに狭隘を告げしにつき臨時村會を開き豫算追加を決議し今回二間に八間、二間に三間外一棟の病舎を増築したるが、續發の様あり、更に約二百圓の豫算にて一棟副築すること、なり、二十七日より工事に着手せしが、本年初發以来現今に至るまでに既に數百圓

264) 翌年になるが、1910年の本籍戸数が979戸、非本籍戸数が30戸である（『明治四十三年富田村事務報告』〔資料番号：16050〕）。

265) 山本によれば「この年のコレラは関西地方を中心として、九州および中国地方に流行した。……12月4日までのコレラ患者発生数は大阪府で951名、兵庫県で607名の多数にのぼり、その他にも香川県で293名」（山本、前掲書、131ページ。傍点は筆者）であった。「しかし冬の到来とともに、この年の患者発生は終熄した。」（同上）いうまでもないが、第34図の患者、死亡者数は県下の町村である。

266) 今回閲覧した『香川新報』は、1910年7月1日から10月31日までである。

267) 同紙、明治43年7月19日。

268) 同紙、明治43年7月26日。

269) 7月16日の告示第341号の赤痢病患者表（7月14日午前8時から15日午前8時までの受付）が最初と思われる（『香川県公文月報』明治43年、264丁）。

の衛生費を支出したり……衛生組合も亦活動を初め鋭意撲滅を謀りつゝ、あるも頑固なる病毒は益々蔓延を見んとする状況なり……」²⁷⁰⁾という。7月31日の告示第369号(7月29日午前8時から30日午前8時までの受付)によると、大川郡の赤痢病患者の総数は67人、死亡者数は12人である。なお、県下の赤痢病患者の総数は424人、死亡者数は63人である。²⁷¹⁾

8月3日には「流行病と豫防」という論説を掲げ、その中で「本縣は赤痢病の流行地として既に定評あり。之に元より飲料水の不良其他諸種の原因に基づくものなるべしと雖も、主として防疫の効果薄きに由るものたるは之を否むべからず。」²⁷²⁾として、香川県を赤痢病の流行県と呼ぶ。同日の記事では「赤痢病一日九十人 赤痢病の蔓延は全然一昨年の大猖獗と同一の状態を発現せんとしつつあり……」²⁷³⁾という。8月31日の告示第446号では、大川郡の赤痢病患者の初発以来の総数は604人、死亡者数は126人であった。なお、県下の赤痢病患者の総数は2,375人、死亡者数は476人であった。²⁷⁴⁾

9月7日の「大川郡記事」には「富田の講習会 富田村には豫記の如く五日午後二時より天理教会堂に於て衛生講話會開催、同村衛生組合役員の外有志出席し公文検疫醫、朝子警部〔長尾署長〕の有益なる演説あり。五時半閉會せしが同村役場は右講話の要領を各部落に於て談話する事となれり」²⁷⁵⁾という。9月27日の告示第499号では、大川郡の赤痢病患者の初発以来の総数は885人、死亡者数は220人であった。なお、県下の赤痢病患者の総数は3,519人、死亡者数は803人であった。²⁷⁶⁾

10月に入ると赤痢病の流行は下火になったようで、10月5日の「大川郡記事」は「本月一日の調査によれば相生町の十八名を最多とし引田村の十三名、白鳥村の十名等にて三本松、志度町の各一名を最小數として全然八十五名にして患者は漸次減少の模様なり」²⁷⁷⁾という。10月6日の告示533号(10月4日午前8時から5日8時までの受付)によれば、大川郡の赤痢病の患者の総数は915人、死亡者数は230人であった。なお、県下の赤痢病の患者の総数は3,704人、死亡者の総数は858人であった。²⁷⁸⁾しかし、赤痢病患者はその後も発生し、11月3日の告示第637号では、大川郡の赤痢病の患者の総数は974人、死亡者数は245人であった。なお、県下の赤痢病の患者の総数は4,125人、死亡者の総数は979人であった。²⁷⁹⁾赤痢病に関する最後の告示は11月27日に出された第701号と思われるが、それによると、

270) 『香川新報』明治43年7月28日。なお、相生村とは旧大川郡引田町の一部分をなす。

271) 同紙、明治43年7月31日。『香川県公文月報』明治43年、234丁、も参照。

272) 『香川新報』明治43年8月3日。

273) 同上。

274) 『香川県公文月報』明治43年、274丁。

275) 『香川新報』明治43年9月7日。

276) 同紙、明治43年9月27日。

277) 同紙、明治43年10月5日。

278) 同紙、明治43年10月6日。『香川県公文月報』明治43年、312丁、も参照。

279) 同上月報、382丁。

大川郡の赤痢病の患者の総数は 994 人、死亡者数は 257 人であった。なお、県下の赤痢病の患者の総数は 4,252 人、死亡者の総数は 1,033 人であった。²⁸⁰⁾

コレラについては以下のようなのである。10月6日の告示第534号によると、10月2日と3日の両日に仲多度郡多度津町で男性2人、高松市で女性1人がコレラに罹った。²⁸¹⁾ 10月4日の『香川新報』は「虎列拉発生」という見出で「本月三日午後一時當市東濱村字新長屋原為次郎の母うた（六三）は虎列拉到に罹りたるが、右うたは本月一日第十字和島丸にて大坂市より歸りたるものなるが三日の午前七時頃より吐瀉及下痢の模様あるより青木醫師を聘し檢診を受けたるに虎列拉と断定せしかば急遽警察署へ報ぜしに多數の警官出張、尚縣廳より高畑衛生課長、鎌倉警部、市役所より志村課長吏員出張附近を隔離し消毒を施行しつつあり…」²⁸²⁾ という。この報道は告示第534号にいう高松市の女性についてであろう。

その後コレラ患者は坂出町で発生する。鹿子木知事は10月13日に告諭第4号を発した。

「坂出地方ノコレラ病毒ハ入港中ノ帆船ニヨリ輸入シ而シテ患者ノ汚物ヲ海中ニ投棄シタルカ為メ此汚染シタル海水ヲ以テ洗手、洗面、食物食器ノ洗滌ヲ為シ又ハ釣魚等ヲ為シタルニヨリ陸上ニ病毒ヲ傳播セシメタルモノ、如シ……此際流行地海岸ニ於ケル海水ノ使用、釣魚若クハ魚類ノ生食等ハ頗ル危険ナルニ付キ嚴ニ注意警戒スヘシ」²⁸³⁾

コレラは琴平、²⁸⁴⁾ 下笠井村、²⁸⁵⁾ 高松市²⁸⁶⁾ において発生する。10月19日の『香川新報』は「本縣初発以來發生の虎列拉患者は總數百五拾餘名に達し、昨今にては其系統等詳細なる調査を為す隙なく、最早高松以西の各郡及香川郡の全部は病毒漸く散蔓亦取捨すべからざるの状況なる……」²⁸⁷⁾ という。コレラは次第に東讃にも及んでくる。10月21日に大川郡小田村にコレラ患者が発生する。²⁸⁸⁾ 10月26日には富田村において衛生講話会が開催されるという。「衛生講話会 今二十六日正午より富田村中天理協會に於て富田村衛生講話会を開催し部内衛生組合長、伍長及一般村民を召集し衛生に關する講話をなす筈にて根本郡書記及長尾署長も出席す」。²⁸⁹⁾

富田村においては、後に紹介する同村の事務報告によれば10月23日にコレラ患者が1名発生し、同日にその者は死亡した。その患者であろうが、10月26日の『香川新報』は次のようにいう。

280) 同上月報、408丁。

281) 『香川新報』明治43年10月6日。『香川県公文月報』明治43年、312丁、も参照。

282) 『香川新報』明治43年10月4日。

283) 同紙、明治43年10月13日。『香川県公文月報』明治43年、6丁、も参照。

284) 『香川新報』明治43年10月14日。

285) 同紙、明治43年10月15日。

286) 同紙、明治43年10月16日。

287) 同紙、明治43年10月19日。

288) 同紙、明治43年10月22日。

289) 同紙、明治43年10月26日。

「大川郡新患者 大川郡石田村南川榎原藤作は去る廿一日午後十二時發病同日三時死亡せしが大便檢鏡の結果虎列拉菌を發見せり」²⁹⁰⁾

10月28日の記事は「富田の虎疫續報」と題して次のようにいう。

「大川郡富田村大字南川の榎原藤作虎列拉病に罹り即日死亡したる由は既報の如くなるが、廿六日大川郡より根本衛生主任書記、長尾署より笠原警部補等出張、嚴重なる消毒法を行ひ家族健康診断を為したるに、前記藤作長男又三郎（一八）の容体怪しきより六車村醫診定せしに眞正赤痢と診定せしも症状に疑わしき点ありしかば糞便を急遽本縣警察部へ送致し、患者は直に傳染病院へ収容せり。又同村は同日午後二時より伍長以上の衛生組合役員及村内中流以上の者を天理教分室に召集し、根本大川郡書記、笠原警部補、六車村醫より虎列拉病豫防心得、人民群衆に關する件、急病死者に關する件其他に付き懇に訓示する處あり、五時閉会したり」²⁹¹⁾

県下ではその後も長尾村、丸亀市、木太村にコレラが発生する。²⁹²⁾しかし、10月28日の紙面では「猖獗猛毒蔓延殆ど縣民をして一大恐怖の念に打たれし虎列拉病は未だ終熄の域には達し得ずと雖も……其終熄の期は正に近きに在らんと」と伝える。10月30日の告示第626号（10月27日午前8時から28日午前8時までの受付）では、大川郡のコレラ患者は8人、死亡者も8人とある。なお、県下のコレラ患者総数は265人、死亡者数は133人である。²⁹³⁾しかし、コレラは11月に入っても流行する。コレラに關する最後の告示と思われる第690号では、大川郡のコレラ患者は5人、死亡者も5人とある。なお、県下のコレラ患者総数は293人、死亡者数は198人である。²⁹⁴⁾

さて、富田村である。同村の傳染病の推移については1910年の事務報告²⁹⁵⁾がやや詳しく報告しているので紹介する。

事務報告はまず赤痢病について次のようにいう。

「赤痢病ハ本年初夏最初發生セシハ四拾參年八月五日大字富田西字産地^(うみじ)一部落ニ過キサリシガ其后兩三日ヲ出テスシテ村内各部落ニ患者點々發生セリ。其レヨリ日々患者増加スルニ随ヒ益々病毒ハ猖獗ヲ逞フスルニ至レリ。之レガ豫防消毒法ニ付テハ常ニ警察官吏ト合議シ晝夜怠

290) 同上。但し、この記事は2つの点で間違っている。榎原藤作は「大川郡石田村」ではなく、「大川郡富田村」である。そして、榎原藤作の死亡は「10月21日」ではなく、事務報告にしたがうと「10月23日」である。但し、香川県の告示によれば、10月23日に大川郡でのコレラ患者の発生はない。直近の告示は10月27日の告示第617号であり、そこでは10月25日に大川郡で男性1人のコレラ患者が発生したとある（『香川県公文月報』明治43年、359丁）。日付が2日異なるが、その男性が榎原藤作かもしれない。

291) 『香川新報』明治43年10月28日。この記事では、榎原藤作の在所は「大川郡富田村大字南川」と正しく表記されている。

292) 同紙、明治43年10月29日。

293) 『香川県公文月報』明治43年、367丁。

294) 『香川県公文月報』明治43年、404丁。なお、大川郡の患者数と死亡者数は11月半ばまで変動しているが、11月16日の告示第674号（11月11日午前8時から12日午前8時までの受付）から患者数5人、死亡者数5人になっている。

295) 『明治四十三年富田村事務報告』（資料番号：16050）。

リナクカラ盡セシモ終熄ノ見込ナク却テ患者益々増加スルニ至レリ。故ニ尚警察官ト共ニ村内各部落へ出張シ村内二十七組ノ衛生組長ニ就テ該区民ヲ召集シ予防消毒法並ニ該病ノ恐れヘキヲ講話シ衛生組長ト共ニ病毒全滅ニ晝夜苦心シ焦慮シタルモ事全ク徒勞ニ等シク遂ニ五拾八名ノ多キ患者ヲ出シ全癒シタルモノ四拾四名ニシテ拾四名ハ死亡ノ不幸ヲ見ルニ至レリ。」

以上の赤痢病の発生状況は第 45 表の通りである。患者数と死亡者数は報告文とこの表では 1 名ことなる。ご覧のように新患者は 8 月に 29 名と多かったが、9 月に入っても 23 名であった。死者は 9 月が最も多く 10 名であった。なお、事務報告から、赤痢病の予防に当たっては警察官とともに村内に 27 ある衛生組合の組長が活躍していることが分かる。富田村における伝染病予防体制については、後の 5.4 衛生組合、において言及したい。

事務報告は、続けてコレラについて次のようにいう。

「又拾月廿三日本村大字南川字原^(はらんぼう)防一部落内ニ虎列刺患者壹名発生シ直ニ死亡ノ不幸ヲ見ルニ至レリ。又本年ノ虎列刺病ハ猛烈ナル勢ヲ以テ県下ニ蔓延シタルニ付村内衛生正副長及伍長ヲ召集シ是病毒ノ原因伝染経路予防区域消毒方法等ヲ無洩講話セリ。」²⁹⁶⁾

最後に事務報告は次のようにいう。

「又拾月貳拾四日字南川原防部落ニ赤痢病患者壹名発生シ全ク終熄シタルハ拾壹月拾参日ニシテ此レガ為メ消費シタル金額ハ五百余圓ノ巨額ニ達ス。洵ニ慨嘆ニ堪エサリキ」。

以上の赤痢病流行に関する財政負担の処理が村長から提案されたのは、翌年 1911 年 1 月 7 日の村議会であった。²⁹⁷⁾ 富田村議会における議論を少し紹介すると以下のようである。

第 45 表 富田村における赤痢病患者数、死亡者数外の推移 (1910 年)

月 日	患者内訳 (人)			死亡者 (人)	全治者 (人)	現在数 (人)	備考
	新患者	翌月繰越	計				
8月5日～8月31日	29	—	29	3	12	14	最モ短キ日数ハ5日ニシテ全治轉飯セリ
9月1日～9月30日	23	14	37	10	24	3	
10月1日～10月31日	7	3	10	2	7	1	重症患者長日数二九日ニシテ全治轉飯セリ
11月1日～11月30日	—	1	1	—	1	—	
計	59	18	77	15	44	18	

〔資料〕『明治四十三年富田村事務報告』(資料番号：16050)。

296) 『香川新報』の 1910 年 9 月 27 日の記事は「阪神の虎疫と高松市」と題して以下のようについて。「神戸に発生せる虎列刺病状況視察として同地へ出張中なりし高畑本縣技師は昨朝帰縣せり。就て視察の要領を聞に神戸は初発以来四十七人の発生を算し内十二名は病院に収容する隙なく死亡し世五名を収容せしも内十名は死亡し現在二十五名の患者にて縣市とも豫防法に就ては極力勵行しつつあり。縣当局者も出張中の安藤内務省検疫官も該病毒は神戸以外へは決して蔓延させじと云ひ居れるも已に大阪に発生し堺に移りしを見るに至って其系統は全く神戸系なるを推定するに難からざる次第なるを以て本縣に於いても豫じめ防疫の方法を講じ置くは刻下の応急手段たるべく……」。

297) 以下は「明治四拾四年七月七日／第壹回富田村會議事録」(資料番号：16050)による。

議案は、一 本村々税地価割賦課ノ件、二 本村明治四拾三年度歳入出総計予算更正追加ノ件、三 本村地価割徴収期議定ノ件、の3件であった。第1号議案は、地価割について宅地地租を金1円について金2銭07毛、田畑地租を金1円につき金4銭8厘3毛、その他の地租を1円につき4銭1厘4毛引き上げるという内容である。

村長が議会に提出した理由書は「客月八月ヨリ赤痢病流行シ多額ノ失費ヲ要シ是レガ経費支便ノ財源ハ第七款村税ノ一科目ニアリ。営業割所得割ハ已ニ制限ノ極度ニ達シ亦タ本年ノ戸別割ハ頗ル重税ニシテ甚ダ困難ナリ。依テ前記課率ヲ地価割制限外ニ賦課セントスル所以ナリ」という。

第一号案が書記によって読み上げられた後、議長(徳田)は「本案提出ノ理由ハ客年八月六日ヨリ²⁹⁸⁾赤痢病流行シ十一月十三日終熄ヲ告グルニ至リマシテ実ニ多額ノ失費ヲ要シマシタ。付テハ是レガ財源トシテハ他ニ収入ノ途ナク第七款村税ヨリ徴収スル外ナシ。然レドモ国税営業割所得割ハ已ニ制限ノ極度ニ達シ亦県税営業割戸別割ハ頗ル重税ニナリテアリマスカラ此上課税スルハ困難デアリマス。就テハ米価騰貴シテ居ル今日デアリマスカラ地価割ニ賦課スル方〔ガ〕他ノ税ニ比シ餘裕アル様認メマシテ制限外課税スル譯デアリマス。御質問アレバ伺ヒマス」という。議員からは発言がなく、議長は、第1読会を通過し第2読会に移し、第3読会を省略して「確定議トシテ御意見ヲ伺ヒマス」という。第6番、第11番が賛成したので採決に入り、全員賛成の挙手で決定する。

第2号案の予算追加更正についての提案理由について議長は次のようにいう。「本案提出セシ理由ハ各員モ御承知ノ通り昨年モ不幸赤痢病ハ流行シ客年八月以来日々猖獗ニシテ五十九名ノ患者ヲ出シ大ニ困難ヲ究メマシタガ理事者ニ於キマシテモ成シ得ル限り節約ヲ加ヘマシタガ何分ニモ多数ノ患者ニシテ頗ル巨額ノ費用ヲ要シマシタ譯デアリマス」という。

予算更正表は第46表の通りである。ご覧のように衛生費は皆増で517円93銭8厘である。附記により内訳を見ると、消毒薬品代が68円39銭、諸器機新調費が18円61銭、人夫賃が102円05銭、消耗品費が53円08銭8厘、看護婦費が74円80銭、医師の手当が201円である。したがって、人夫賃と医師の手当が最も大きい。他方、衛生費をまかなう地価割の増税額517円93銭8厘の内訳は、宅地地租が31円80銭7厘、田畑地租が466円42銭1厘、その他の地租が19円71銭であり、田畑に課税される地租が総額の90.1%を占める。²⁹⁹⁾

村議会では第6番が「質問致シマス。昨年ノ患者収容及患家並ニ組合内ノ清潔消毒薬品等ハ総テ組合ヨリ実行致シマシタカ」と発言し、それに対して議長は「患者及患家ノ清潔消毒

298) 事務報告に掲げられた第45表では8月5日となっている。

299) 2,769,844円の更正額の内訳は、宅地地租外の課税標準額に附記における各税率を掛けると、宅地地租が170,100円、田畑地租が2,494,338円、その他の地租が105,406円である。したがって、各地租が均等に23.0%増税されたということになる。

第 46 表 富田村 1910 年度歳入出豫算更正表

歳入予算更正追加表			
科目	既定額 (円)	更正額 (円)	附 記
第7款 村税	8,000.955	8,518.893	
1 地価割	2,251.906	2,769.844	宅地地租千五百三十六円五十九銭地租壹円二付金十一銭〇七毛田畑地租九千六百五十六円七十五銭地租壹円二付貳拾五銭八厘參毛其他ノ地租四百七十六円九銭地租壹円二付貳拾貳銭壹厘四毛
合計	8,634.466	*9,152.404	
歳出予算更正追加表			
臨 時 費			
科目	前年度予算額	本年度予算額	附 記
第1款衛生費	—	517.938	消毒藥品代六十八円三十九銭諸器機新調費十八円六十一銭人夫賃百貳円五錢消耗品費五十三円八錢八厘看護婦口七十四円八十銭医師手当百壹円也
合計	—	517.938	
通計	8,634.466	9152.404	

[注] * 「第二号議案 富田村明治四十三年度歳入出総計豫算更正追加議案」の歳入では、一金 九千九百九拾貳円四拾錢四厘、となっている。

[資料] 「第二号議案 富田村明治四十三年度歳入出総計予算更正追加議案」(資料番号: 16050)。

スベキ物品ハ組合ヨリ運搬致シマシタ。消毒ハ役場ヨリ吏員出張致シマシテ組合長ト協議ノ上消毒致シマシタ。組合ニ費消シマシタ藥品及人夫ハ総テ組合ニ致シマシタ」と答えた。したがって、村内の衛生組合が赤痢病と虎列刺病の撲滅に活躍したようである。³⁰⁰⁾

同じく第6番から「人夫賃ガ多額ニ費消シテ居ル様デアリマスガ、日数及日當ハ何程デアリマスカ」という質問が出る。議長は「人夫ハ患者ノ多キトキハ二人、少キトキハ一人ニテ発病ヨリ終熄マデ百日ヲ要シマシタ。亦日當ハ一晝夜六拾錢宛デアリマス」と答えている。人夫賃が1昼夜1人60銭とすると、延べ人数で170名程の人夫を雇ったことになる。そして、赤痢病と虎列刺病の発病から終息までは100日を要した。

上記以外には質問がなく、第1読会を通過し、第3読会を省略する。第2読会では全員挙手して賛成となり、原案通り決定する。

第3号案は徴収期を1910年度末の3月にするということであり、議長は「徴収期ヲ何日ニスルカト申スノデアリマスガ、併シ是ヨリ地価割制限外課税許可稟請〔ヲ〕スルノデアリマスカラ許可ノ後デナケレバ徴収スル事ガ出来ナイノデアリマスカラ三月中ト致シタノデアリマス」という。この件には質問がなく、全員が賛成の挙手をして地価割制限外課税の徴収を3月中に行うという原案が決定される。

村議会の議決をうけて1911年1月16日に徳田村長から内務大臣男爵平田東助と大蔵大臣

300) 但し、議長が「患者及患家ノ清潔消毒スベキ物品ハ組合ヨリ運搬致シマシタ。」といい、「組合ニ費消シマシタ藥品及人夫ハ総テ組合ニ致シマシタ」というが、藥品代や人夫賃は衛生組合が負担したのか村が負担したのかははっきりしない。

侯爵桂太郎宛に地価割制限外課税の稟請が発せられる。

稟請書に添付された「理由書」は徳田村長の議会での発言とほぼ同じ内容であるが、制限外課税の詳細な理由がのべられているので以下に引用する。

「……不幸客年八月六日ヨリ赤痢病発生シ爾来續出シ病勢益々猖獗ニシテ五十九名ノ多数患者ヲ出シ全年十一月十三日漸ク終熄ヲ告ゲタルモ長日数ヲ要シ是レガ費用金五百五拾貳円九拾参銭八厘ノ多額ニ至リタルニ既定衛生費豫算額ハ金百貳拾九円五拾四銭八厘ニシテ内保健衛生費金四拾円傳染病院費貳拾四円五拾四銭八厘手当金参拾円傳染病予防費金参拾五円ナルガ故ニ結局傳染病豫防費ハ差引五百拾七円九拾参銭八厘ノ不足ヲ生ズルニ至レリ。此不足ヲ此際歳出臨時費衛生費ノ内傳染病豫防費ニ追加支出スルノ止ヲ得ザルコト、ナレリ。因テ金五百拾七円九拾参銭八厘ノ追加収入ヲ計ラザル可カラザル次第ニシテ其財源タル村税外ノ収入ハ何レモ限度アリ。最早増収ヲ圖ルノ余地ナク故ニ之レヲ村税ノ徴収ニ俟タザルヲ得ザルヲ以テ他税トノ權衡ヲ見計ヒ臨時費ニ充当スベキ金額ハ之ヲ地價割ニ追加賦課セントス。即チ茲ニ至リテ各税ノ輕重ヲ顧ルニ国税營業割及所得割ハ既ニ制限ノ極度ニ達シ剩へ本税ノ重キヲ以テ此上増課ノ餘裕ナシト認ム。又縣稅營業割ハ本税ノ百分ノ四十ヲ賦課シ居ルモ商業不振ノ地ニシテ此上増課ノ餘裕アルヲ認メズ。戸別割ニアリテモ平均一戸当り金五円〇六銭九厘余ノ負担ニシテ是又重税ナリ。依テ地價ニ制限外ノ課税ヲ為サザルヘカラズ。然ルニ土地ニ在ツテモ輕税ニハアラザルモ近来米價ノ高値ナルニヨリ餘裕アルヲ認ムルハ勿論他税ト比較シ寧ロ低キノ感アルヲ以テ制限外ヲ賦課スルモ敢テ痛苦ヲ感ゼザルノミナラズ既往ノ實歴ニ徴シテ疑ハサレバ却テ本村ノ状態ニ適スルヲ信ジ賦課權衡上穩当ナルヲ認メ課税セントスル所以ナリ」

ご覧のように担税力がどの課税客体にあるかを比較検討して「土地ニ在ツテモ輕税ニハアラザルモ近来米價ノ高値ナルニヨリ餘裕アルヲ認」めて地價割の制限外課税を稟請するのである。

1911年2月27日に内務大臣平田と大蔵大臣桂から連名で「内務省地第一〇二一號/明治四十四年一月十六日發第二八號稟請香川県大川郡富田村村會議決明治四十三年度地租附加税課税ノ件許可ス」という返事が届く。

以上のような経緯で、1910年における伝染病撲滅に関する費用も、村民の負担、特に田畑に課税される地租割で大部分がまかなわれたのである。

なお、1910年度の決算書によると、同年度の衛生費は經常部では付表 第1表 富田村歳出内訳（増補改訂版）（巻末）のように71円13銭9厘であったが、臨時部の衛生費が473円26銭4厘となり、合計では544円40銭3厘となる。臨時部と經常部の衛生費の割合を合わせると6.2%になる。なお、臨時部の衛生費は伝染病院費である。

5.2.9 1911（明治44）年度の衛生費

1911年においても赤痢病は前年ほどではないが、第36図のように県下の町村における患

者数は2,093名、死亡者数は509名であった。同年のコレラは皆無、腸チフスも大規模な流行ではなかった。

まず『香川新報』の赤痢病に関する記事を紹介する。³⁰¹⁾ 7月14日の「赤痢病彙報」という記事の中で「東讃の赤痢病 大川郡富田村西の岡の木村紋次郎方のお鹿(五五)は十二日午前五時六車醫師の診断にて赤痢病と判り傳染病院へ送られしが原因不明なり」³⁰²⁾とある。香川県に赤痢病予防調査会が設置されたのに関連して、7月20日には「本県の赤痢病地たることは何人も知る所にして、苟も赤痢病に関する研究を為すものは、本県と徳島県を忘ること能はず。本年の如きは、尚未だ流行の季節といふを得ざるに拘はらず、本月十日までに既に二百二十三名の患者を出し、中死亡者七十二名の多きに及び、百四名の現患者あり。」³⁰³⁾という。告示第403号(8月1日午前8時から2日午前8時までの受付)では、大川郡の赤痢病患者の総数は128人、死亡者は16人であった。なお、県下の赤痢病患者の総数は617人、死亡者は120人であった。³⁰⁴⁾

8月5日には「本縣赤痢病の昨今 初発以来本縣赤痢病は日々十数名の患者を出して其筋の警戒に油断なきを以て其後大なる変動もなく先此分ならば大事にも至らざらんと思ふ處へ昨日に至り俄に五十余名の新患発生せり。然して其筋調査に依れば大川郡の十六名を筆頭に小豆香川の各十名木田の九名仲多度四名三豊三名高松一名と云ふ順序にて今後の発生測る可からざるものあり……」³⁰⁵⁾という。8月20日には「大川郡の赤痢病 大川郡の赤痢病益々猖獗を極めつつあるが十七日の調査によれば初発以来の総患者二百四十九人、内全治者百十五人死亡者六十二人、現在患者七十二人此内最も患者の多きは白鳥本町の二十六名、富田村の九人、白鳥村の八人にて一時大惨事を呈せし……」³⁰⁶⁾という。8月31日の告示第479号(8月29日午前8時から30日午前8時まで受付)では、大川郡の初発以来の赤痢病患者は291人、死亡者は63人であった。なお、県下の赤痢病患者の総数は1,436人、死亡者は293人であった。³⁰⁷⁾

赤痢病の流行は9月に入っても続き、9月30日の告示第569号(9月28日午前8時から29日午前8時までの受付)では、大川郡の初発以来の赤痢病患者は366人、死亡者は87人であった。なお、県下の赤痢病患者の総数は1,900人、死亡者は444人であった。³⁰⁸⁾ 10月25日の

301) 今回閲覧した『香川新報』は、1911年7月2日から9月30日までである。

302) 同紙、明治44年7月14日。『香川県公文月報』を見ると、最初の赤痢病患者に関する告示は同年7月2日の第322号(6月19日午前8時から6月30日午前8時までの受付)である。その時の大川郡の初発以来の赤痢病患者の総数は49人、死亡者は7人であった。なお、県下の赤痢病患者の初発以来の総数は143人、死亡者数は28人であった(『香川県公文月報』明治44年、360丁)。

303) 『香川新報』明治44年7月20日。

304) 『香川県公文月報』明治44年、407～408丁。

305) 『香川新報』明治44年8月5日。

306) 同紙、明治44年8月20日。なお、傍点は筆者。

307) 『香川県公文月報』明治44年、467丁。

308) 同上月報、507～508丁。

告示第 633 号 (10 月 23 日午前 8 時から 24 日午前 8 時までの受付) では大川郡の初発以来の赤痢病患者は 400 人、死亡者は 96 人となり、患者は 400 人の大台にのった。なお、県下の赤痢病患者の総数は 2,053 人となり、2,000 人の大台にのった。死亡者は 478 人である。³⁰⁹⁾ この年の赤痢病に関する最後の告示は 12 月 23 日の告示第 749 号 (12 月 19 日午前 8 時から 22 日午前 8 時までの受付) であった。それによると、大川郡の初発以来の赤痢病患者の総数は 413 人、死亡者は 101 人、県下の赤痢病患者の総数は 2,148 人、死亡者は 516 人であった。³¹⁰⁾

さて、富田村である。同村の赤痢病の流行について、1911 年の同村の事務報告³¹¹⁾ は以下のようにいう。

「赤痢病ハ初夏最初発生セシハ〔明治〕四十四〔1911〕年七月七日大字南川字中條一部落ニ過キザリシガ、其後十四五日ヲ経過シ村内各部落ニ患者續々発生セリ。其レヨリ日日患者増加スルニ従ヒ益々病毒ハ猖獗ヲ逞フスルニ至レリ。之レガ予防消毒法ニ付テハ常ニ警察官吏ト合議シ晝夜怠リナクカヲ盡セシモ終熄ノ見込ナク却リテ患者増加スルニ至レリ。故ニ六車村醫ニ囑託シ該病発生部落民ニ対シ赤痢病予防注射ヲ施行シ病毒全滅ノ方法ヲ講シ尚警察官吏ト共ニ村内各部落へ出張シ村内廿七組ノ衛生組合長ニ就テ該区民ヲ召集シ予防消毒方法並ニ該病ノ恐れベキヲ無洩講話シ衛生組合長ト共ニ病毒全滅ニ晝夜苦心焦慮シタルモ事全ク徒勞ニ等シク遂ニ四十四名ノ多数患者ヲ出シ全癒シタルモノ三十六名ニシテ八名ハ死亡ノ不幸ヲ見ルニ至レリ。全ク終熄シタルハ九月廿七日ニシテ此レガ為メ消費シタル金額四百餘圓ノ巨額ニ達ス。洵ニ慨嘆ニ堪ヘザリキ。」

したがって、1911 年においては前年ほど赤痢病の患者数、死亡者数は多くはなかったが、事務報告がのべているように発症した患者は 44 名、死者は 8 名に達したのである。同年の赤痢病患者、死亡者数は第 47 表のとおりである。ご覧のように新患者は 8 月に最も多く 26 名に達した。死亡者は 7 月に 3 名、8 月に 4 名であった。なお、前年度に引き続き、赤痢病

第 47 表 富田村における赤痢病患者数、死亡者数外の推移 (1911 年)

月 日	患者内訳 (人)			死亡者 (人)	全治者 (人)	現在数 (人)	備考
	新患者	翌月繰越	計				
7月1日～7月31日	15	—	15	3	9	4	最短日数4日ニテ全治ス
8月1日～8月30日	26	4	30	4	14	11	
9月1日～9月31日	3	11	14	1	13	—	重症患者最長日数二八日ニシテ全治轉帰セリ
計	44	15	59	8	36	15	

〔資料〕『明治四十四年富田村事務報告』(資料番号：16050)。

309) 同上月報、550 丁。

310) 同上月報、619 丁。

311) 『明治四十四年富田村事務報告』(資料番号：16050)。

の予防に当たっては警察官とともに村内に 27 ある衛生組合の組長が活躍している。

衛生費は、付表 第 1 表 富田村歳出入内訳（増補改訂版）（巻末）のように決算額で 560 円 31 銭 1 厘であり、1908 年度の衛生費を除き、明治期の富田村財政史上最大の衛生費であった。事務報告がのべた「慨嘆ニ堪ヘザリキ」とのべた金額を更に大幅に上回ったのである。

翌年 1912 年 2 月 10 日の村議会において前年の赤痢病の流行に関する予算更正の審議が行われた。³¹²⁾ 議長から明治 44 年度歳入出予算更正の件が提案される。議長は「本案提出シマシタ理由ハ各員御承知ノ通り昨年モ不幸赤痢病流行シ客年七月七日初発以来日々猖獗ヲ極メ四十四名患者ヲ出シ九月式拾七日終熄ヲ告グルニ至リ、此間困難ヲ極メマシタガ理事者ニ於キマシテハ成シ得ル限り節約ヲ加ヘマシタガ何分ニモ多数ノ患者ニシテスル巨額ノ費用ヲ要シマシタ譯デアリマス。費途ハ附記の通りデアリマス。御質問ハ此際願ヒマス」という。特に質問もなく、原案に全員が賛成して決定される。

当日議会に提案された第 1 号案の「富田村明治四十四年度歳入出豫算更正」の第五款 衛生費、三 伝染病院費は、既定額（予算）の 26 円 47 銭 2 厘が更正額では 478 円 16 銭 4 厘となり、451 円 69 銭 2 厘の増額、既定額と比較して 17.1 倍の増加となった。そのために、衛生費は 133 円 47 銭 2 厘（予算額）から 585 円 16 銭 4 厘に増加し、4.4 倍となった。³¹³⁾

決算では、衛生費は、先に述べたように 560 円 31 銭 1 厘となったが、その「理由」は「決算ノ予算〔585 円 16 銭 4 厘〕ニ比シ金二十四円八十五銭三厘ヲ減ス。其理由ハ左ノ如シ」という。保健衛生費、伝染病予防費、手当はそれぞれ減少したが、伝染病院費だけは決算額で 518 円 66 銭 1 厘に達した。³¹⁴⁾ 伝染病院費の「理由」は「金四十円四十九銭七厘ヲ増加スルハ患者ノ多カリシニヨル。不足ハ保健衛生費及伝染病予防費ヨリ流用」とする。なお、更正予算案によると、451 円 69 銭 2 厘の増加は森林副産物売却代や財産売却代でまかなうというものであり、³¹⁵⁾ 増税に求めるということではなかった。

1911 年度は財産売却代や森林副産物売却代が特に大きな金額となりやりくりには余裕ができたであろうか、村議会は、3 年連続の村民に対する増税を行わないこととしたのである。

312) 以下は「明治四拾五年貳月拾日／第壹回富田村會々議録」（資料番号：16050）による。

313) 附記の記載は判読できない。

314) すでに指摘したが、付表 第 1 表 富田村歳出入内訳（増補改訂版）（巻末）が示すように、1911 年度の衛生費は決算額で 560 円 31 銭 1 厘である。内訳は、保健衛生費が 10 円、伝染病予防費が 23 円 25 銭、伝染病院費が 518 円 66 銭 1 厘、手当が 8 円 40 銭である（「富田村明治四十四年度歳入出決算書」〔資料番号：16050〕）。なお、1912 年度の歳入出予算表によれば、前年度の衛生費の予算額は 585 円 16 銭 4 厘であったが、1912 年度の予算額は 186 円 11 銭 6 厘に減少した。その理由について予算案の「説明」は「衛生費ニ參百九拾九円四銭八厘ヲ減スルハ前年度ニ伝染病流行シ多クノ患者ヲ収容セシニヨル」という（「明治四拾五年度歳入出豫算表」〔資料番号：16051〕）。なお、1912 年度の伝染病院費の予算額は、前年度予算額が 478 円 16 銭 4 厘であったのに対して同年度は 79 円 11 銭 6 厘であった。

315) 「富田村明治四十四年度歳入豫算中更正」（資料番号：16050）。決算によると、森林副産物売却代は 1,426 円 24 銭 1 厘であり、財産売却代は 4,840 円 94 銭 6 厘である（（「明治四拾五年度歳入出豫算表」〔資料番号：16051〕））。

5.3 避病院・伝染病院の建設をめぐる審議と財政 (増補)

5.3.1 1895 (明治 28) 年における避病院建設をめぐる審議

1895 年 6 月 30 日の富田村議会における第 3 議事として「明治廿八年度歳入出臨時総計予算」が議長から提案された。³¹⁶⁾ それは避病院建設に係る議題である。書記が朗読した説明は以下のものである。

「説明／ 這般^(しやはん) 避病院建設ノ止ヲ得サル運ニ遭遇セシ所以ハ本年四月三十日内務省訓令第四号ヲ以テ市町村ニ設置スヘキ避病院設置標準ヲ定メラレタルニヨリ^(じこ) 尔后^(じこ) 県廳郡役所ニ於テモ夫々訓令告諭等ヲ発セラレ深切丁寧ナル令旨ニ接スルヲ以テ迅速本會ノ協賛ヲ経テ建築スヘキ筈ナルモ本村ノ如キハ客年^(まご) 早^(かん) [早] 損^(せん) ノ餘ヲ受ケタル目下ノ^(まご) 情 況其費途支弁ノ点ニ於テハ是又考一考セサルベカラズ。依テ建築費豫算総高金四百貳拾七円五拾貳錢三厘ノ三分ノ二ヲ村税戸別割トシテ徴収シ三分ノ一ヲ一時借入病院建築ニ着手シ地方財政困難ナ狀況ヲ其筋へ具陳シ地方税ノ補助ヲ請願シ地方長官認可ノ上右公債ヲ返付スルノ見込ヲ以テ本案ヲ発シタルモノナリ」

避病院の予算案は以下の通りである。歳入は、第 1 款 公債金が 139 円 52 錢 3 厘であり、これは、以上の説明の通り、避病院建築費 418 円 56 錢 8 厘の 3 分の 2 である。その外に村税の戸別割が 288 円で、それは地方税戸数割予算 205 円 80 錢の 1 倍 4 分 (4 割増し) である。したがって、歳入合計は 427 円 52 錢 3 厘である。他方、歳出は避病院建築費が 418 円 56 錢 8 厘、予備費が 8 円 95 錢 5 厘の合計 427 円 52 錢 3 厘である。

避病院の建築費見積書によれば、係員室が 1 棟、16 坪で、175 円 68 錢、患者室が 1 棟、18 坪 7 合半で、212 円 18 錢 8 厘、屍室が 1 箇所、1 坪で 11 円 85 錢、高さ 1 間の柵が 3 ヶ所、計 17 間 7 合で 8 円 85 錢であり、合計金額 418 円 56 錢 8 厘である。

以上の提案を議長がしたところ、3 番議員が「本題ハ重大ナル件ニ付来ル七日迄思考時間トシテ休會セラレンコトヲ望ム。依テ建議ヲ提出致シタイカラ議場ニ御諮リヲ願ヒマス」という。議長がこの建議を採納するかどうかを諮ったところ全員が賛成したので、採納が決定して文案を書記が朗読する。建議の文案は以下のものである。

「本案ハ重大ナル件ニ付篤ト考慮セサレハ何等ノ意見定マリガタシ。依テ思考ノ為メ^(まご) 一周^(まご) 日休會シ来ル七日ヲ期シ議長ノ^(まご) 招 集ヲ待タズ各議員參集ノ上何分ノ議決スヘキモノトス。此^(まご) 反 建議ス」

この建議を第 4 番、第 10 番が賛成した。議長が賛成者は挙手をとすると全員が挙手し、建議は確定議となり、来る 7 月 7 日に開会することとなった。

ところが、避病院の建設についての議案の審議は 7 月 7 日ではなく、7 月 6 日の村議会において審議された。議長は「明七日參集スヘキ筈ノ処去ル三日付ヲ以テ申進シタル如キ次第

316) 以下は「明治廿八年七月六日調製／富田村會議事録」(資料番号：16041)による。

ニシテ本日開会セシ訳デアリマス」という。³¹⁷⁾

第1次会の冒頭に3番議員が「本案ヲ熟慮スルニ本村ニ避病院ヲ建築スルハ未タ民度ニ不適合ト覺ユ。何トナレハ一種ノ言フ可カラサル弊害即チ隱匿ノ恐アリ。依テ原案ヲ破棄セント思フヲ以テ茲ニ建議ヲ提出致シマス」という。この建議は満場の挙手で採用され、以下のような文案が書記によって朗読される。

「客月三十日發布議案ノ内避病院建築ニ係ル議題熟慮スルニ本村ノ如キ^(ママ) 避^{へき} [僻?] ^(オウ) 陋ノ民情ハ從來公共ノ取扱ヲ以テ傳染病豫防消毒等ノ事務ヲ施スコトヲ大ニ^(えんお) 厭惡シテ隱匿ニ傾キ却テ病毒ヲ傳播セシムルノ止ヲ得サル事実ヲ顕彰スル景況ナリ。然ルニ本案ニ係ル避病院ヲ建築シ必ス患者ヲ該院ニ移スモノトスレハ村内極窮之乞食等ハ免[免?]ニ角中産以上ノモノノ隱匿益々甚シク病毒傳播ヲ防クコト^(か) 迫モ企及ス可カラズ。即チ看板ヲ掲ケテ傳染病患者ヲ隱匿セシムルノ感ナキ能ハス。將^(はたま) 又傳染病患者アリテ其既ニ設置スルノ病院ニ入ラサラン^(か) 歟、其規程ヲ破ルノ背徳者ヲ生スルニ至リ徒ニ村民ヲ困シムル具トナラン。依テ本案ノ趣旨方針ヲ交換シ客年以前実施セラレシ取扱手續ニ依リ施行セラレンコトヲ望ム。而シテ該手續ニ依リ施行上必用欠クヘカラサル器具等ハ充分準備セラレタシ。此段建議ス」

この建議に4番と6番の議員が賛成し、決をとったところ全員が挙手して、避病院建設の議案は廃棄される。ご覧のように、富田村のような僻遠の村落においては、村民はわが家から伝染病患者が出て予防消毒されること自体を嫌悪する上に、公の避病院を建設しそこに伝染病患者を隔離し収容することになると、村民、特に中産以上の村民は、伝染病患者を隠匿することとなり、伝染病がかえって蔓延することになるというのである。³¹⁸⁾

次項との関連で予め指摘すれば、内務省、県、郡からの訓令が発せられ「深切丁寧ナル令旨ニ接」したにもかかわらず、1895年7月の村議会は避病院の建設を拒否したのである。

ここで小栗と山本によりながら明治期における避病院の歴史を摘記すると以下のようなものである。

明治政府は、1877年7月にアモイ駐在領事からのコレラ流行の報告を受けて、8月に地方長官宛に虎列刺病予防法心得(内務省達乙第79号)を通達した。その第3条は、港口において離島あるいは人家隔絶の地を選んで臨時避病院を設置し、入港する船舶の虎列刺患者を

317) 以下も「明治廿八年七月六日調製／富田村會議事録」(資料番号：16041)による。なお、3日付けの「申進シタル如キ次第」とは何かは不明である。

318) 1895年のコレラ病流行を報じた『香川新報』の記事に「虎列刺病隱匿 香川郡太田村大字太田酒造家黒川政次と云えるは兩三日より虎列刺病に罹り居るを昨日まで隱匿し居たること発覺せりとなり」(『香川新報』明治28年7月26日)というのがある。なお、赤痢病患者の隱蔽は明治末期になってもしばしばあったようである。というのは、『香川新報』が「赤痢病隱蔽罪 香川郡中笠居村字香西の醫師明神久吉氏は去月同郡弦打村大字鶴市の河野勘造二長〔女?〕くま(10)が赤痢病に罹りしを診察し其筋に届出ざりし廉により一昨日當區裁判所に於て罰金十圓に、又勘造も隱蔽せし罪により罰金六圓に共に處分されたり」(『香川新報』明治42年9月8日)と報じ、また、「赤痢病隱蔽 縣下の赤痢病は益々猖獗を極めつつあり、当局者極力撲滅に意を注ぎ居るも尚隱蔽者の跡を絶たざるは嘆するべし」(同紙、明治43年8月10日)と報じているからである。

収容するとともに、当該の地方において虎列刺に感染した患者を収容するとする。³¹⁹⁾

同年における最初のコレラ患者は同年9月5日と6日に神奈川県と長崎県で発生した。³²⁰⁾ 10月4日には東京府下において4ヶ所の避病院が完成した。³²¹⁾ しかし、強制的な入院措置に対しては府民の抵抗があり、「生血を搾取せられ人胆ヒトダマを奪はるる等々々無根の浮説流布する者」があったという。また、大阪府におけるコレラの流行は同年9月22日から12月下旬であり、大阪府は4ヶ所の避病院を設けた。しかし、府民は警察の検視を避け、避病院に入院することを拒んだという。³²²⁾

1879年の全国的なコレラの大流行³²³⁾の経験をふまえ、政府は1880年7月に伝染病予防規則(太政官布告第34号)を公布し、これによって避病院の設置が全国的に指示された。³²⁴⁾ 伝染病予防規則の第6条は、「虎列刺、赤痢病、発疹室扶私、痘瘡ノ流行ニ際シ地方長官ニ於テ豫防ノ為メ避病院ヲ要スヘキト認ムルトキハ内務卿ニ具状シテ是ヲ設クルコトヲ得ノ但人民協議ヲ以テ避病院ヲ設クルハ地方長官ノ許可ヲ請フヘシ」という。また、第7条は「醫師並ニ衛生委員ニ於テ傳染病者ノ看護行届カス若クハ病毒ノ傳播ヲ防キ難シト認ムル者ハ避病院ニ入ラシムヘシ」³²⁵⁾ といい、強制的に入院をさせようとした。しかし、隔離の主軸は、患者を家の中に置き、患者の部屋と家族を分離することであったようである。³²⁶⁾

1880年9月に公布された伝染病予防心得書(内務省達乙第36号)の中の虎列刺対策の第31条から第44条によれば、避病院へ送致するのは、製造所、会社、学校、旅館等で発病して引き取り手のない者並びに狹隘不潔な地に雑居する者等にして、看護消毒法が行き届かず伝染病の伝搬を防ぎがたい場合に限定している。避病院がないときには空き家を隔離に使ってもよい。避病院の設置基準は、人口1,000人に患者1人の割合で、建坪は1人につき2坪である。例えば、人口6,000人の町村であれば、患者6人分が必要であり、1人当たり2坪であるから12坪の病室を必要とする。病室は、重症・軽症及び回復期の患者を区別し、医

319) 虎列刺病豫防法心得(内務省達乙第79号)、第3条。小栗、前掲書、79ページ、も参照。但し、先に指摘したように、虎列刺病豫防心得は、小栗がいうように内務省達乙第89号ではなく、第79号である。虎列刺病豫防法心得は、山本、前掲書、865～869ページ、に所収されている。なお、第3条但し書きは「但シ避病院ハ其構造極メテ軽易ヲ主トシ三棟ヲ建ルカ或ハ一棟ニシテ三室ニ區畫シ輕症重症回復期ノ患者ヲ分チ置クヘシ」という。

320) 山本、前掲書、29ページ。小栗、前掲書、77ページ、も参照。

321) 山本、前掲書、424ページ。

322) 小栗、前掲書、79～80ページ。

323) 1879年3月14日に愛媛県松山市魚町で突然コレラ患者が発生した。その後コレラは九州外の西日本一帯並びに東日本にも波及した。全国の患者は162,637人、死亡者は105,796人に達し、「わが国史上最高のコレラの流行をみた」(山本、前掲書、47ページ)。『近代日本総年表』(第4版)岩波書店、2001年、78ページ、も参照。

324) 小栗、前掲書、202ページ。

325) 山本、前掲書、874ページ、所収の伝染病豫防規則 第7条は「醫師並ニ戸長……」となっているが、原典(内閣官報局『法制全書』明治十三年、90ページ)では「醫師並ニ衛生委員……」となっている。

326) 小栗、前掲書、202ページ。

師詰所、事務所、看護人休息所及び 12 坪の簡易燻蒸室、門側に簡易な風呂、及び屍室の設置を義務づけた。³²⁷⁾

小栗によれば、全国的な避病院の普及は 1897 年 7 月の伝染病予防法の公布後であった。³²⁸⁾ 例えば、静岡県では 1900 年 3 月に伝染病及隔離病舎設置規程が公布され、各市町村に避病院が設置されるようになった。³²⁹⁾

香川県では避病院に関しては、1896 年 7 月に、郡役所、市役所、町村役場に対して発せられた訓令第 61 号の市町村避病院管理法があった。³³⁰⁾ これは、避病院内の管理に関する規則であって、避病院の設置に関しては一切ふれていない。香川県は、1897 年 7 月の伝染病予防法の公布を受けてであろうか、5 年後の 1902 年 4 月に、市町村避病院管理法を廃止し、県令第 22 号として「傳染病院隔離病舎設置並ニ管理規定」を公布した。³³¹⁾ その第 1 条は「市町村ハ傳染病院又ハ隔離病舎ヲ設置スヘシノ但シ傳染病院ハ土地ノ状況ニ依リ數町村聯合設置スルコトヲ得」といい、市町村に傳染病院又は隔離病舎の設置を義務づけた。第 4 条では「傳染病院ハ患者二十五名以上ヲ、隔離病舎ハ患者十五名以上ヲ収容スルニ足ル設備ヲ為スヘシノ但シ病室ハ患者一人ニ對シ少クモ一坪半以上ノ面積タルヲ要ス」という。第 8 条では、傳染病院並びに隔離病舎においては、医師 1 人、医員が患者 15 名ないし 20 名につき 1 人、調剤係が 1 人以上、看護人が患者 5 名まで 1 人、それ以上は 5 名ごとに 1 人、事務員が若干名、小使、炊事人、消毒人夫を若干人置くべきとする。香川県は、同年の 8 月に伝染病予防施行細則を県令第 48 号として公布し、³³²⁾ その第 1 条で「郡市長ハ警察署長分署長ト協議シ傳染病豫防方法ノ周到ヲ計画スヘシ」という。

5.3.2 1898（明治 31）年度における伝染病院建築をめぐる審議と予算・決算

1898 年 6 月 2 日の村議会における第 1 議案は「富田村明治卅一年度歳入出臨時費追加豫算ノ件」である。³³³⁾

議長は「開會致シマス。本日發布セシ第一号議案富田村明治卅一年度歳入出臨時費追加豫算ノ件第一次會ヲ開キマス。是レハ客月二十日付ヲ以テ本縣知事ヨリ傳染病豫防法上必要ト

327) 伝染病予防法心得書、虎列刺、第 31 条～第 44 条。小栗、同上書、202 ページ。

328) 小栗、同上書、209 ページ。同法における伝染病院、隔離病舎外については、拙稿「明治期における香川県下の市町村財政 (2)」、『尾道大学経済情報論集』第 8 巻第 1 号、2008 年 6 月、21 ページ、においてすでに紹介した。

329) 小栗、同上書、209 ページ。『静岡県史』は、静岡県下の「各市町村における伝染病院や隔離病舎の建設が本格化したのは……日清戦争〔1894 年～ 1895 年〕後のことであり、1912 年には伝染病院は 27（病床数 349）、隔離病舎は 371（病床数 3739）が設置されるに至った。県下市町村にほぼ普及したのである。」（静岡県編『静岡県史』通史編 5、近現代 1、1996 年、493 ページ）という。

330) 『香川県公文月報』明治 29 年、121 丁以下。

331) 『香川県公文月報』明治 35 年、25 丁。以下、これによる。

332) 同上月報、41 丁以下。

333) 以下は「明治卅一年六月二日調製／富田村會議事録」（資料番号：16043）による。

認メラレ本年七月卅一日ヲ限り本村ニ傳染病院ヲ設置スベキコトヲ訓令サレ且本郡長ヨリモ訓令ノ次第モ有之是非期日内ニ竣工セネバナランノデー日モ早く本會ノ御協賛ヲ経タク今日ノ村會ヲ以テ幸ヒ不取敢本案ヲ提出セシ義ナレバ未タ十分ノ調ヲモ遂ゲス随テ設計等モ大枠ノモノデ諸君ニハ満足セザルコトト存ジマスレド大約是レ位ノ金額ナレバ設置シ得ヘキ見込デアリマスカラ宜シク御賛成ヲ願ヒマス」という。

したがって、前項においてのべたように 1897 年 7 月の伝染病予防法の公布により、香川県知事と寒川郡長から訓令が発せられ年度内に伝染病院の建設に取りかかり竣工しなければならなかったのである。伝染病院の設計も大枠の段階であるが、村議会での審議も許されない状況であった。

第 12 番議員は「是非トモ設置セ^(注)子バナランモノナレバ致シ方ガアリマセンカラ、第二次會ニ移サレンコトヲ希望致シマス」という。議長は「如何デス。御質問モアリマセンカ。ナケレバ第一次會ハ通過ト認メ第二次會ニ移シマス。朗読ハ省略〔シマス〕」という。

第 2 次会においても「原案賛成」となり、議長は「採決致シマス。原案ニ賛成ノ諸君ハ挙手」といい、全員が賛成する。そこで「挙手満場ナルヲ以テ第三次會ヲ開クコトヲ止メ御異議ガナレバ第二次會決定通り原案確定致シマス」となる。

早々に、まったく反対もなく、「是非トモ設置セ子バナランモノナレバ致シ方ガアリマセンカラ」ということで決定された伝染病院の建設に関する追加予算案の内容はどのようなものであったのであろうか。

歳出は第 48 表のように合計 909 円である。うち 90 % が伝染病院建設費であり、822 円 50 銭である。附記を見ると、病室、事務室、屍室、廊下、厠が中心であり、757 円 50 銭である。この歳出をまかなう歳入は第 49 表の通りである。909 円のうち、3 分の 1 の 303 円は補助金である。県知事と郡長の訓令により建設が指示されたというから、3 分の 1 は県からの補助金が出るという想定であった。³³⁴⁾ その外の財源は地価割、すなわち村民の土地に対する負担によってまかなうという予算案である。

村議会では、その後、第 2 号議案として「傳染病院建築委員設置ノ件」が議長から提案される。議長は「該委員ノ職務ハ甚タ廣大ニシテ第一設置場所ハ本會ノ議決ヲ経ヘキモノナルモ前ニ申シマシタ如ク時日大ニ切迫致シ居リマスカラ亦^(またぞろ)候村會ヲ開クト云フコトニナレ

334) 時期が若干ずれるが、香川県の衛生費補助費（臨時歳出）を見ると、1900 年度においては伝染病院隔離病舎に関する補助費が決算額で 6,044 円 90 銭 7 厘、1901 年度においては同じく決算額で 7,713 円 55 銭 2 厘支出されている（香川県警察部『明治三十三年／明治三十四年香川県衛生統計書』1903 年、103～104 ページ）。なお、「富田村明治三十一年度歳入出総計決算報告書」の歳入決算報告書を見ると、303 円は計上されていない。その「理由」は「金三百円ヲ減ジタルハ出納閉鎖前ニ受渡ニナラザリシニヨル」（「富田村明治三十一年度歳入出総計決算報告書」、「明治三十二年七月十七日調製／富田村會議事録」〔資料番号：16043〕）という。県からの補助金交付は空手形であったのであろうか。

第 48 表 明治 31 年度歳出臨時費予算表

科 目	前年度予算額	本年度予算額 (円)	附 記
第一款 伝染病院建築費	—	882,680	
一 伝染病院建築費	—	822,500	病室事務室居室廊下厠七百五拾七円五拾銭門十円柵四十円井戸五円水溜五ヶ所拾円
二 土地工作費	—	25,000	敷地□□シ搦堅〆拾五円中央提塘芝付搦堅〆拾円
三 委員実費弁償費	—	10,000	
四 消耗品費	—	7,000	筆紙墨老門薪炭油茶代三円雑費三円
五 一時借入金利子	—	18,180	一時借入金九百九円二対スルニヶ月分
第二款 豫備費	—	26,320	
合 計	—	909,000	

〔資料〕「明治卅一年六月二日調製／富田村會議事録」(資料番号：16043)。

第 49 表 明治 31 年度歳入臨時費予算表

科 目	前年度予算額	本年度予算額 (円)	附 記
第一款 村税	—	606,000	
一 地価割	—	606,000	本年度地租予算高金六千四百七拾四円三拾銭地租老門二付金九銭參厘六毛
第二款 地方税補助	—	303,000	
一 傳染病院建築費補助	—	303,000	建築費豫算額九百九円ノ三分ノ一
合 計	—	909,000	

〔資料〕同上。

バ徒ラニ経費ト時間ヲ費シマスカラ委員ニ一任スルコトニナリテアリ。其構造向等一切設置ニ関スルコトハ拳テ該委員ノ手ニ委^(ゆだね)子ルト云フコトニナリテ居リマス」という。この提案が承認され、委員の選挙が行われる。総投票数 13 票のうち、7 点が六車慎七、6 点が根本直三郎、4 点が大北帛蔵となり、3 名の委員が選出される。議長は「御三名トモ本會ノ議員デアリマスカラ此ノ上モナイ好都合ト存シマス。宜シク御就任アランコトヲ願ヒマス」という。

その後、伝染病院の建設は進められ、1899 年 1 月 25 日に完成したと思われる。³³⁵⁾それは避病院の建設が村議会において否決された 4 年後のことである。

1899 年 3 月 28 日の村会議に「本村明治卅一年度歳出豫算表中更正」が提案される。議長は「第一款傳染病院建築費ノ支出ニ差支エアリマスカラスノ如ク予備費ヲ変更スルコトニナシタルモノデアリマス」といい、異議なく第 1 次会、第 2 次会を通過して確定議となる。更

335) 香川県大川郡誌編纂会『大川郡誌』(復刻版) 1972 年、名著出版、671 ページ。なお、ここでは「隔離病舎」と呼ばれている。なお、『大川町史』では、「富田村の隔離病舎設置の状況を記録によりみみると、明治 27 [1894] 年 7 月村会に村長より隔離病舎設置案を提案するも可決にならず、その後明治 32 [1899] 年 1 月 25 日に総工費 1,375 円を投じて総敷地面積 55 坪に、19 坪の隔離病舎を建設した。」(大川町史編集委員会編『大川町史』大川町役場、1978 年、768 ページ) とある。但し、「記録」の明示はない。言うまでもなく、すでに紹介したように、1895 年 6 月 30 日に議長から村議会に提案されたのは「隔離病舎」ではなく、「避病院」である。

正議案を示すと第 50 表のようであり、予備費を減額して伝染病院建築費を増額するという内容である。

この時点で建築費は 909 円から 1,014 円 4 銭 7 厘となり、105 円あまり増加する。建築費を 1898 年度決算で確認すると、伝染病院建築費は更正額と同じで、1,014 円 4 銭 7 厘である。³³⁶⁾ なお、付表 第 1 表 富田村歳出内訳 (増補改訂版) (巻末) のように、伝染病院建設費は歳出の 17.6 % に達した。

最後に大川郡内の避病院ないし隔離病舎 (以下、「避病院等」と略称する) の設置状況を見る。第 51 表をご覧ください。1911 年末であるが、23 町村の内避病院等を設置しているのは 15 町村であり、普及率は 65.2 % である。先に紹介した伝染病院隔離病舎設置並ニ管理規定の第 5 条は「伝染病院又ハ隔離病舎設置セサル市町村ニ對シテハ特ニ期間ヲ定メテ其設置ヲ命スルコトアルヘシ」というが、現実にはなかなか設置が難しかったのであろう。なお、第 51 表の医師は避病院等に置かれた医師ではなく、町村在住の医師であらう。ご覧のように 23 町村内に医師は 34 人である。1911 年の大川郡の現住人口は 92,655 人であったから、³³⁷⁾ 2,725 人に医師が 1 名であったことになる。そして、23 町村の内 8 村は無医村である。特に薬剤師が少なく、郡内で 3 名しかいない。看護婦も全町村にいたわけではない。5 村では看護婦が 1 名もいない。産婆は郡内に 14 名である。

第 50 表 明治三十一年度歳出豫算表中更正議案

科 目	既定額 (円)	更正額 (円)
第十款 予備費	249,550	144,503
臨 時 費		
第一款 伝染病院建築費	909,000	1,014,047
一 伝染病院建築費	909,000	1,014,047
通 計	1,158,550	1,158,550

[資料] 「明治三十二年三月廿九日調製／富田村々會議事録」(資料番号：16043)。

第 51 表 大川郡の町村における避病院、医師、薬剤師、看護婦ならびに産婆の数 (1911 年末)

町村名	避病院 (隔離病舎)	医師 (人)	薬剤師 (人)	看護婦 (人)	産婆 (人)
相生村	1	—	—	2	—
小海村	1	1	—	—	—
引田町	1	4	—	2	2
白鳥本町	1	2	—	5	—
福栄村	1	2	—	2	—
白鳥村	—	—	—	1	—
三本松町	1	2	2	4	1
善水村	—	2	—	—	1
丹生村	1	3	—	6	1
松尾村	—	—	—	2	—
富田村	1	2	—	3	—
五名山村	—	—	—	—	—
石田村	1	3	—	10	2
神崎村	1	—	—	5	1
造田村	1	1	—	3	—
長尾村	1	4	—	10	—
奥山村	—	—	—	—	1
志度町	1	3	—	3	3
鴨部下庄村	—	1	—	2	—
鴨部村	—	1	—	4	—
小田村	1	—	—	3	1
津田村	1	3	1	2	—
鶴羽村	—	—	—	—	1
計	15	34	3	69	14

[注] 数値は、1911年12月31日現在である。

[資料] 大川郡編纂『香川県大川郡統計書』明治四十四年、大川郡役所、1913年、32ページ。

336) 「富田村明治三十一年度歳入出総計決算報告書」(資料番号：16043)。そこで、先に紹介した『大川郡誌』、それをなぞった『大川町史』がいう「1,375 円」という金額はどのような資料を根拠にしたのであろうかと思う。

337) 大川郡編纂『香川県大川郡統計書』明治 44 年、大川郡役所、1913 年、15 ページ。

5.4 5.2 と 5.3 の小括

5.2 で富田村における伝染病の流行と衛生費を検討し、5.3 でそれに関連する同村の伝染病院建設を見た。ここで以上の2項の小括を行う。

第1に、『香川新報』や『香川県公文月報』によって紹介したように、コレラをはじめとする各種の伝染病が県下の市町村を襲い、その結果、村内有力者や住職、あるいは村内の農業、商業、日雇従事者等が階層や職業を問わずに感染し、多くの住民が死亡した。『香川新報』は、多数の患者が出ることは「一縣の農商工業に少なからず打撃を與へ動もすれば縣の經濟界攪亂の因ともならん」といって、経済的観点から警鐘を鳴らした。知事も「一朝流行スルヤ人命ヲ(そこな)殘ヒ財産ヲ害ス」といったり、「国力ノ消長ニ影響スル」といったりして、大いに警戒した。

第2に、残された行財政資料を使って富田村の衛生費を見たが、衛生費は、即事的に村民の生命を救うという観点からは極めて重要な経費であり、年度によっては歳出において大きな割合を占めた。付表 第1表 富田村歳出内訳（増補改訂版）（巻末）に見るように1895年度は歳出の14.9%であり、伝染病院が建設された1898年度は建設費だけで17.6%に達した。衛生費の金額を見ると、1911年度は560円31銭1厘、1895年度は375円66銭1厘、1902年度は368円11銭7厘、1984年度は260円31銭5厘である。また、伝染病院建設費は、すでに紹介したように、1,014円4銭7厘に達した。

第3に、突発的に大きな支出を行わなければならない村財政においては、富田村の場合には大きく見て4つの方法が確認される。第1は、1895年度と1896年度に見るように、前年度繰越金でまかなうという方法である。第2は、1902年度のように予備費の流用でまかなうという方法である。第3は1908年3月に公布された地方税制限に関する法律³³⁸⁾により、村税の制限外課税を稟請するという1908年度、1910年度に行われた方法である。³³⁹⁾ 第4は、1911年度に行われた財産売却代や森林副産物売却代を充当する方法である。しかし、以上いずれにしても、村財政のやりくりや村有財産の売却をも含めて、若干の地方税補助金はあったものの、基本的に衛生費は富田村民が負担したのである。

第4に、伝染病対策は機関委任事務的な性質をもったが、その経費は市町村が負担することになっていたということである。いうまでもなく、このことは香川県においても同様である。1895年1月に郡役所、市役所、町村役場に対して発せられた香川県訓令第9号は以下のようにいう。

「傳染病豫防費負擔規程左ノ通之ヲ定ム／但明治廿八年四月一日ヨリ施行ス／明治廿八年一月廿六日／香川縣知事 小畑美稲

338) 藤田『日本地方財政発展史』、142～144ページ。

339) 1909年度も村税戸別割の増税でまかなおうとするが、地方税制限外課税の稟請をしたかどうかは不明である。

傳染病豫防費負担規程

第一条 傳染病豫防ニ関スル左之費用ハ市町村ノ負擔トス

- 一 種痘ニ関スル諸費
- 二 豫防消毒ニ要スル諸費
- 三 避病院隔離病室又ハ隔離室ニ関スル諸費
- 四 豫防並救療ノ為メ備入タル醫師ニ関スル諸費

第二条 第一條ノ實費其市町村ノ經常費十分ノ二以上ヲ超過シ負擔ニ堪ヘスト認ムル時ハ其超過額ニ對スル二分ノ一ヲ地方税ノ負擔トスノ但傳染病流行ノ勢盛ニシテ患者數其市町村ノ人口十分ノ一以上ニ達シタル時ハ超過額ノ全部迄ヲ適宜負擔スル事アル可シ³⁴⁰⁾

ご覧のように第2条で、場合によっては一部を地方税の負担とするということであったが、原則はすべての経費を市町村が負担した。

1897年4月1日の伝染病予防法は、第21条においてはそれまでの原則を堅持したが、第24条で「第二十一條第二十三條第二項ノ支出ニ對シテハ命令ノ規定ニ從ヒ府縣税又ハ地方税ヨリ市町村ニ補助スヘシ」とした。第21条は、予防委員に関する諸費、市町村において施行する清潔方法、消毒方法、種痘に関する諸費、伝染病院、隔離病舎等に関する諸費外であり、第23条第2項とは、衛生組合が行う伝染病予防救治の費用である。

同年7月に、内務省令第18号として、伝染病予防法第24条の補助に関する規定うけて、府県税又は地方税による市町村に対する補助率が示された。その内容を少し紹介すると、府県税又は地方税から補助する割合は、伝染病予防法第21条及び第23条第2項の支出総額の精算額の6分の1以上2分の1以下とする。但し、支出に伴う収入があるときは支出総額から収入を差し引き、その残額に先の補助率を適用する等である。

香川県も、1898年1月に市町村伝染病予防費補助規定を県令第1号として公布した。その第1項で、種痘に関する諸費はその支出精算額の4分の1、第2項で、伝染病院、隔離病舎に関する諸費についてはその支出精算額の3分の1、第3項で、予防委員に関する諸費や市町村において施行する清潔方法、消毒方法に関する諸費、予防救治のために雇い入れた医師その他の人員並びに予防上必要な器具、薬品その他の物件に関する諸費、衛生組合に対する補助費外は支出精算額の6分の1とした。³⁴¹⁾

この規定がその後しばらく存続したが、1910年6月に県令第34号として、1898年1月の県令第1号を廃して、市町村伝染病予防費補助規定が公布された。第2条を見ると、伝染病予防費はその支出精算額に対して以下の歩合によって補助するとする。内訳は、伝染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所の建築、改築、又は増築の諸費の2分の1、同修繕費は3分の1

340) 『香川県公文月報』明治28年、10～11丁。

341) 『香川県公文月報』明治31年。丁は不明。

である。以下の諸費は6分の1である。それらは、予防委員に関する諸費、市町村において施行する清潔方法、消毒方法に関する諸費、予防救治のために雇い入れた医師、その他の人員並びに予防上必要な器具薬品その他の物件に関する諸費、衛生組合に対する補助費、種痘に関する諸費等である。第3条は、特別の事由がある場合には、支出精算額の2分の1以上を補助するとする。³⁴²⁾

大石は、先に紹介したが、防疫事務と施設設置に対して府県及び国庫補助金が若干交付されたという。富田村の場合には、どの程度の補助金の交付が県からあったのであろうか。

第52表をご覧ください。香川県の場合には、衛生費に関する補助金が交付されるの

第52表 伝染病院建設費ならびに衛生費に対する地方税補助金と県税補助金の推移

年度	款(歳入)	項(歳入)	補助金の予算額(円)	補助金の決算額(円)(A)	衛生費(円)(B)	(A)／(B)(%)	付記(理由)	備考
1898	第4款 地方税補助金	伝染病院建設費	303,000	—	(1)1,014,047	—	「金三百圓ヲ減シタルハ出納閉鎖前ニ受渡シナラザリシニ依ル」	決算書
1899	第4款 地方税補助金	衛生費補助金	18,713	—	119,728	—	「伝染病予防費補助金」	予算決議書
1902	第4款 県税補助金	衛生費補助金	28,945	23,008	368,117	6.3	「金五圓九拾參錢七厘ヲ減少スルハ患者少数ニシテ從テ衛生費ヲ要スル事少ナカリシニ依ル」	決算書
1903	第4款 県税補助金	衛生費補助	66,667	66,735	64,196	104.0	「金六錢八厘ヲ増スハ患者多数ヲ生シテ從テ衛生費ヲ多ク要スルコト多カリシニ依ル」	決算書
1904	第4款 県税補助金	衛生費補助	7,000	11,099	66,798	16.6	「金四圓九錢九厘増加スルハ患者多数ヲ生シテ從テ衛生費ヲ要スル事多キニ依ル」	決算書
1905	第5款 県税補助金	衛生費補助	12,431	12,431	76,387	16.3	—	決算書
1906	第5款 県税補助金	衛生費補助	10,000	12,733	100,739	12.6	「金貳圓七拾參錢三厘ヲ増加スルハ衛生費ニ多額ヲ要セシニ依ル」	決算書
1910	第5款 県税補助金	衛生費補助	10,000	86,101	71,139	121.0	「金七拾六圓拾錢一厘ヲ増加スルハ衛生費ヲ多額ニ要セシオルニ付為ニ補助金多カリシニ依ル」	決算書
1911	第7款 県税補助金	衛生費補助	70,000	—	560,311	—	「本項ノ収入ナカリシハ本年度内ニ補助金ノ交付ナカリシニ依ル」	決算書

[注1] (1) は伝染病院建設決算額である

[資料] 「明治三十一年度歳入出決算報告書」(資料番号:16043);「明治三十二年度歳入出総計予算決議書」(同);「富田村明治参拾五年度歳入決算報告書」(冊子番号:P-45);「明治三十六年度歳入出総計決算報告書」(資料番号:16046);「明治三十七年度歳入歳出決算書」(同);「明治三十八年度歳入出決算報告書」(冊子番号:P-46);「明治三十九年度歳入出総計決算報告書」(冊子番号:P-48);「明治四十三年度歳入出決算報告書」(冊子番号:P-50);「明治四十四年度歳入出決算報告書」(同)。

342) 『香川県公文月報』明治43年、43～44丁。

は残された予算書や決算書を見る限り、1899年度からである。但し、前年度の1898年度には伝染病院の建設に対して303円が県から補助されるとして予算書の歳入に記載されたが、「出納閉鎖前ニ受渡ニナラザリシ」ということで、空手形であったように見える。また、1911年度も同様で、予算に計上した補助金の70円は年度内に交付されなかった。

補助金と衛生費を比較するとご覧のようで、確かに大きな割合ではない。それは先に紹介したように衛生費補助金の補助率が1898年1月に公布された市町村伝染病予防費補助規定によると6分の1程度であったからであろう。ただ100%を超えている年度が1903年度と1910年度である。前者の1903年度は前年度の衛生費が伝染病の大流行で大きくなり、そのために次年度の衛生費補助金が大きくなったために読み取れる。1910年度もそのように推測される。先に紹介したように、1909年に大川郡内において赤痢病が大流行し、富田村においても46名の患者が出た。そのために、第44表で示したように、予算更正額ではあるが、衛生費は605円98銭6厘に達したのである。

第5に、高寄が指摘した、伝染病にかかった際の費用の受益者負担の問題である。伝染病に感染して医者にかかった際の治療代は、健康保険制度がまったく存在しない明治期であったから個人が負担したと思うが、伝染病院が建設された場合にはその入院費用はどのように負担したであろうか。

先に見たように富田村の伝染病院は1899年1月に完成した。その年の7月の村議会に第3号議件として「伝染病院入院患者諸入院費支払ノ件」³⁴³⁾がかかった。書記が以下のような原案を朗読した。

「伝染病院費議案

- 一 伝染病院へ入院シタル患者ハ村医ノ診察料及薬價其他總テ貧糶ニシテ自辨スルコト能ハサル者ニ限り院費ヲ以テ支払フモノトス」

議長の提案に対して第17番が「本員ハ原案ノ通可決致シテ差支ナイト認メマスカラ勿論原案ニ賛成デアリマス」といい、それに第4番と第1番が賛成する。議長は「他ニ御異議モ認メマセンカラ第一次會議決ヲ以テ確定議ト致シマス」といい、原案が可決される。

貧困のために伝染病院の入院費用を自弁できない者は村の伝染病院費でまかなうことにしたのである。当時の富田村には戸別割を免除される貧困層があり、彼らの入院費用は村が負担したのである。したがって、自己負担の原則が村民全員に適用されたわけではない。

第6に、伝染病防疫体制の顕著な特徴についてのべておく。すでに紹介したように、1908年に大川郡内で赤痢病が発生すると、長尾署長は、駐在巡査に伝染経路について戸口調査を命じる。1910年には、高松市内でコレラ患者が出て警察署に急報すると多数の警官とともに

343) 以下は「明治三十二年七月十七日調製／富田村會議事録」(資料番号：16043)による。

に、県の衛生課長、警部、市の課長、吏員が駆けつけてきた。富田村において衛生講話会が開催されれば、検疫医とともに長尾署長が講話を行う。同じく富田村でコレラ患者が出ると、大川郡書記、警部補、村医がコレラについての予防心得を訓示する。相生村で赤痢病患者が出れば、長尾署長が視察を行う。1911年の事務報告は、予防消毒については常に警察官吏と合議し、昼夜おこたりにく力をつくすという等々。したがって、当時の伝染病の防遏体制には警察が深く関与していたのである。

地方の衛生行政機構の推移について摘記すると以下のようなものである。³⁴⁴⁾ 1879年12月に内務省達乙第55号をもって、府県衛生事務条項を達して「自今更ニ衛生課ヲ設ケ略々衛生ノ大意ニ通スル者ヲ撰テ之ニ専任シ別紙ノ条項ヲ取扱候可致」とした。³⁴⁵⁾ なお、別紙の条項とは、第1に、医事取り締まりのこと、第2に、飲食料取り締まりのこと、第3に、清潔法注意のこと、第4に、病災予防のこと、第5に、窮民救療のこと、第6に、統計報告のことであった。もちろん、第4は、伝染病の防遏、消毒、隔離、避病院等を扱う。しかし、1886年7月の勅令第54号により、衛生課は廃止され、第24条により、衛生に関する事項は、土木・学事・兵事・監獄外とともに第二部が扱うことになった。そして、第31条により、府県内の各郡区に警察署1箇所と警察分署を設け、高等警察、行政警察、司法警察を掌り、その所掌事項の5において「伝染病予防消毒検疫種痘飲食物飲料水医療薬品家畜屠畜場墓地火葬其他衛生ニ関スル事項」を取り扱うことになった。1890年10月の勅令第225号により地方官官制が改正され、府県は内務部、警察部の2部からなり、衛生事務は、学務、兵事外とともに内務部第三課が扱うことになった。

1893年10月の勅令第162号によって地方官官制が全面的に改正され、府県に内務部、警察部、収税部、監獄署をおき、第18条で「警察部ニ於テハ高等警察、行政警察及衛生ノ事務ヲ掌ル」として、それまで内務部が所掌していた防疫事務を始め地方衛生事務のすべてが警察部の所掌となった。1898年に、内務省から府県に対して訓令が発せられ、警察部に衛生課を設置し、衛生技術者を任用すべきとし、翌年までにほぼ全府県に衛生課が設置された。³⁴⁶⁾

1904年4月の勅令第140号により、府県に4部が置かれ、第4部が高等警察、行政警察、衛生に関する事項を掌ることになった。1907年7月の勅令第260号により、府県は内務部と警察部とからなり、警察部が警察に関する事項と衛生に関する事項を掌ることになった。

以上のように19世紀末以降、伝染病に対する防疫は全面的に県の警察部、県下の警察署・警察分署が担当することになったのである。

344) 以下、内閣官報局『法令全書』；内務省地方局内自治振興中央会編『府県制度資料』下巻、歴史図書社、1973年、による。

345) 『香川県警察史』は「之蓋全国ヲ統一シタル衛生行政ノ最初ナルヘシ。」(香川県警察協会『香川県警察史』1934年、505ページ)という。

346) 『内務省史』第2巻、478ページ。

当然のこととして、警察が行う明治期の伝染病防遏はきわめて強権的な性格をもった。³⁴⁷⁾ また、警察官が伝染病に関する専門的な知識や予防・治療に関する医学の知識を持っているわけではないであろう。1894年9月4日の『香川新報』は「不可思議なる哉香川縣衛生警察實行の跡 (1)」という時評において次のようにいう。「余輩は幾個の奇怪なる風評を耳にせり」として、県下において赤痢病が流行している状況の中での2つの事例を挙げる。1つは「或る地方に於て巡查部長某なる者患者に至り患者の今や瀕死せるものに就き再三再四病状及び原因等に付き尋問し患者をして云うべからざる悪感苦痛を感せしむ……家族見るに忍ずして之を謝絶する。……一日主治醫の來たるに會し家族訴ふるに状を以てす。醫師直に立って巡查部長を警め去らしむ。然れども彼れは辯するに職權云々を以てしたりと云ふ」。もう一つは「巡查直接に患者に就き脈診を施して而して是れ赤痢病なり、宜しく速かに届出の手續を為すべしと命令^(ママ) (か) するか如きありと云ふ」。この事例について『香川新報』の時評子は「若し夫れ主任醫師なき患者に在つては適當の醫師 (公醫若くは官醫) を介し其診定に依りて其職務を盡さは足れり。然るに之を拒むに拘らず特に患者に就て原因及び病状を訊問し又は直ちに脈診を行つて病症を斷せんとするか如きは共に言語同斷の至りにあらずや」³⁴⁸⁾ という。

20世紀初頭の香川県衛生係の職員組織を見ると第53表のようである。技師は1名、技手が2名ないし4名である。医師はいない。警察官吏は警部以下4名である。「その他」の内訳は不明であるが、とにかく伝染病についての専門家がない組織である。このような陣容でコレラや赤痢病の大流行に対応したのである。

第53表 香川県衛生係職員組織の推移

年次	技師 (人)	技手 (人)	警察官吏			その他 (人)	合計 (人)
			警部 (人)	巡查部長 (人)	巡查 (人)		
1900	—	*1	△1	—	2	1	6
1901	1	2	△1	1	1	1	6
1902	1	2	1	1	2	2	9
1903	1	2	1	1	2	3	10
1904	1	2	1	1	2	3	10
1905	1	4	1	1	2	3	12
1906	1	4	1	1	2	2	11

[注] * 原表では1名であるが、2名のまちがいであろう。香川県警察部『明治三十三年／明治三十四年／香川県衛生統計書』104ページ、を参照。

△は兼務を示すようである。

[資料] 香川県警察部『明治39年香川県衛生統計書』1908年、114ページ。

347) この点は、立川、前掲書、186～186ページ；安保、前掲書、32～43ページ、がすでに指摘している。

348) 『香川新報』明治27年9月4日。傍点は原文の通り。

第54表 1909年における大川郡内の警察区域

警察署	所在地	駐在所	警察官吏		管轄			巡査1人あたりの人口数 (B)/(A) (人)
			警部 (人)	巡査 (人) (A)	町 村	戸数	人口 (人) (B)	
長尾警察署	長尾村大字 長尾東	7	1	13	長尾村、石田村、五名山村、富田村、松尾村、造田村、石田村、奥山村、神前村	4,685	26,787	2,061
三本松警察署	三本松町	11	1	20	相生村、小海村、引田町、三本松町、白鳥本町、福栄村、白鳥村、誉水村	6,075	35,220	1,761
志度警察署	志度町大字 志度	10	1	16	志度町、鴨部下庄村、鴨部村、小田村、津田町、鶴羽村	5,145	28,499	1,781

[注] 巡査1人あたりの人口数は、筆者が計算した。

[資料] 大川郡編纂『明治四十二年／香川県大川郡統計書』香川県大川郡役所、1911年、2ページ。

第54表をご覧ください。1909年であるが、大川郡内に長尾警察署、三本松警察署、志度警察署があり、大川郡内における伝染病の流行に対して第一線で対応した。駐在所はそれぞれ7箇所、11箇所、10箇所あった。巡査の総数は49名である。1人の巡査が受け持つ人口は1,800人から2,000人である。県の衛生係の下部組織として伝染病の流行に対応する者として、伝染病についての医学的知識が欠如した巡査が適任でなかったことは明らかであろう。したがって、というべきか、風評子がいうように、大川郡内かどうかは不明であるが、患者の脈を診て赤痢病と診断した巡査がいたということであろう。

明治政府は、先にのべたように府県の行政機構を試行錯誤的に改変する一方、次にのべる衛生組合を1880年代末に町村内につくり、「自治事業」として住民自らが伝染病の防遏にあたるという方策をとった。

5.5 衛生組合

わが国において衛生組合が全国的に設立されたのは、1887年8月に別冊として頒布された虎列刺病予防消毒心得書（内務省訓第665号）によるというのが通説のようである。³⁴⁹⁾ 同心得書の第1条は「區戸長ハ各町村内ニ便宜組合ヲ編成シ常ニ清潔掃除及虎列刺病豫消毒ノ實施ニ就キ約束ヲ設ケ之ヲ履行セシムルヲ要ス」という。しかし、小栗によれば、衛生組合の目的、組織、組合長心得、戸長・巡査・医師との関係、経費負担等については、同月に出版された「防疫必携」において詳細かつ具体的に示されている。³⁵⁰⁾ 例えば、「一 衛

349) 『内務省史』第2巻、1980年、476ページ；小栗、前掲書、170ページ。なお、小栗が書くように、虎列刺病予防消毒心得書は「内務省訓令」（同上）ではなく、「内務省訓」（傍点は筆者）である。大阪府衛生課『虎列刺予防史』（下）、255ページ、を参照。

350) 小栗、前掲書、171～176ページ。

生組合は家並又は家番号地番号に拠り市街なれば二十戸内外村落なれば十戸以下相団結して一組合となすへし」、「一 組合毎に組合長（又は組頭）を置き該組合中の取締を為さしむ」、「一 医師の診察に係るもの赤貧にして薬価を弁ずる能はざる者は其組合に於て之を負担するか又は町村費を以てする等可成医師に迷惑を掛けざる様注意す可し」、「一 町村検疫消毒掛には其関係組合中より相当の手当を為すへし若し町村費を以てすることを得ば実に此上もなきことなり」等である。³⁵¹⁾

ほぼ同時期に愛知県が衛生組合準則（県令第70号、1887年6月24日）、大阪府が同じく衛生組合準則（訓令第21号、1888年3月12日）を公布している。³⁵²⁾ 大阪府下の郡区役所と戸長役場に伝達された衛生組合準則を少し紹介すると以下のようである。³⁵³⁾

「一 衛生組合ハ人民各自ノ健康ヲ保存シ悪疫豫防ノ周到ヲ目的トス」、「一 衛生組合ハ家並又ハ家番號ニ據リ大約十戸乃至三十戸ヲ區畫シ區ハ區長郡ハ戸長ニ於テ適宜之ヲ定メ一組トナス事。但裏長屋等貧民集合セル場所ハ便宜區域スルコトヲ得」、「組合毎ニ組長ヲ置キ組合中ノ取締ヲ為サシムル事」、「一 組合ハ一町村内相互ノ健康ヲ保持増進スルノ目的ヲ以テ設クルノモナレハ之ニ要スル費用（各自ニ属スルモノヲ除ク）ハ區ハ區長郡ハ戸長ニ於テ豫算シ町村會ノ評決ヲ經テ支辨スルヲ得」。

大阪府下の衛生組合は10戸から30戸を組合員として、組合には組長を置き、その費用は町村会の予算に計上するというのであった。

内務省は、1890年10月に、1880年9月の伝染病予防心得書（内務省達乙第36号）と先の1887年8月の虎列刺病予防消毒心得書（内務省訓第665号）を改正して別冊の伝染病予防心得書（内務省訓第668号³⁵⁴⁾）を發布した。同心得書は、その前文で「伝染病ノ如キ其病毒ヲ一人一家ニ〔於イテ?〕撲滅シテ全聚落ノ生命財産ヲ安全ニ保護スルハ自治事業ノ最も急要ナルモノトス」、「豫防ノ方法ヲ實際ニ徹底セシメントスルニハ衛生組合ヲ設ケ組合中互ニ警戒扶持スルヲ良シトス」、「到底衛生組合ノ法ヲ設ケ隣保相互ノ制裁ヲ以テ各人ノ注意戒慎ヲ喚起スルニ非サレハ市町村共同ノ方法モ其全効ヲ取ムルコト能ハサルナリ」という。³⁵⁵⁾ したがって、伝染病の予防撲滅は住民の自治によるのが最も肝心であり、そこで住民を衛生組合に組織化するとともに江戸時代の五人組のようにお互いを監視させて伝染病の予防と撲滅の効果を高めることを狙ったというべきであろう。同心得書の第1条は「市町村ニ於テハ便宜衛生組合ヲ設ケ清潔法撰生其他傳染病豫防ノ事ニ就キ規約ヲ立テ之ヲ履行スルヲ要

351) 小栗、前掲書、171～175ページ。

352) 同上書、177～178ページ。なお、愛知県県令第70号の第6条だけが、渡辺則雄『愛知県の疫病史／コレラ・天然痘・赤痢・ペスト』現代企画室、1999年、137～138ページ、に掲載されている。

353) 大阪府衛生課、前掲書、294～298ページ。

354) 安保も「訓令第668号」とよぶ（安保、前掲書、97ページ）。傍点は筆者。

355) 大阪府衛生課、前掲書、315ページ。

ス」³⁵⁶⁾ という。なお、この心得書は「主トシテ市町村ニ於テ遵行スヘキ方法ヲ示」³⁵⁷⁾ したという。

香川県においては、1891年4月9日に第3代知事の谷森真男が着任した。同月29日付で谷森知事は訓令第62号を発し「傳染病予防心得書左ノ通内務大臣ヨリ訓令相成候ニ付自今豫防消毒ノ方法ハ此主旨ニ基キ施行スヘシ」として、先の傳染病予防心得書を郡役所、市役所、町村役場、警察署、同分署に通達した。³⁵⁸⁾

翌月、5月8日付で谷森知事は、訓令第68号として「衛生組合設置概則」を通達した。³⁵⁹⁾ 訓令第68号の前書きにおいて知事は「今般^(ママ) 訓 第六十二号ヲ以テ傳染病豫防心得書及訓令候所該総則第一條ノ主旨ニ基キ衛生組合ヲ設置スルハ必要ノ義ニ付左ノ概則ニ依リ速ニ設置方取計フベシ」という。

衛生組合設置概則のいくつかの条文を紹介すると以下のようである。第1³⁶⁰⁾ は「市町村長ハ所轄内衛生ノ進歩ヲ計リ且傳染病豫防消毒ノ方法ヲ周到ナラシムルタメ衛生組合ヲ設クヘシ」という。第2は「組合ハ地形習慣交通等ノ便否ニヨリ適宜之ヲ定ムヘシト雖モ一組合ハ三十戸乃至五十戸ヲ以テ適度トスヘシ」という。第3は「衛生組合ハ互選又ハ順番若クハ市町村長ノ特撰ヲ以テ組長一名ヲ置クヘシ。³⁶¹⁾ 但時宜ニ寄り協議員若干名ヲ置クコトヲ得」という。第4は「組長ハ左ノ事項ニ附キ常ニ組合内ヲ視察シ不行届ノ廉ハ懇篤説諭ヲ加エ若シ之ニ應セサル者アルトキハ速ニ其旨ヲ市町村長又ハ警察官吏ニ報告スヘシノ一 衛生ニ関スル諸達ヲ組内ニ普及セシムルコトノ二 傳染病^(ママ) ニ疑シキ患者ニシテ未タ醫療ヲ受ケサル者アルトキハ速ニ醫師ノ診察ヲ受ケシメ果シテ傳染病ナルトキハ其豫防ノ方法ヲ懇ロニ示シ速ニ相當ノ手續ヲ為サシムルコトノ三 塵芥ハ定期掃除ノ方法ヲ設ケ常ニ堆積セシメス下水道溝ハ邸宅内外共ニ常ニ疎通セシムルコトノ四 傳染病流行又ハ流行ノ兆アル場合ニ於テハ本年四月本縣訓令第六十二號傳染病豫防心得書ノ趣旨ヲ説諭シ其方法ヲ實際ニ普及セシムルコト」という。

第5は「傳染病者又ハ之ニ疑ハシキ患者アルモ赤貧ニシテ醫療又ハ診察ヲ受クルノ方便ナキトキハ組長ヨリ速ニ其旨ヲ市町村長又ハ警察官吏ニ報告スヘシ」といい、第6は「組長ニ於テハ已ニ醫療ヲ受クル患者ト雖モ傳染病隱匿ノ疑アルトキハ速ニ市町村長又ハ警察官吏ニ報告スヘシ」という。

356) 同上書、316 ページ。

357) 同上書、314 ページ。

358) 『香川県公文月報』明治24年、83丁。

359) 同上月報、112丁以下。村山は「例えば、〔明治〕二十四年六月、〔香川県〕は衛生組合規程を定めて傳染病予防組織をつくり諸対策を重ねた。」(村山、前掲書、31ページ。傍点は筆者。)という。しかし、「衛生組合規程」なるものが、同年5月の「衛生組合設置概則」を指すのかどうか不明である。

360) 単に「第一」、「第二」等々といい、「条」はない。

361) 句点は筆者が挿入。

したがって、その内容は、先に紹介した「防疫必携」を大体なぞったものであったといつてよいであろう。なお、この概則の第10は「市町村長ニ於テ各自及公衆衛生ノ方法行届キ設置又ハ其加入ヲ不要ト認ムルトキハ其部分ニ限り組合ヲ設ケス又ハ組合ニ加入セシメサルコトヲ得ノ但本條ノ場合ニ於テハ町村長ハ豫メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ」といっているから、厳格にすべての市町村に衛生組合の設置を要請するものではなかったと推測される。このために、後に紹介するように、1909年3月には、訓令より上位の県令として衛生組合設置規程を公布することになったのではないかと思う。

富田村会議は、上の衛生組合設置概則を受けてのことと思われるが、1891年8月27日の村会議において「富田村各自衛生規定」を決定した。この規程は、これまで紹介されることはなかったと思われるので、先ず原文を以下に記す。

「富田村各自衛生規定

第一條 村内各自ハ左ノ各項ニ就キ常ニ注意シ不行届ノ廉之無様遵守スヘシ。若シ遵守セサルカ又ハ注意ヲ怠タルモノアルトキハ互ニ勸告シ、尚従ハサルカ或ハ傳染病者若クハ其隠匿ノ疑ヒアルトキハ速ニ保長若クハ組長ニ通報スルモノトス。³⁶²⁾

第一 屠畜場及魚店魚市場等アル場合ハ清潔ニスヘキコト。

第二 飲料水ノ不良ナルモノハ適宜改良スヘキコト。

第三 腐汚ノ井戸側ヲ修築シ又ハ井邊ノ不潔汚水ノ滯溜ヲ洒掃疎通スヘキコト。

第四 下水溝又ハ便所ノ破損及腐汚ニ属セシモノハ改脩シ汚水ノ浸透ヲ防クヘキコト。

第五 下水溝ハ邸宅内外共常ニ疎通セシムヘキコト。

第六 井戸ノ周圍ニ於テ襪襪等不浄ノ物品ヲ洗滌セサルコト。

第七 井水ハ毎年兩度以上浚渫スヘキコト。

第八 家宅内外及便所塵溜掃除ヲ怠ラサルコト。

第九 家宅内外ニ塵埃ヲ猥リニ推積セサルコト。

第十 家宅内ニ毎年兩度以上家具及敷物等ヲ戶外ニ出シ床下ハ勿論一切ノ塵埃ヲ掃除スヘキコト。

第十一 出産ノ汚穢死屍ヲ洗ヒシ不浄水ハ所定ノ場所ニ於テ埋没スヘキコト。

第十二 飲食物ノ腐敗ニ傾キタルモノ及不熟ノ果實ハ之ヲ販賣シ又ハ食物セサルコト。

第十三 飲食物(煮賣並ニ菓字等ノ類)ヲ店頭ニ陳列シ若クハ行商スルモノハ勿論各自食用ニ供スルモノト雖モ覆蓋ヲ為シ蒼蠅ノ群集及塵埃ノ汚染ヲ防クヘキコト。

第十四 種痘ノ季節ニ及フトキハ普ク接種スヘキコト。

第十五 保内ニ於テ本(ママ)條ノ各項ヲ遵守セサルカ又ハ注意ヲ怠タルモノアルトキハ互ニ勸

362) 句点は筆者が適宜付けた。以下も同じ。

告シ尚從ハサルカ或ハ傳染病者若クハ其隱蔽ノ疑ヒアルトキハ其旨速ニ保長又ハ組長ニ通報スルコト。

第二條 保長ハ受持保内ノモノヲシテ第一^(ママ)條ノ各項ヲ疎漏³⁶³⁾漫^(ママ)〔慢〕ニ流レシメサル様遵守セシムヘシ。若シ遵守セサルモノアルトキハ懇篤勸告シ尚從ハサル場合及第一^(ママ)條第十五項ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ組長部長村長ノ内ヘ適宜其旨通暢スルモノトス。

第三條 組長ハ左ノ各項ニ依リ受持組内ノ生命財産ノ安全ヲ計ルモノトス。

第一 傳染病流行又ハ兆アル場合ニ於テハ明治廿四年四月当香川縣訓令第六十二号傳染病豫防心得書ノ主旨ヲ保長ハ素ヨリ組内一統ヘ説諭シ其方法ヲ實際ニ普及セシムルコト。

第二 傳染病流行ノ際組内ノ者流行地ニ来往シ又ハ該地ヨリ組内ニ来ルモノアルトキハ其感染ノ有無ニ注意シ且ツ保長ヲシテ殊ニ注意セシムルヘキコト。

第三 傳染病ノ疑ハシキ患者ニシテ未タ医療ヲ受ケサル者アルトキハ速ニ医師ノ診察ヲ受ケシメ果シテ傳染病ナルトキハ其豫防ノ方法ヲ懇示シ迅速相当ノ手續ヲ為サ〔シ〕ムルコト。

第四 傳染病ノ死屍ヲ火葬又ハ埋葬スルトキハ其諸品ノ需要ニ差支ナキ様注意スヘキコト。

第五 傳染病者又ハ之ニ疑ハシキ患者アルモ赤貧ニシテ医療若クハ診察ヲ受クルノ方便ナキトキハ速ニ其旨村長部長ノ内適宜〔報告スヘシ?〕尚已ニ医療ヲ受クル患者ト雖傳染病隱匿ノ疑ヒアルトキハ速ニ村長部長ノ内適宜又ハ警察官ニ報告スヘシ。

第六 前項報告ヲ為スモ当局者其所辨ヲ怠タルカ又ハ所辨スルモ不十分ト認ムルトキハ之ヲ其監督官廳ニ具申スヘシ。

第四條 部長ハ左ノ各項ニ依リ受持部内ノ衛生ヲ進歩セシメ且ツ傳染病豫防方法ヲ周到ナラシメ村内各自ノ安寧ヲ期スルモノトス。

第一 衛生ニ関スル諸達ヲ受持部内ニ周知セシムルコト。

第二 当局者衛生事務實施ノ場合適宜ニ依リ其顧問ニ應スルコト。

第三 衛生上ニ関シ其意見又ハ疑義ノアルトキハ口頭若クハ書面ヲ以テ之ヲ村長又ハ主務官ニ質疑スルコト。

第四 第一^(ママ)條第十五項及第二^(ママ)條及三^(ママ)條第五項ノ通報ヲ受ケル場合ハ村長ニ照會シテ其手續ヲ盡サシムヘキコト。』³⁶⁴⁾

ご覧のように、富田村各自衛生規定は、富田村における衛生組合の結成を求めるというよりは、村民各自の清潔方法や伝染病が発生したときの心構え、とりわけ規程を守らない者や

363) ‘緩’の手書きの字は、糸偏に‘俊’の右側の字を書いている。

364) 「富田村各自衛生規定」、「明治二十四年八月二十七日製／富田村村會議事録」（資料番号：16036）。

伝染病患者を隠匿する者やを通報することを説いた内容であること、また、その条文も何か下敷きがあったように思えるような言い回しであること等が特徴である。

なお、第2条にいう保長、第3条にいう組長、第4条にいう部長とは次のような地位の者である。1890年7月27日に、富田村議会は「香川県寒川郡富田村^(へんぽう)編氓程度」を決定している。³⁶⁵⁾ 第1条は「本村編氓ハ左ノ程度ヲ目的トシテ編制スルモノトス」とある。第3条は「戸數八戸ヲ聯結シテ一保トシ其中一名ノ魁師タル役員設立シ保長トス。而シテ組長ニ隸属ス」という。第4条は「五保ヲ聯結シテ一組トシ其中一名ノ魁師タル役員ヲ設立シ組長トス。而シテ部長ニ隸属ス」という。第5条は「五組ヲ聯結シテ一部トシ其中一名ノ魁師タル役員ヲ設立シ部長トス。而シテ村長ニ隸属ス」とある。したがって、戸数8戸のリーダーが保長であり、5つの保、つまり40戸のリーダーが組長である。5つの組、つまり200戸のリーダーが部長として、村長の指揮下に入る。これが富田村の編制であった。先の富田村の各自衛生規程は、前年の同村の編氓程度に沿って衛生行政を行うものとされたのである。

富田村議会は、1891年8月27日に、「富田村各自衛生規程」と並んで「富田村々醫設置規程」を決定している。それを紹介すると以下のようである。

「富田村々醫規程」

第一條 本年本縣訓令第八十六号旨趣ヲ遵ヒ本村定季及臨時種痘ハ素ヨリ公衆衛生上必用ノ為メ村醫一名ヲ設置スルモノトス。³⁶⁶⁾

第二條 村醫手充ハ理事者ニ於テ其年度末事業ノ多寡煩閑ヲ検査シ其額ヲ定メ村會之ヲ認定シテ支給スルモノトス。但シ時機ニヨリ臨時支給スルコトアル場合ニ於テモ本文ニ準ス。

第三條 村醫ハ村會之ヲ撰スルモノトス。

第四條 至急ノ場合村醫行違等ノ為機ヲ誤ルヘキ虞アルトキハ理事者ニ於テ他ノ醫員ヲ臨時雇上クルモトス。^(マ)但手充支給方ハ第二條ノ例ニ依ル。」³⁶⁷⁾

第1条にいう県令第86号³⁶⁸⁾とは、1891年7月11日付けで郡役所、市役所、町村役場に通達されたもので、その内容は「市町村ノ公衆衛生事項ニ関シ担当醫員ヲ置クハ公衆衛生上最モ必要ノ件ニ有之候條精々奨励ノ上速ニ設置方取計フ可シ」というものである。

富田村の村医は代々六車家の出身者であった。初代は六車謙一(～1875)、第2代は謙朔(～1906)、第3代は謙八(～1920)である。³⁶⁹⁾

富田村議会在認定した村医の手当はいくらくらいであったのであろうか。残された富田村

365) 以下は「香川県寒川郡富田村編氓程度」、『富田村村會決議綴』(資料番号：16036)による。

366) 句点は筆者が適宜付けた。以下も同じ。

367) 「富田村々醫設置規定」、明治二十四年八月二十七日^(マ)製／富田村村會議事録(資料番号：16036)。

368) 『大川町史』、771ページ、は、「明治二十四年香川県訓令第八十八号により村医が設置されるようになった」(傍点は筆者)というが、「第86号」の間違いであろう。

369) 『大川町史』、同上。

の予算表を悉皆的に調査したとはいえないが、筆者が見た早い年度は 1897 年度予算表であり、そこには、第 5 款 衛生費、一 保健衛生費 15 円のうち、村医手当として 10 円が計上されている。³⁷⁰⁾以降、村医の手当は 10 円が相場のものであり、1904 年度、³⁷¹⁾ 1905 年度、³⁷²⁾ 1906 年度³⁷³⁾、1911 年度³⁷⁴⁾ すべて 10 円である。しかし、伝染病が発生した場合には状況は異なる。すでに紹介したが、1910 年の伝染病流行の際の予算更正追加議案（第 46 表 衛生費の付記）を見ると、医師の手当てが破格の 201 円となっている。³⁷⁵⁾

衛生組合の設置が法律上明記されたのは、1897 年に公布された伝染病予防法においてであろう。その第 23 条は「地方長官ハ衛生組合ヲ設ケ清潔方法消毒方法其ノ他傳染病ノ豫防救治ニ関シ規約ヲ定メシメ之ヲ履行セシムルコトヲ得ノ市町村ハ其ノ市町村内ノ衛生組合ニ於テ傳染病豫防救治ノ為支出スル費用ノ全部又ハ一部ヲ補助スルコトヲ得」とある。これにより、地方長官である知事は、市町村に衛生組合を設置させ、伝染病の防疫事務を遂行させることができることとなった。また、市町村は費用の全部又は一部を衛生組合に補助することができるようになった。

同法第 24 条は「第二十一條第二十二條第二項ノ支出ニ対シテハ命令ノ規程ニ従ヒ府縣税又ハ地方税ヨリ市町村ニ補助スヘシ」という。なお、第 21 条とは、すでに紹介したが、市町村が負担するもろもろの伝染病予防に関する経費である。³⁷⁶⁾ また、第 22 条第 2 項とは、市町村が衛生組合に対して支出する補助金である。

伝染病予防法公布前年の 1896 年には、全国的に衛生組合が約 16 万設置されていた。特に熊本県、広島県、愛媛県、兵庫県、埼玉県、愛知県、石川県、富山県、岡山県、福岡県に多く設置され、これら 10 県の衛生組合の数は 5,000 を超えたという。³⁷⁷⁾

香川県は、1909 年 3 月 13 日に、県令第 17 号として衛生組合設置規程³⁷⁸⁾を公布した。³⁷⁹⁾

370) 「富田村明治三十年度歳入歳出豫算表」（資料番号：16043）。

371) 「香川県大川郡富田村明治三十七年度経常費歳出豫算表」（資料番号：16046）、第五款衛生費、一保健衛生費、を参照。

372) 「香川県大川郡富田村明治三十八年度経常費歳出豫算表」（資料番号：16046）、第五款衛生費、一保健衛生費、を参照。

373) 「富田村明治三十九年度経常費歳出豫算表」（資料番号：16046）、第五款衛生費、一保健衛生費、を参照。

374) 「富田村明治四十四年度歳出豫算表」（資料番号：16050）、第五款衛生費、一保健衛生費、を参照。

375) 「第 2 号議案 富田村明治四十三年度歳入出総計予算更正追加議案」（資料番号：16050）。

376) 拙稿「明治期における香川県下の市町村財政（2）」、『尾道大学経済情報論集』第 8 巻第 1 号、2008 年 6 月、21～22 ページ、を参照。

377) 小栗、前掲書、182 ページ。

378) 『香川県公文月報』明治 42 年、25～26 丁。

379) この規程を公布した理由について、『香川県警察史』は「其ノ後〔衛生組合設置概則の制定以降〕傳染病豫防法ノ発布アリ、旁々時代ノ進歩ニ伴ヒ該概則ニテハ不備不完ノ點多々アルニ至リ」（同書、561 ページ）衛生組合設置規程を公布したという。

この衛生組合設置規程を富田村に関連させつつ少し紹介する。

第1条は「市町村内ニ衛生組合ヲ設ケ清潔方法消毒方法其他傳染病豫防救治ニ関スル事項ヲ共同施行スヘシノ市町村内ニ於テ一戸ヲ構フルモノハ總テ其ノ所在地ノ衛生組合員トス」とある。

1910年度と1911年度の衛生費について検討した際に富田村内の衛生組合の活動を『富田村事務報告』によって紹介した。1910年の事務報告の関係する箇所のみを再度引用すると、「……故ニ警察官ト共ニ村内各部落へ出張シ村内二十七組ノ衛生組長ニ就テ該区民ヲ召集シ豫防消毒法並ニ該病ノ恐ルヘキヲ講話シ衛生組長ト共ニ病毒全滅ニ晝夜苦心シ焦慮シタルモ事全ク徒勞ニ等シク……」³⁸⁰⁾ という。したがって、当時、村内に衛生組合が存在し、組合長がいたことが分かる。また、同事務報告は、「……又本年ノ虎列刺病ハ猛烈ナル勢ヲ以テ県下ニ蔓延シタルニ付村内衛生正副長及伍長ヲ召集シ是〔ノ〕病毒ノ原因傳染経路豫防區域消毒方法等ヲ無洩講話セリ」³⁸¹⁾ といっているから、同村の衛生組合には衛生組合副長と伍長もいたことが分かる。

明治末期の富田村内の戸数は1,000戸弱であった。³⁸²⁾ 村内に27の衛生組合があったというから、1つの衛生組合は平均40戸弱が組合員であったことになる。1戸当たりの人数は6人程度であったから、1つの衛生組合の人数は平均で220人程度である。なお、富田村の衛生組合がいつ設立されたのかは不明であるが、『明治四十三年事務報告』から分かるように1910年には存在していた。

第2条は「衛生組合ノ區域ハ市ニ在テハ市長町村ニ在テハ町村長之ヲ指定ス」とある。但し、富田村の衛生組合の区域は不明である。

第3条は「衛生組合ハ組合長組合副長各一名伍長若干名ヲ置クヘシノ組合長組合副長ハ組合員中ヨリ組合總會ニ於テ選挙シ市ニ在テハ市長町村ニ在テハ町村長ノ認可ヲ受クヘシノ伍長ハ組合長之ヲ推薦シテ各受持区域ヲ定メ其氏名ハ市ニ在テハ市長町村ニ在テハ町村長ニ届出ヘシ其移動アリタルトキ亦同シ」という。先の事務報告にあったように、富田村の衛生組合にも、組合長、組合副長、伍長がいたことが分かる。

第5条は「衛生組合ニ関スル費用ハ組合員ノ負担トス」とある。したがって、第1条において衛生組合は「清潔方法消毒方法其他傳染病豫防救治ニ関スル事項ヲ共同施行スヘシ」といっても、その経費の負担は組合員が全面的に負担することになっていたのである。したがって、費用負担に関しては、規程上では先に紹介した大阪府の衛生組合準則は勿論、その後

380) この文章は、1911年度の事務報告にそのまま引き継がれている（『明治四十四年富田村事務報告』〔資料番号：16050〕）。なお、ここでは「衛生組長」ではなく、「衛生組合長」となっている。

381) 『明治四十三年富田村事務報告』（資料番号：16050）。

382) 大川郡編纂『香川県大川郡統計書』明治四十四年、大川郡役所、1913年、18～19ページ。

の伝染病予防法第 23 条からも大きく後退している。³⁸³⁾

第 6 条は「衛生組合ハ組合規約ヲ設ケ左ノ事項ヲ規定シ市ニ在テハ市長町村ニ在テハ町村長ヲ經テ郡長ノ認可ヲ受クヘシ其変更ヲ要スルトキ亦同シ／一、組合ノ名称區域及事務所／二、組合長組合副長及伍長ノ職務任期報酬並ニ顧問醫書記ノ手當／三、組合費収支並組合共有財産管理ノ方法／四、聡會及委員會ニ関スル事項／五、規約違反者處分ノ方法／六、前各號ノ外必要ト認ムル事項」である。

第 11 条は「組合長ハ組合規約實行ノ責ニ任シ組合ニ関スル一切ノ事務ヲ整理スルモノトス／組合副長ハ組合長ヲ補佐シ組合長ニ事故アルトキハ其事務ヲ代理スルモノトス／伍長ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ其受持区域内ニ於ケル組合規約ノ實行ヲ査察督励スルモノトス」とある。

第 12 条は「組合費徴収方法並ニ其収支豫算ハ豫メ市町村長ノ認可ヲ承クヘシ」とある。

第 13 条は「郡市町村長及警察官吏ハ組合規約ノ實行ヲ監督シ必要ナル事項ヲ組合ニ命令スルコトヲ得」とある。

以上のように、香川県の衛生組合設置規程によれば、市町村の住民全体を衛生組合員として組織化して伝染病等の防疫事務にあたらせるが、その経費はすべて組合員の負担とする。他方、衛生組合の運営は郡長や市町村長、警察官の監督と命令の下に置くということであり、衛生組合は明治政府の統制に完全に組み込まれた防疫組織であったといえるであろう。

なお、香川県の衛生組合設置規程には附則があり、「第十四條 市町村長ハ組合区域内ニ一戸ヲ構フル者ノ中ヨリ若干名ノ委員ヲ指定シ組合規約案ヲ作成セシメ明治四十二年四月三十日迄ニ組合聡會召集シ手續ヲ為サシムルヘシ／第十五條 組合成立シタルトキハ委員ハ其事務ヲ組合長ニ引繼クヘシ」という。³⁸⁴⁾ したがって、県下の市町村長は 1909 年 4 月末までに各市町村においてすべての住民を組合員とする衛生組合の設立を要請されたのである。

(未完)

383) 富田村の衛生組合の財政状況を示す資料ははまだ発見していないが、1911 年度の富田村の歳出予算表を見ると、第 5 款衛生費、一保健衛生費 40 円のうち、先に紹介した医師手当 10 円の外に、予防委員手当 3 円、塵芥掃除費 2 円に加えて、衛生組合費補助費として 25 円が計上され「豫定戸數千戸分」(1 戸当たり換算すると 2 銭 5 厘となる)となっている(「富田村明治四十四年度歳出豫算表」[資料番号: 16050]、第 5 款衛生費、一保健衛生費)。同様な趣旨の衛生組合に対する補助金は、1912 年度の予算表にもある(「富田村明治四十五年度歳入出豫算表」[資料番号: 16051]、第 5 款衛生費、第一項保健衛生費、第一目保健衛生費)。したがって、1911 年度と 1912 年度においては衛生組合に対して村がある程度の補助金を支出していたことが分かる。

384) 村山は、1909 年 3 月の県令第 17 号に依拠するとして衛生組合設置規程を紹介している。彼は「これ〔村山は「衛生組合設置規則」と呼ぶ。〕は各町村に衛生組合員を選出し衛生思想の普及を目的とした。しばしば委員として学校長、巡査、村長、軍人などが選ばれ、かれらが各村落を巡回講話して組合設置の必要を説き、衛生思想の普及に努めた。」(村山、前掲書、44 ページ。傍点は筆者。)という。しかし、衛生組合は、すでに紹介した規程から明らかなように「市町村」に置かれ、その目的は「衛生思想の普及」だけでなく、「清潔方法消毒方法其他傳染病豫防救治ニ関スル事項」であり、伝染病防疫の第一線における活動が求められたのである。

謝 辞

拙稿で利用した富田村の資料を含む大川町引継資料は、現在香川県立ミュージアムが保管しているが、その熟覧をご許可下さった県立ミュージアム館長和泉幸男氏ならびにお世話下さった学芸課学芸員の方々に深謝する。なお、拙稿において使用した大川町引継資料の資料名ならびに資料番号または冊子番号についてはとりあえず脚注を参照されたい。

付表 第1表 富田村歳出入内訳

会計年度	経常											
	役場費		会議費		土木費		教育費		衛生費		常	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	
1890 明治23	886.904	40.9	62.660	2.9	3.010	0.1	1057.834	48.8	40.714	1.9	17.790	
.....	
1892 25	891.534	44.7	38.260	1.9	-	-	944.815	47.4	20.088	1.0	12.151	
*1893 26	927.550	41.2	79.400	3.5	20.000	0.9	1,092.673	48.6	28.000	1.2	15.000	
1894 27	808.369	34.6	23.143	1.0	12.710	0.5	894.850	38.3	260.315	11.1	2.900	
1895 28	884.120	35.0	37.735	1.5	6.705	0.3	892.448	35.3	375.661	14.9	11.127	
*1896 29	1,011.000	39.3	67.700	2.6	20.000	0.8	1,237.411	48.1	30.000	1.2	15.000	
1897 30	1,086.769	26.8	21.550	0.5	1.985	0.0	1,368.451	33.8	188.316	4.7	1.512	
1898 31	1,331.420	28.1	37.662	0.8	1.500	0.0	1,597.794	33.7	106.280	2.2	-	
*1899 32	1,622.515	35.6	62.780	1.4	20.000	0.4	1,763.759	38.7	119.728	2.6	10.000	
.....	
1902 35	1,498.937	31.1	37.250	0.8	4.600	0.1	2,042.510	42.4	368.117	7.6	-	
1903 36	1,571.168	34.7	20.960	0.5	14.070	0.3	1,893.052	41.8	64.196	1.4	-	
1904 37	1,522.067	41.1	0.940	0.0	4.000	0.1	1,610.329	43.5	66.798	1.8	-	
1905 38	1,482.803	34.8	20.560	0.5	4.400	0.1	1,691.107	39.7	76.387	1.8	-	
1906 39	1,470.345	27.6	24.700	0.5	1.500	0.0	3,054.710	57.4	100.739	1.9	-	
.....	
1910 43	1,824.282	20.8	22.100	0.3	11.000	0.1	4,090.823	46.7	71.139	0.8	-	
1911 44	1,995.660	7.5	54.850	0.2	90.000	0.3	3,934.021	14.7	560.311	2.1	-	

〔注1〕 (1) 合計は、2,134円66銭4厘となる。したがって、%の合計も合わない。

(2) 合計は、5,324円10銭となる。

〔注2〕は資料が欠けていることを示す。

〔注3〕 * 予算議決書による。

〔注4〕 * を付した年度以外は決算額である。

〔資料〕 「香川県寒川郡富田村明治廿三年度歳入出総計決算報告書」(以下、「香川県寒川郡富田村」は省略する)(資料番16038)；「明治廿七年度歳入出総計決算報告書」(同：16041)；「明治二十八年度歳入出総計決算報告書」(同：16043)；「明治三十一年度歳入出決算報告書」(同：16043)；「明治三十二年度歳入出総計予算議決書」(同：16043)；「明治三十七年度歳入歳出決算書」(同：16046)；「明治三十八年度歳入出決算報告書」(同：16046)；「明治三十九年度歳入歳出決算報告書」(同：16050)。

付表 第1表 富田村歳出入内訳

会計年度	経常費(つづき)										臨
	予備費		経常部計		増築費(役場増築費)		林野買入費		衛生費		教育費
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額
1890 明治23	-	-	2,166.606	100.0	-	-	-	-	-	-	-
.....
1892 25	17.641	0.9	1,942.164	97.5	-	-	-	-	-	-	-
*1893 26	50.000	2.2	2,249.623	100.0	-	-	-	-	-	-	-
1894 27	-	-	(1) 2,334.664	100.0	-	-	-	-	-	-	-
1895 28	-	-	2,354.899	93.2	172.000	6.8	-	-	-	-	-
*1896 29	157.200	6.1	2,574.311	100.0	-	-	-	-	-	-	-
1897 30	-	-	3,382.370	83.6	665.682	16.4	-	-	-	-	-
1898 31	-	-	4,742.037	100.0	-	-	-	-	-	-	-
*1899 32	104.800	2.3	4,552.636	100.0	-	-	-	-	-	-	-
.....
1902 35	-	-	4,816.143	100.0	-	-	-	-	-	-	-
1903 36	-	-	4,514.051	99.7	-	-	15.557	0.3	-	-	-
1904 37	-	-	3,705.765	100.0	-	-	-	-	-	-	-
1905 38	-	-	4,259.580	100.0	-	-	-	-	-	-	-
1906 39	-	-	(2) 5,324.074	100.0	-	-	-	-	-	-	-
.....
1910 43	-	-	8,284.291	94.6	-	-	-	-	473.264	5.4	-
1911 44	-	-	10,982.574	41.1	-	-	-	-	-	-	15,434.389

(本表の注と資料は、上段を参照)

(増補改訂版)

部													会計年度	
%	勸業費		諸税及負担		徴発費		村公債費		雑支出		積立金			
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	明治23	1890
0.8	—	—	88.677	4.1	—	—	3.017	0.1	6.000	0.3	—	—		
0.6	2.731	0.1	8.944	0.4	—	—	—	—	6.000	0.3	—	—	25	1892
0.7	21.000	0.9	10.000	0.4	—	—	—	—	6.000	0.3	—	—	26	1893*
0.1	31.556	1.4	94.821	4.1	—	—	—	—	6.000	0.3	—	—	27	1894
0.4	6.540	0.3	134.563	5.3	—	—	—	—	6.000	—	—	—	28	1895
0.6	20.000	0.8	10.000	0.4	—	—	—	—	6.000	—	—	—	29	1896*
0.0	56.451	1.4	645.086	15.9	—	—	—	—	12.250	0.3	—	—	30	1897
—	172.695	3.6	1,405.511	29.6	—	—	—	—	89.175	1.9	—	—	31	1898
0.2	65.338	1.4	654.481	14.4	1.000	0.0	—	—	128.235	2.8	—	—	32	1899*
—	20.000	0.4	830.089	17.2	—	—	—	—	14.640	0.3	—	—	35	1902
—	21.500	0.5	863.855	19.1	—	—	—	—	65.250	1.4	—	—	36	1903
—	16.732	0.5	478.899	12.9	—	—	—	—	6.000	0.2	—	—	37	1904
—	65.290	1.5	911.725	21.4	—	—	—	—	7.308	0.2	—	—	38	1905
—	67.050	1.3	597.830	11.2	—	—	—	—	7.200	0.1	—	—	39	1905
—	226.471	2.6	983.524	11.2	—	—	—	—	54.952	0.6	1,000.000	11.4	43	1910
—	158.750	0.6	1,503.732	5.6	—	—	—	—	185.250	0.7	2,500.000	9.4	44	1911

号：16039)；「明治廿五年度歳入出総計決算報告書」(資料番号：16036)；「明治廿六年度歳入出総計予算議決書」(同：16041)；「明治二十九年度歳入出総計予算議決書」(同：16041)；「明治三十年度歳入出総計決算報告書」(同：16043)；「明治三十五年度歳入出決算報告書」(冊子番号：P-45)「明治三十六年度歳入出総計決算報告書」(資料番号：16046)；「明治三十七年度歳入出総計決算報告書」(同：16046)；「明治四十三年度歳入出決算報告書」(同：16050)；「明治四十四年度歳入

(増補改訂版) (つづき・完)

時	部						学区費		歳出合計		会計年度	
	公債費		伝染病院建設費		臨時部計		金額	%	金額	%		
%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	明治23	1890
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,166.606	100.0
—	—	—	—	—	—	—	50.161	2.5	1,992.325	100.0	25	1892
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,249.623	100.0	26	1893*
—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1) 2,334.664	100.0	27	1894
—	—	—	—	—	172.000	6.8	—	—	2,526.899	100.0	28	1895
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,574.311	100.0	29	1896*
—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,048.052	100.0	30	1897
—	—	—	1,014.047	17.6	—	—	—	—	5,756.084	100.0	31	1898
—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,552.636	100.0	32	1899*
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,774.761	100.0	35	1902
—	—	—	—	—	15.557	0.3	—	—	4,529.608	100.0	36	1903
—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,705.765	100.0	37	1904
—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,259.580	100.0	38	1905
—	—	—	—	—	—	—	—	—	(2) 5,324.074	100.0	39	1905
—	—	—	—	—	473.264	5.4	—	—	8,757.555	100.0	43	1910
57.8	305.900	1.1	—	—	15,740.289	58.9	—	—	26,722.863	100.0	44	1911

付表 第2表 富田村歳入内訳

(単位 円)

会計年度	村税		財産より生ずる収入		使用料及手数料		国庫補助金		交付金		寄付金	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
1890 明治23	2,039,833	80.7	—	—	—	—	—	—	9,339	0.4	—	—
.....
1892 25	1,879,350	85.8	—	—	2,880	0.1	—	—	32,176	1.5	5,750	0.3
*1893 26	1,992,494	85.0	—	—	—	—	—	—	27,299	1.2	—	—
1894 27	2,224,382	80.3	—	—	2,700	0.1	—	—	26,174	0.9	—	—
1895 28	2,821,555	82.9	—	—	1,860	0.1	—	—	20,493	0.6	10,000	0.3
*1896 29	2,220,504	86.3	—	—	2,400	0.1	—	—	12,127	0.5	—	—
1897 30	3,838,121	90.2	—	—	—	—	—	—	22,956	0.5	—	—
1898 31	5,645,592	89.1	—	—	24,400	0.4	—	—	45,918	0.7	—	—
*1899 32	3,816,170	83.8	—	—	27,500	0.6	—	—	30,000	0.7	—	—
.....
1902 35	3,964,745	78.8	—	—	22,750	0.5	—	—	81,954	1.6	—	—
1903 36	4,257,916	87.3	—	—	30,400	0.6	—	—	79,736	1.6	—	—
1904 37	3,204,112	84.2	—	—	32,000	0.8	—	—	76,812	2.0	—	—
1905 38	4,232,585	91.6	—	—	32,600	0.7	7,100	0.2	97,631	2.1	—	—
1906 39	4,662,613	76.6	97,981	1.6	45,500	0.7	—	—	107,856	1.8	—	—
.....
1910 43	8,592,280	90.5	58,901	0.6	49,900	0.5	—	—	157,806	1.7	—	—
1911 44	11,712,390	43.1	1,553,943	5.7	70,300	0.3	19,000	0.1	186,500	0.7	2,100,000	7.7

〔注1〕 (1) 合計は、2,775円56銭1厘となる。したがって、%の合計が100.1%となり、わずかに合わない。

〔注2〕は資料が欠けていることを示す。

〔注3〕 * 予算決議書による。

〔注4〕 * を付した年度以外は決算額である。

〔資料〕 同上。

付表 第3表 富田村村税内訳

(単位 円)

会計年度	地価割		営業割		戸別割		所得割		国税営業税	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
1890 明治23	1,313,862	64.4	51,450	2.5	674,521	33.1	—	—	—	—
.....
1892 25	1,239,692	66.0	40,690	2.2	598,968	31.9	—	—	—	—
*1893 26	1,316,184	66.1	44,940	2.3	631,370	31.7	—	—	—	—
1894 27	1,312,452	59.0	36,046	1.6	870,935	39.2	—	—	—	—
1895 28	1,311,461	46.5	90,195	3.2	1,419,899	50.3	—	—	—	—
*1896 29	1,319,573	59.4	39,946	1.8	860,985	38.8	—	—	—	—
1897 30	2,968,475	77.3	65,004	1.7	804,642	21.0	—	—	—	—
1898 31	3,379,304	59.9	62,305	1.1	2,203,983	39.0	—	—	—	—
*1899 32	2,769,895	72.6	60,000	1.6	986,275	25.8	—	—	—	—
.....
1902 35	2,906,749	73.3	—	—	901,930	22.7	—	—	25,480	0.6
1903 36	2,909,542	68.3	—	—	1,185,860	27.9	—	—	24,400	0.6
1904 37	1,746,542	54.5	—	—	1,318,570	41.2	—	—	17,650	0.6
1905 38	1,747,641	41.3	—	—	2,210,900	52.2	134,924	3.2	21,670	0.5
1906 39	1,748,851	37.5	—	—	2,446,430	52.5	210,503	4.5	35,190	0.8
.....
1910 43	2,763,540	32.2	—	—	4,968,890	57.8	300,060	3.5	48,340	0.6
1911 44	2,226,480	19.0	—	—	8,638,400	73.8	257,500	2.2	41,610	0.4

〔注1〕は資料が欠けていることを示す。

〔注2〕 * 予算決議書による。

〔注4〕 * の付した年度以外は決算額である。

〔資料〕 同上。

(増補改訂版)

地方税補助金		県税補助金		雑収入		前年度繰越金		公債金		歳入合計		会計年度
金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	
-	-	-	-	143.825	5.7	334.771	13.2	-	-	2,527.768	100.0	明治23 1890
.....
-	-	-	-	132.443	6.0	138.611	6.3	-	-	2,191.210	100.0	25 1892
-	-	-	-	133.239	5.7	190.000	8.1	-	-	2,343.032	100.0	26 1893*
-	-	-	-	133.110	4.8	389.195	14.0	-	-	(1)2,770.612	100.0	27 1894
-	-	-	-	115.676	3.4	435.948	12.8	-	-	3,405.532	100.0	28 1895
-	-	-	-	159.433	6.2	179.847	7.0	-	-	2,574.311	100.0	29 1896*
-	-	-	-	170.956	4.0	220.893	5.2	-	-	4,252.926	100.0	30 1897
-	-	-	-	412.905	6.5	105.751	1.7	-	-	6,333.689	100.0	31 1898
18.713	0.4	-	-	187.000	4.1	473.253	10.4	-	-	4,552.636	100.0	32 1899*
.....
-	-	23.008	0.5	31.224	0.6	906.223	18.0	-	-	5,029.904	100.0	35 1902
-	-	66.735	1.4	229.453	4.7	213.761	4.4	-	-	4,878.001	100.0	36 1903
-	-	11.099	0.3	133.776	3.5	348.393	9.2	-	-	3,806.192	100.0	37 1904
-	-	12.431	0.3	139.103	3.0	100.427	2.2	-	-	4,621.877	100.0	38 1905
-	-	12.733	0.2	799.557	13.1	362.297	6.0	-	-	6,088.537	100.0	39 1906
.....
-	-	86.101	0.9	182.067	1.9	363.340	3.8	-	-	9,490.395	100.0	43 1910
-	-	-	-	5,382.049	19.8	732.840	2.7	5,400.000	19.9	27,157.022	100.0	44 1911

(増補改訂版)

県税営業税		税収合計		会計年度
金額	%	金額	%	
-	-	2,039.833	100.0	明治23 1890
.....
-	-	1,879.350	100.0	25 1892
-	-	1,992.494	100.0	26 1893*
-	-	2,224.382	100.0	27 1894
-	-	2,821.555	100.0	28 1895
-	-	2,220.504	100.0	29 1896*
-	-	3,838.012	100.0	30 1897
-	-	5,645.592	100.0	31 1898
-	-	3,816.170	100.0	32 1899*
.....
130.596	3.3	3,964.745	100.0	35 1902
138.114	3.2	4,257.916	100.0	36 1903
121.350	3.8	3,204.112	100.0	37 1904
117.450	2.8	4,232.585	100.0	38 1905
221.639	4.8	4,662.613	100.0	39 1906
.....
511.450	6.0	8,592.280	100.0	43 1910
548.400	4.7	11,712.390	100.0	44 1911

